

274
2

8. 2. 27

東京女子高等師範學校
第六臨時教員養成所

一覽

自昭和七年
至昭和八年

274-2

東京女子高等師範學校一覽

自昭和七年

發行所寄贈本

目次

勅諭、令旨及御歌 一

第一 教育要旨及生徒心得 六

一 東京女子高等師範學校教育要旨 六

二 東京女子高等師範學校生徒心得 六

第二 沿革略 八

第三 學年曆 一五

第四 關係法令 一七

一 師範教育令 一七

二 女子高等師範學校規程 一六

三 文部省直轄諸學校官制抄 一六

四 文部省直轄諸學校職員定員令抄 一三

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件 一三

六 帝國大學名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ關スル件 一三

七 奏任文官及判任文官ノ優遇ニ關スル件 一三

八 文部省直轄諸學校長職務規程 一三

九 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集規程抄 一三

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程 一三

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用 一三

十二 高等師範學校等卒業者服務規程 一三

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮方抄 一三

第五 規則 一四

一 東京女子高等師範學校規則 一四



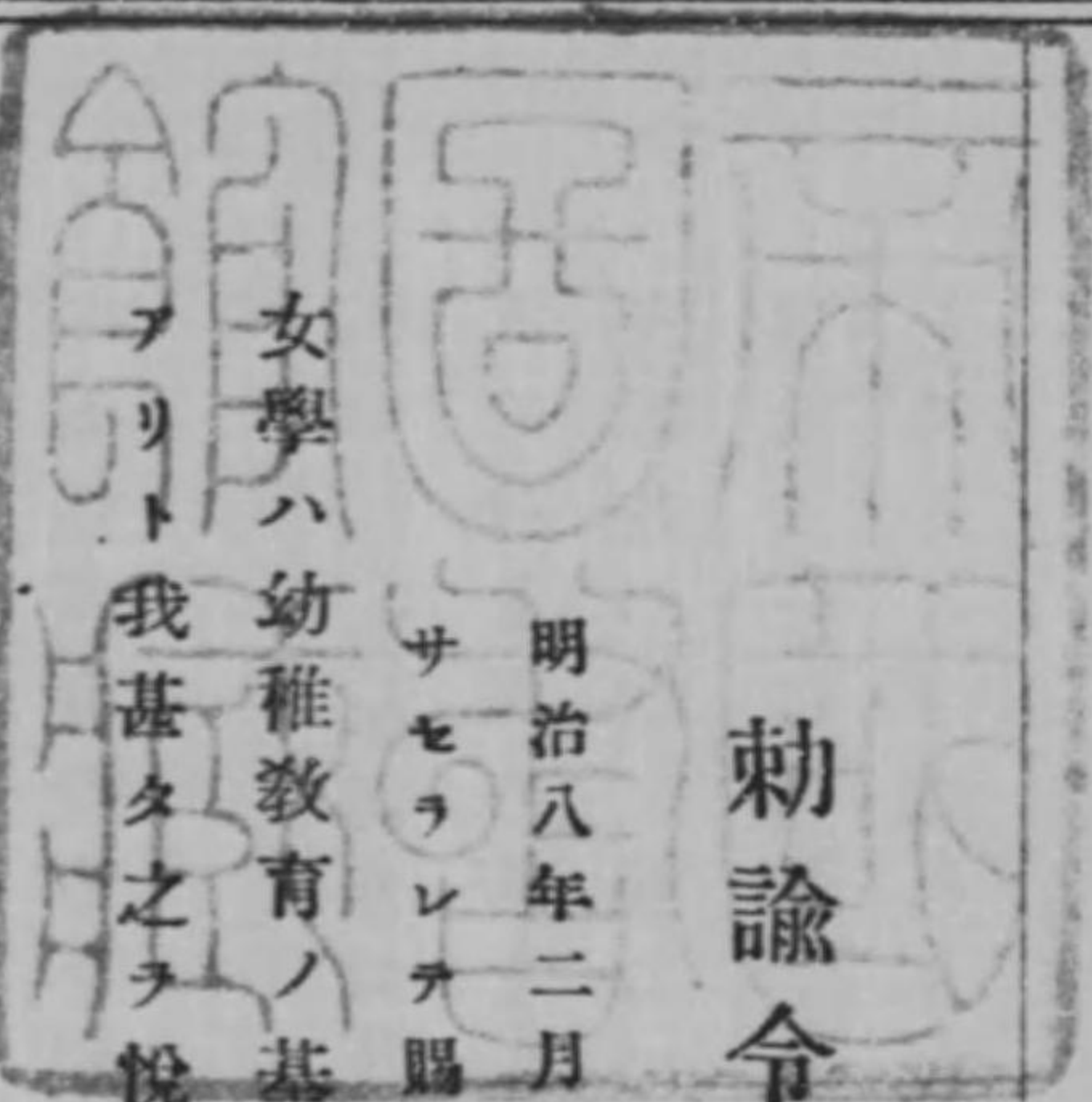
第一章 本科	四
第一節 總則	四
第二節 學科課程及教授時數	四
第三節 學年、學期及休業日	四
第四節 入學、在學、休學及退學	四
第五節 成績考查、修了及卒業	四
第六節 教育實習	五
第二章 研究科	五
第三章 專修科	五
第四章 選科生	五
二 東京女子高等師範學校保育實習科規則	五
三 東京女子高等師範學校附屬高等女學校規則	五
第一章 總則	五
第二章 學科課程	六
第三章 學年、學期及休業日	六
第四章 入學、在學、休學及退學	六
第五章 成績考查、修了及卒業	六
第六章 授業料	六
四 東京女子高等師範學校附屬小學校規則	六
五 東京女子高等師範學校附屬幼稚園規則	六
六 東京女子高等師範學校生徒獎勵費給與規程	六
七 東京女子高等師範學校授業費償還ニ關スル事項	六
八 外國人特別入學規程細則	六
九 聽講生編入規程	六
第六 細則	六
一 東京女子高等師範學校規則施行細則	六
第一章 選修科目及隨意科目	六
第二章 式日	六
第三章 入學及在學	六
第四章 成績考查	六
第五章 教育實習	六
第六章 研究科及選科生	六

二 寄宿舍規程	九
生徒心得細則	九
第一章 一般生徒心得	九
第二章 寄宿舍生徒心得	九
第三章 通學生徒心得	九
四 職員服務規程	九
第一章 教官ノ服務	九
第二章 事務員ノ服務	九
第三章 學校醫ノ服務	九
第四章 當直ノ服務	九
五 校務分掌規程	九
第一章 教務事務	九
第二章 分課事務	九
六 圖書室規程	九
七 附屬學校幼稚園主事等職務規程	九
八 會議規程	九
九 文書處理規程	九
十 物品會計規程細則	九
十一 非常心得	九
第七 獎學資金	九
一 獎學寄附金管理規程	九
二 獎學資金	九
三 獎學資金ニ關スル規程	九
第八 職員	九
第九 生徒	九
一 生徒氏名	九
二 生徒兒童幼兒數	九
(一) 生徒兒童幼兒數	九
(二) 本校生徒數	九
(三) 附屬高等女學校生徒數	九
(四) 附屬小學校兒童數	九
(五) 附屬幼稚園幼兒數	九
三 本校生徒本籍府縣別	九

四	本校生徒本籍府縣學歷別……………	一五三
五	入學志願者及入學者本籍府縣學歷別……………	一五三
六	入學志願者及入學者學歷及卒業年次別……………	一五三
七	本校生徒年齡別……………	一五七
第十	卒業者……………	一五六
一	本校卒業者氏名……………	一五六
二	本校卒業者數……………	一五三
第十一	敷地及建物……………	一五四
一	敷地……………	一五四
二	建物……………	一五四
三	建物略圖……………	一五四
附錄	……………	一五五
一	如蘭會規則……………	一五五
二	東京女子高等師範學校寄宿舍生徒規約……………	一五六

東京女子高等師範學校一覽

勅諭令旨及御歌



明治八年二月二日皇后陛下本校創立ノ事ヲ被聞召文部大輔田中不二磨ヲ宮中ニ召
サセラレテ賜リタル令旨

女學ハ幼稚教育ノ基礎ニシテ忽略ス可カラサル者ナリ聞ク頃者女子師範學校設立ノ舉
アリト我基タ之ヲ悅ヒ内庫金五千圓ヲ加資セン

明治八年十一月二十九日皇后陛下本校開校式ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨

女子教育ノ根柢ヲ培益セン爲メ去年此校ヲ設置有ントスルヲ聞キ嘉尙ニ堪ヘス今經營
既ニ成リ爰ニ開業ノ典ヲ舉ク庶幾クハ自今此校ノ旺盛ニ赴キ遂ニ女教ノ美果ヲシテ全
國ニ蕃結スルヲ觀ンコトヲ

明治九年二月十五日皇后陛下ヨリ賜リタル御歌

みか、すは玉もか、みもなにかせん學ひの道もかくこそ有けれ

明治九年九月二十五日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨
今や開業の後日尙淺しといへとも生徒の學業既に進歩の効あることを見る誠に喜ふへし猶教員の善く導くと生徒の善く勉むるとを以て倍其上達を致さんことを望む所なり

明治十年十一月二十六日皇太后陛下皇后陛下附屬幼稚園ニ臨御アラセラレシ時皇太后陛下ヨリ賜リタル令旨

曩に此園の設けあるを聞き今其さまを觀るに幼稚の訓育稍々宜に適ひたることを知りぬ尙倍訓育の方を竭し幼稚をして身を保ち智を増さしめむことを望む

同年同月同日皇后陛下ヨリ賜リタル令旨

人の身を保ち智を増さんは稚き時の育方にあれば此園の業もいと難かるへきをいま稚き者共の狀を觀るに其身の健にして其智の開けゆかん效までまのあたりに知られたるはまことに喜はしき事なり尙務めて此園の育方を普く敷きなは人々をして皆洪福あらしめんこと誰れか疑ふへき

明治十二年二月十三日皇后陛下第一回卒業證書授與式ニ臨御アラセラレシ時賜リ

タル令旨

此學校創めて立しより教員善く教へ生徒善く學ひ今卒業證書授與の式を觀るに至る寔に喜ふへしされと小しく成るに安んずるは人情の常なれば縦ひ業を卒れりとますく勉めて他日大に成ことあるを望む

明治十四年五月二十四日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル令旨

生徒ノ學業年ヲ遂フテ進歩ノ効アルコトヲ見ル誠ニ喜ハシ猶教員ノ善ク導クト生徒ノ善ク勉メシコトヲ望ム

明治十九年五月十八日東京師範學校ニ臨幸アラセラレシ時賜リタル勅諭

本日親しく此校に臨み教務改良諸事整理の緒に就くを見るは朕か甚た嘉みする所なり教官等の勉勵に因り將來益進歩する所あらんことを望む

大正四年十一月二十九日博恭王妃殿下開校四十年分立二十五年記念式ニ台臨アラセラレシ時賜リタル令旨

茲ニ開校四十年記念式ノ舉行ニ際シテ恭ク

皇后陛下ノ旨ヲ承ケ來リ臨ミテ此ノ盛事ヲ睹ル欣喜何ソ勝ヘム惟フニ明治八年
昭憲皇太后ノ開校ノ式ニ臨ミタマヒシヤ深ク當局者ノ計畫ヲ嘉シ親諭シテ他日ノ効果
ヲ庶幾シタマヘリ蓋今日女子教育ノ隆運ヲ馴致シタルハ其ノ胚胎セシ所亦甚遠シト謂
フヘクシテ實ニ從事ノ人匪勉努力シテ懿旨ニ奉答センコトヲ期セシニ外ナラストス
皇后陛下遺範ヲ紹述シタマヒ方ニ女子教育ノ事ニ御心ヲ注キテ更ニ將來ノ大成ヲ望マ
セタマヘハ諸員ハ宜ク益奮勵シテ敢テ或ハ懈ルコトナカルヘシ

大正十四年十一月二十九日皇后陛下開校五十年記念式ニ臨御アラセラレシ時賜リ
タル令旨

茲ニ親しく開校五十年記念式を舉ぐるの盛事を見る欣悦何ぞ勝へむ
昭憲皇太后曩に開業の式に臨ませられ深く當路の計畫を佳尚し女子教育を發展せしむ
へきことを親諭せらるる惟ふに今日の興隆由て來る所已に尙し從事の人常に志を此に置
き又能く時世の進運に鑑みて懈ることなく業を修むる者亦意を潜めて訓育の國家人心
と須くも離るへからざる所以を究めは庶幾は
遺範に副ふことあらむ各自其れ之れを勉めよ

昭和五年三月二十七日皇后陛下本校ニ臨御アラセラレシ時賜リタル御言葉
本日此校ニ臨ミ詳ニ課業ノ實際ヲ見學校長ヲ始メ職員等ガ熱心ニ教導ニ當リ生徒等モ
亦眞率ニ勉勵シツツアルハ満足ニ堪ヘズ
此校ハ創立以來既ニ五十餘年ヲ經成績愈々揚ガリ國家社會ニ貢獻セシ所洵ニ多シ此レ
實ニ
昭憲皇太后竝皇太后陛下ノ御懿旨ニ副フ所以タルヲ信ズ
今ヤ女子教育ハ益々振興ノ必要ヲ感ゼシムルモノアリ諸子宜シク此校ノ本旨タル師範
教育ガ眞ニ女子教育ノ源泉ヲ爲スヲ思ヒ一層努力ヲ加ヘ以テ時世ノ進運ニ伴ハンコト
ヲ期スベシ

第一 教育要旨及生徒心得

一 東京女子高等師範學校

教育要旨

本校ハ女子教育ノ淵源ニシテ風教化育ノ依テ
生スル所ナレハ殊ニ教育ニ關スル勅語ノ趣旨
ヲ奉體シテ其ノ實効ヲ擧ケンコトヲ務ムヘシ
乾坤德ヲ異ニシ陰陽行ヲ同シクセス本校ノ教
育ハ一ニ女子ノ性ニ順ヒテ之ヲ施スヘシ
德義ヲ以テ教化スルハ教育ノ骨髓ナリ本校生
徒ハ他日人ノ師表母儀タルヘキ重任ヲ負フモ
ノナレハ最モ品行ノ端正志操ノ廉潔ヲ尙ハシ
ムヘシ且ツ謙讓ノ美德ト進取ノ氣象トハ偏廢
スヘカラス二者其ノ宜シキヲ得シムヘシ
生徒心身ノ關係ニ注意シテ其ノ健康ヲ増進セ

シメ適實ナル教授ヲ施シ生徒ヲシテ隨テ學ヘ
ハ隨テ行ヒ所謂知行合一ヲ期セシムヘシ

二 東京女子高等師範學校

生徒心得

一 本校生徒ハ卒業ノ後國家教育ノ重任ニ當
ルヘキ者ナリ故ニ特ニ教育ニ關スル勅語ノ
大旨ヲ奉體シ德ヲ修メ業ヲ勵ミ以テ其ノ本
分ヲ盡サンコトヲ期スヘシ
一 常ニ貞淑勤儉ヲ旨トシ聊カモ虛偽浮薄ノ
言行ヲナス可ラス言ハ衷心ヨリ發シ行ハ誠
意ヨリ出テ女子ノ師表タルヘキ德操ヲ備ヘ
ンコトヲ務ムヘシ
一 校規學則ヲ守ルハ勿論時々ノ訓諭命令ニ

從ヒ尊長ヲ恭敬シ朋友ヲ信愛シ常ニ禮節ヲ
正シクシテ師弟ノ義長幼ノ序ヲ明ニスヘシ
一 平素衛生ニ注意シテ眠食勞逸ノ度ヲ節シ
以テ身體ノ健康ヲ増進センコトヲ務ムヘシ

第二 沿革 略

廣ク世局ノ進運ニ鑑ミ女子教育ノ忽ニスヘカ
 ラサルヲ察シ明治七年一月文部少輔田中不二
 齋ハ女子師範學校設置ノ必要ヲ具シテ太政大
 臣ノ裁可ヲ乞フ茲ニ於テ文部卿ハ同年三月十
 三日神田區宮本町八番地後現時ノ本郷區湯島
 三丁目二十四番地ニ變更ヲトシテ東京女子師
 範學校ヲ創立セリ之ヲ本校ノ起源トナス
 明治七年 四月十四日小杉恒太郎校長ニ任セ
 ラル
 明治八年 二月二日皇后陛下本校ノ設立ヲ嘉
 シ給ヒ御内庫金五千圓下賜セララル○七月廿九
 日當校ニ於ケル學科ヲ定メラレタルヲ以テ翌
 八月教則ヲ制定ス○十一月十八日中村正直代
 リテ本校ノ攝理トナル○同月二十九日校舍新

築成ル仍テ開校式ヲ舉ク此ノ日皇后陛下行啓
 アラセラレ令旨ヲ賜フ
 明治九年 二月十五日皇后陛下御歌ヲ賜フ奉
 シテ校歌トナス○四月師範學科ヲ本科ト名ツ
 ケ別ニ豫備ノ教科ヲ設ケテ別科ト稱シ尋イテ
 豫科ト改稱ス○六月附屬幼稚園ヲ設立シ幼兒
 ノ保育ヲナス之レ本邦ニ於ケル幼稚園ノ嚆矢
 ナリ○九月二十五日皇后陛下行啓アラセラレ
 令旨ヲ賜フ
 明治十年 十一月二十六日皇太后陛下皇后陛
 下幼稚園ニ行啓アラセラレ令旨ヲ賜フ
 明治十一年 六月保姆練習科ヲ置ク○七月附
 屬小學校ヲ創設シ練習小學校ト稱ス
 明治十二年 二月十三日第一回卒業證書授與

式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下行啓アラセラレ令
 旨ヲ賜フ○同月豫科ヲ廢ス
 明治十三年 五月福羽美靜代リテ本校攝理ト
 ナル○七月大ニ校則ヲ葺革シ保姆練習科ヲ廢
 シ幼兒保育法ハ之ヲ本校ノ課程ニ編入シ再ヒ
 豫科ヲ置ク
 明治十四年 二月十二日禮節教場新設落成ノ
 旨聞シ召サレ特ニ攝理ヲ召シ皇后陛下ヨリ該
 教場用トシテ抱一上人筆三幅對畫幅ヲ賜フ○
 四月附屬練習小學校ノ教則ヲ改メ附屬小學校
 ト改稱ス○五月二十四日皇后陛下行啓アラセ
 ラル○七月那珂通世校長ニ任セララル
 明治十五年 七月豫科ヲ廢シ附屬高等女學校
 ナ設置シ附屬小學校ノ教則ヲ改メ附屬女兒小
 學校ト改稱ス○十二月二十六日天皇后兩陛
 下ノ御眞影ヲ下賜セララル
 明治十八年 八月本校及附屬校園ヲ東京師範

學校ニ合併シ本校ヲ東京師範學校女子部ト稱
 ス時ニ高嶺秀夫東京師範學校長タリ
 明治十九年 二月附屬高等女學校ヲ文部大臣
 官房附屬トシ東京高等女學校ト稱ス
 明治二十年 四月曩ニ勅令ヲ以テ公布セラレ
 タル師範學校令ニ基キ東京師範學校ヲ改メテ
 高等師範學校ト稱ス○同月山川浩校長ニ任セ
 ラル
 明治二十三年 三月二十四日高等師範學校女
 子部ヲ分離シ女子高等師範學校ト稱シ東京高
 等女學校及高等師範學校附屬幼稚園ヲ本校ノ
 附屬トシ別ニ附屬小學校ヲ設置シ高等師範學
 校附屬小學校ノ女兒ヲ轉學セシム○同月中村
 正直校長ニ任セララル○十二月二十五日御親署
 勅語ヲ下賜セララル
 明治二十四年 四月本校學則及寄宿舍規則ヲ
 定ム○六月校長中村正直卒去村岡範爲馳校長

心得ヲ命セラルル○八月十日中川謙二郎代リテ校長心得ヲ命セラルル○八月十六日細川潤次郎校長ニ任セラル

明治二十五年 四月二十五日皇后陛下行啓アラセラル○五月附屬小學校分室ヲ設ク○九月附屬幼稚園分室ヲ設置ス

明治二十六年 二月七日皇太子殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラル○三月附屬校園ノ規則ヲ改正ス○十月十六日皇后陛下行啓アラセラル

明治二十七年 三月秋月新太郎校長ニ任セララル○五月本校各部ノ内規ヲ定ム○六月本校教育要旨ヲ定ム○七月附屬小學校規則ヲ改正ス○十月本校規定ヲ定ム○十二月本校規則ヲ改正シテ選科ヲ置ク

明治二十八年 四月附屬高等女學校規則ヲ改正ス○十月本校生徒心得ヲ定ム○十一月寄宿舎規則ヲ改正ス

明治二十九年 五月本校規則ヲ改正シ専修科ヲ置ク○五月十八日皇后陛下行啓アラセラル○七月本校規則ヲ改正シ保姆練習科ヲ置キ十月授業ヲ開始ス

明治三十年 九月第一回家事專修科及第二回保姆練習科ノ授業ヲ開始ス○十一月高嶺秀夫校長ニ任セラル○十二月曩ニ公布セラレタル文部省令ニ基キ本校規則ヲ改メ科ヲ分チテ文科理科ノ二トナシ生徒定員ヲ二百名トス

明治三十一年 一月本校規則ヲ改メ研究科ヲ設置ス

明治三十二年 二月本校規則ヲ改正シ文科理科ノ外ニ技藝科ヲ置キ生徒定員ヲ増シテ三百名トナス○三月高等女學校令ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改メ同月附屬小學校規則ヲ定ム○六月國語專修科地理歴史專修科ノ規則ヲ定ム

明治三十三年 一月國語專修科ヲ置ク○三月本校規則ヲ改正シ本校生徒假入學ノ件ヲ削除シ又曩ニ發布セラレタル幼稚園設備準則ニ基キ附屬幼稚園規則ヲ改正ス○五月本校規則中試験ニ關スル件ヲ改正ス○六月國語專修科ノ名稱ヲ改メテ國語漢文專修科トナス○九月地理歴史專修科ヲ置キ授業ヲ開始ス

明治三十四年 一月第三回保姆練習科ノ授業ヲ開始ス○二月改正小學校令及小學校令施行細則ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス○同月高等女學校令施行規則ニ基キ附屬高等女學校ノ規則ヲ改正シ補習科ヲ廢シテ修業年限三箇年ノ專攻科ヲ置ク○六月國語漢文專修科及附屬高等女學校ノ規則ヲ改正ス○九月第二回國語漢文專修科ノ授業ヲ開始ス

明治三十五年 一月地理歴史專修科規則ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘテ二箇年トシ學科目中ニ

英語ヲ加フ○二月家事專修科ノ規則ヲ改正ス○三月生徒學資支給規則ヲ改正セラル○四月第二回地理歴史專修科及家事專修科ノ授業ヲ始ム○同月附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○七月本校規則中ニ改正ヲ加フ○十月二十八日皇后陛下行啓アラセラル

明治三十六年 一月國語體操專修科ヲ置ク○四月國語體操專修科ノ授業ヲ開始ス○十月文部省令第三十二號ニ基キ本校規則ヲ改正シ同時ニ附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○十二月文部省令第三十六號ニ據リ生徒學資支給規程ヲ定ム

明治三十七年 二月訓令ニ依リ附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ施行スルコトトシ其ノ規則ヲ定ム○同月小學校令施行規則ノ改正ニ基キ附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月附屬小學校第三部ニ二部教授ヲ開始ス○同月文部省

令第三號ノ趣旨ヲ準用シ出征又ハ應召軍人ノ子女ニ對シ授業料ヲ免除ス○五月第三回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○同月數學物理化學專修科ヲ設置ス○十月數學物理化學專修科ノ授業ヲ開始ス○十二月本校及附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ

明治三十八年 一月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○同月國語體操專修科規則第七條試驗科目中ニ漢文ヲ加フ○三月教員服制ヲ改正ス○同月附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○四月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月研究科生徒學資支給規程ヲ定ム○官費研究科授業ヲ開始ス○同月第二回國語體操專修科ノ授業ヲ開始ス○十一月家事專修科ノ規則ヲ改定シ修業年限ヲ延ヘテ三箇年トス

明治三十九年 三月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月保育實習科ヲ設置ス○四月當校内ニ第

六臨時教員養成所英語科ヲ置カル○同月第四回家事專修科ノ授業ヲ開始ス○五月保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月生徒學資支給規則中ニ改正ヲ加フ○十月地理歷史專修科ノ規定ヲ改正シ修業年限ヲ延ヘ三箇年トス

明治四十年 二月附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月官費研究科第二回ノ授業ヲ開始ス○五月第三回地理歷史專修科國語體操專修科及第二回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○六月附屬高等女學校教科用書ヲ改正ス○十一月本校規則中改正ノ豫備トシテ教育實習ニ關スル條項ヲ假定シ四十一年度ヨリ試ニ施行スルコトトス○十二月小學校令中改正ニ基キ附屬小學校規則ヲ改正ス

明治四十一年 三月文部省令第三號ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月三十日勅令第六十八號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制改正ノ結

果トシテ當校ハ四月一日ヨリ東京女子高等師範學校ト改稱ス○六月本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月五日皇后陛下行啓アラセラル○十一月二十九日皇孫迪宮淳宮兩殿下成ラセラル

明治四十二年 一月第三回保育實習科ノ授業ヲ始ム○二月家事專修科ノ規則ヲ改正ス○三月前年度ニ於テ假ニ施行セル教育實習ニ關スル條項ニ基キ本校規則中ニ改正ヲ加フ○同月當校内ニ附設セラレタル第六臨時教員養成所ノ英語科ヲ廢シ更ニ家事科ヲ置カル○四月第三回官費研究科ノ授業ヲ始ム○同月外國人特別入學規程細則ヲ定ム○五月私費專修科生徒寄宿舎ヲ牛込區揚場町ニ設ケ東京女子高等師範學校寄宿舎分舎ト稱ス○同月第五回家事第四回國語體操兩專修科ノ授業ヲ始ム○十二月十三日皇孫光宮殿下成ラセラル

明治四十三年 二月二十二日校長高嶺秀失薨

去ス○同二十三日教授飯盛挺造校長代理ヲ命セラル○三月四日仙臺高等工業學校長中川謙二郎校長ニ任セラル○四月十一日第四回保育實習科ノ授業ヲ開始ス○五月六日各學科ニ主任ヲ置ク○七月一日生徒學資支給規程ヲ改正ス○十月四日圖書主任ヲ置ク○十月二十六日生徒及卒業生授業費ニ關スル件ヲ定ム○十一月十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ文科理科技藝科ヲ更ニ各第一部第二部ニ分チ生徒ノ定員ヲ増シテ四百五十人トシ私費生ヲ置ク○十二月二十日寄宿舎規則中ニ改正ヲ加フ

明治四十四年 二月一日附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校第三部ニ補習科ヲ置ク○四月小石川區原町百二十五番地ニ校外寄宿舎ヲ新設シ之ヲ第三寄宿舎ト稱シ從來ノ寄宿舎分舎ヲ第二寄宿舎ト改稱ス○同月寄宿舎生徒心得ニ改正ヲ加ヘ通學生徒心得ヲ定ム○五月二

十三日事務員分掌規程中ニ改正ヲ加ヘ圖書掛
ヲ新設ス○六月五日附屬高等女學校同小學校
ノ規則中ニ改正ヲ加ヘ夏季休業ヲ短縮ス○六
月十七日日本郷區湯島三丁目二十三番地所在東
京高等師範學校所用土地建物ヲ本校ノ管理ニ
屬セラル○九月八日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ
本科ニ於ケル試驗科目ヲ定メテ各科共通トス
○十月七日入學志望者心得ヲ定ム
明治四十五年 一月十八日選科細則ヲ定ム○
同月二十五日生徒學費支給規程中ニ改正ヲ加
ヘ研究科ノ定員三人ヲ十人以內ニ改ム○同月
二十三日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加ヘ本園
ヲ第一分室ヲ第二部ト改メ第一部ニ於ケル
保育料ヲ増シ第二部ノ保育料ヲ徴收スルコト
トス○二月一日附屬高等女學校規則中ニ改正
ヲ加ヘ定員ヲ増シテ四百人トシ授業料ヲ増シ
專攻科學科課程ヲ改メ選科生ハ第二部ニ限リ

入學ヲ許スコトトス○三月二十八日附屬小學
校規則中ニ改正ヲ加フ○四月第三寄宿舎ヲ牛
込區赤城元町二十五番地ニ移シ第二寄宿舎ヲ
第六臨時教員養成所寄宿舎トナス○六月三日
皇后陛下行啓アラセラル○六月十二日第一回
女子通俗講話會ヲ開催ス○六月三十日職員心
得及附屬校園職務規程ヲ定ム○七月六日皇太
子皇太子妃兩殿下ノ御寫眞ヲ下賜セラル仍テ
明治二十六年二月下賜セラレタル皇太子殿下
ノ御寫眞ヲ返納ス
大正元年 十月十二日本校規則中ニ改正ヲ加
ヘ從來生徒ハ地方長官ノ薦舉ニ依ルモノナリ
シヲ其ノ出身學校長ノ薦舉トナシ同時ニ入學
志望者心得ヲ改ム○同月十五日學科目主任ヲ
置ク○同月二十三日學校醫職務規程ヲ定ム○
同月二十八日明治四十五年六月三日皇后陛下
行啓ノ節下賜セラレタル金員ヲ恩賜獎學資金

トシテ永久ニ保管スルコトトス○同月三十日
圖書室規程ヲ定ム
大正二年 一月二十四日生徒學費支給規程中
ニ改正ヲ加フ○三月三日共通學科主任ヲ置キ
同日女子教育研究部ヲ設ケ主任ヲ置ク○三月
八日本校規則中ニ改正ヲ加フ○四月一日附屬
校園規則中ニ改正ヲ加フ○東校舍ニ接續シテ
増築セル本校々舎一部竣工ス○第二寄宿舎ヲ
本郷區森川町一番地ニ設ク○同月十一日本校
生徒ニ佩用セシムヘキ徽章ヲ定ム○五月二十
一日女子教育研究部規程ヲ定ム○七月二十四
日西校舍明治八年築造ヲ取毀ツ○十二月十八
日醫局ヲ新設シ主任ヲ置キ其ノ職務規程ヲ定
ム○同日寮務掛ヲ新設シ事務員事務分掌規程
ヲ改正ス
大正三年 二月二日必要アル場合ニ於テハ各
科ニ副主任ヲ置クコトトシ技藝科ニ副主任ヲ

置ク○二月十九日附屬高等女學校並附屬小學
校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬小學校ノ補習科ヲ
廢シ附屬高等女學校ニ修業年限二箇年ノ實科
ヲ置ク○三月五日獎學寄附金管理規程ヲ定ム
○三月二十日東校舍ニ接續シテ増築セル校舍
落成ス○三月二十三日本校規則中ニ改正ヲ加
ヘ技藝科ヲ家事科ト改稱シ文科及理科ニ於ケ
ル第一第二ノ部別ヲ廢シ學費ハ總ヘテ自費ト
ナス○三月三十一日附屬高等女學校實科規則
ヲ定メ四月一日ヨリ實施ス○四月十五日保育
實習科主任ヲ置ク○六月十日附屬高等女學校
專攻科及實科ニ主任ヲ置ク○七月十日各學級
ニ主任ヲ置ク○九月七日附屬高等女學校同小
學校規則中ニ改正ヲ加ヘ附屬高等女學校ニ於
ケル教育ヲ必修科目トシ生徒ノ定員ヲ増シテ
五百人トナス○十一月十二日生徒獎勵費給與
規程ヲ定ム○十一月十七日本校及附屬高等女

學校卒業式日ヲ三月二十七日ニ改メ同小學校卒業式日ヲ三月二十六日トナス○十一月二十一日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ○十二月一日昭憲皇太后御遺物梨子地桐鳳凰蒔繪御料紙文匣同硯箱ヲ下賜セララル

大正四年 一月物品會計規程細則ヲ定ム○二月二十五日保育實習科規程ヲ改正シ授業料ヲ徵收スルコトトナス○同月同日寄宿舎規則中ニ改正ヲ加フ○同月同日附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○三月十二日會議規程ヲ改メ教授會ヲ設ク○三月二十七日家事參考品室ヲ設ク○四月十日日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ入學檢定料ヲ徵收スルコトトシ選科生ノ授業料ヲ定ム○四月二十四日第二回女子通俗講話會ヲ開催ス○五月二十八日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加ヘ入學檢定料ヲ定メ附屬高等女學校專攻科ニ入學スル者ノ授業料ヲ定ム○八月二

日學科主任、學級主任及學科目主任規程ヲ定ム○八月三日庶務教務會計ノ三掛ニ掛長ヲ置ク○八月十四日高等女學校令施行規則ノ一部改正ニ基キ附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ加フ○九月三日附屬高等女學校專攻科規則ニ改正ヲ加ヘ同科卒業者ニシテ相當ノ成績ヲ得タル者ハ無試驗檢定ニ依リ家事科教員ノ免許狀ヲ授與セララル途ヲ開ク○十月一日勳章授與式例第五條ニ依リ勳章授與式次第ヲ定ム○十月二十一日天皇陛下御眞影ヲ下賜セララル○十一月五日第三回女子通俗講話會ヲ開催ス○十一月卒業者ノ爲講話會ヲ開催スル計畫ヲ以テ其ノ第一回ヲ開ク○十一月卽位ノ大禮ヲ行ハセラレタルニ付此ノ曠古ノ盛典ヲ記念スル爲大禮記念文庫ヲ設ク○十一月二十九日開校四十年分立二十五年記念式ヲ舉行ス當日ハ皇后陛下思召ヲ以テ特ニ博恭王妃經子殿下ヲ御

差遣アラセラレ殿下ヨリ令旨ヲ賜フ此ノ日昭憲皇太后ノ御下賜品御遺物等ノ保管並明治時代ニ於ケル我カ國文化ノ發達變遷ヲ記念スヘキ物品ノ陳列ヲナスタメ明治記念室ヲ設ク○十二月十七日明治記念室主任ヲ置ク

大正五年 一月十四日庶務主任及教務主任ヲ置ク○一月十五日圖書主任ヲ圖書室主任ト改メ其ノ規程ヲ定ム○三月二十八日圖書室規程ヲ改正ス○四月寄宿舎生徒心得及通學生徒心得ヲ改ム○五月十六日附屬校園規則中ニ改正ヲ加フ○五月二十五日教育實習ニ關スル規程ヲ定ム○六月十二日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加フ○六月十四日日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ本科入學志願者年齢十七年ヲ十六年トス○六月十八日第四回女子通俗講話會ヲ開ク○七月十二日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○八月四日獎學資金ニ關スル規程ヲ定ム○十月

二十一日皇后陛下、皇太子殿下御眞影ヲ下賜セララル○十月二十三日皇后陛下行啓アラセララル○十一月卒業者第二回講習會ヲ開ク

大正六年 六月九日第五回女子通俗講習會ヲ開ク○六月十一日東京音樂學校長湯原元一校長ニ任セララル○七月六日前校長中川謙二郎名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○七月二十五日卒業者第三回講習會ヲ開ク○十一月二十七日日本校ニ於ケル重要事項ヲ評議スル機關トシテ評議員ヲ設ケ十二月六日其ノ規程ヲ實施ス

大正七年 四月二十五日卒業生ノ身上ニ關スル取扱内規ヲ定ム○五月二十五日第六回女子通俗講話會ヲ開ク本會ハ從來本校ノ事業トシテ繼續シ來リシカ今回之ヲ卒業生團體櫻蔭會ノ事業ニ移ス○六月五日東伏見宮妃周子殿下台臨アラセララル○八月一日卒業者等第四回講習會ヲ開ク○十月一日退職職員送別ニ關スル

内規ヲ定ム○十一月二十八日教育實習ノ改善ヲ圖ル爲假規定ヲ定メ試ニ之ヲ實施ス

大正八年 三月附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ無試験檢定ニ依リ中等教員家事科免許狀授與ノ特典ヲ得○四月四日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ家事科第二部ヲ廢シ家事科第一部ヲ家事科トナス○同月同日圖書專修科設置規則制定ノ許可ヲ得新ニ修業年限三箇年ノ圖書專修科ヲ置ク○四月十六日學科主任、學級主任及學科目主任規程ニ改正ヲ加ヘ學級主任ヲ止ム

○四月二十六日寄宿舎内規及通學生心得ヲ改正ス○圖書專修科主任及副主任ヲ置ク○五月十九日圖書專修科ノ授業ヲ始ム○五月三十一日寄宿舎規則ヲ改正ス○十月八日現代ニ於ケル内外ノ情勢ニ就キ精確ナル理解ト正當ナル判斷トヲ與フル目的ヲ以テ現代科ヲ置ク

大正九年 三月三十一日許可ヲ得テ附屬小學

校規則中ニ改正ヲ加ヘ第三部ニ於ケル授業料ヲ徵收スルコトトス○大正八年度中ニ於テ寄宿舎食堂及寮舎ノ一部改築ヲ了ス○六月九日附屬高等女學校專攻科ニ於ケル夏季休業ノ期間ヲ改メテ本校同様トナス

大正十年 二月十七日許可ヲ得テ本校並圖書專修科規則中ニ改正ヲ加ヘ入學試驗科目中ニ英語及代數初步ヲ加ヘ教育實習期間ヲ減縮ス

○三月十六日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科ニ於テ從來ノ第一部第二部ヲ廢シテ新ニ國語部、英語部、家事部ノ三部ヲ置ク○四月二十六日書記ノ定員ヲ増シテ七名トス○五月四日外國人特別入學規程細則中ニ改正ヲ加フ○七月九日豫テ當校職員及櫻蔭作樂兩會員中ニ於ケル有志ノ釀金ヲ以テ當校開校四十年分立二十五年祝賀記念ノタメ建築ノ計畫アリシカ工事落成ヲ告ケタルヲ以テ本日之ヲ當校

ニ寄贈セリ仍テ受ケテ記念館ト稱ス○十一月九日校長湯原元一東京高等學校校長ニ轉任、松本高等學校校長茨木清次郎校長ニ任セラレ○十二月十四日本校及附屬校園規則中ニ改正ヲ加ヘ本校選科附屬各部ニ於ケル授業料保育料ヲ増額シ附屬高等女學校生徒ノ檢定料並入學料ヲ増徴スルコトトス又保育實習科ノ定員ヲ増シテ二十名トシ同時ニ授業料ヲ増シ檢定料ヲ徵收スルコトトス

大正十一年 三月三日附屬高等女學校實科規則中ニ改正ヲ加フ○七月十四日文部省告示ヲ以テ中等教員無試験檢定ニ關スル指定學校及學科中ニ改正ヲ加ヘラレタルニ依リ當校附屬高等女學校專攻科卒業者ニ對シ國語部ニ在リテハ國語、英語部ニ在リテハ英語、家事部ニ在リテハ家事ノ免許狀ヲ授與セララルコトトナレ

大正十二年 九月一日午前十一時五十八分稀有ノ大地震アリ煉瓦建ノ校舎(本部)ハ龜裂ヲ生シ加フルニ破壊墜落セシ箇所多ク到底再ヒ使用スルニ堪ヘサル程度ノ損害ヲ被リシカ木造ノ校舎ハ其ノ一部ノ屋根瓦搖落ヒシニ止リ被害比較的少カリシモ西方ヨリノ延火ニ依リ僅ニ表門々衛所一棟ヲ殘シテ午後五時悉ク類焼ノ災ニ罹レリ但御眞影其ノ他貴重品ハ之ヲ奉遷シ緊要書類ハ其ノ一部分ヲ搬出スルヲ得タリ○九月二日東京音樂學校内ニ假事務所ヲ設ケ應急事務ヲ開始ス○九月十七日御眞影其ノ他貴重品ヲ一時宮内省ニ保管方願出ツ○十月一日假事務所ヲ東京府女子師範學校内ニ移シ同時ニ假教場及寄宿舎ヲ設ク即チ東京府女子師範學校内ニ本校ノ一部及附屬高等女學校專攻科假教場ヲ、東京高等師範學校内ニ本校ノ一部及附屬小學校ノ假教場ヲ、女子學習院内ニ

附屬高等女學校本科及實科ノ假教場ヲ帝國女子專門學校内ニ本校ノ一部及附屬幼稚園假保育場ヲ設ケ東京官學校内ニ第一假寄宿舎ヲ東京府立第五高等女學校内ニ第二假寄宿舎ヲ置ク○十月十五日附屬小學校ノ授業ヲ始ム○十月二十二日附屬高等女學校本科及實科ノ授業幼稚園ノ保育ヲ開始ス○十一月一日本校附屬高等女學校專攻科及第六臨時教員養成所ノ授業ヲ始ム○十一月八日獎勵費給與規程中ニ改正ヲ加フ○十二月八日皇后陛下女子學習院ニ行啓ノ際當校附屬高等女學校ノ授業ヲ御巡覽アラセラル

大正十三年 一月三十一日東京官學校内ニ假設セル寄宿舎ヲ東京府立第五高等女學校内ニ設ケタル第二假寄宿舎ニ移ス○三月二十日日本郷區湯島三丁目舊校舍跡ニ昨年震災後建築ニ着手シタル假校舍略落成シタルヲ以テ全部復

歸ス新築假校舍ハ木造平家ニシテ其ノ建坪五千七百餘坪工費九十七萬餘圓ヲ算ス○六月十日震災直後宮内省ニ保管ヲ願ヒ置キタル御眞影其ノ他ノ貴重品ヲ本校ニ奉安ス○十月二十七日皇后陛下行啓アラセラル

大正十四年 四月一日勅令第八十號ヲ以テ職員定員令中改正ヲ加ヘラレ助教九人ヲ八人ニ改メラル○五月十三日岩川友太郎東京女子高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○六月三日勅令第二百十六號ヲ以テ職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ書記七人ヲ八人ニ増員セラル○六月十一日東伏見宮妃周子殿下臺臨アラセララル○十一月二十九日開校五十年ニ相當スルヲ以テ記念式ヲ舉行ス此ノ日皇后陛下行啓アラセラレ令旨ヲ賜フ

大正十五年 八月二十七日文部省令第二十八號ヲ以テ生徒募集規程ヲ改正セラレタルヲ以

テ本校規則中ニ改正ヲ加ヘ十月五日許可ヲ得タリ之ニ仍リテ從來ノ志望學科ニ對スル第一第二ノ制ヲ廢シ入學試驗科目ニ就テハ國語英語數學ハ各科共通トシ外文科ニ在リテハ歴史又ハ地理ヲ理科家事科ニ在リテハ物理化學又ハ動物植物ノ内其ノ一ヲ課ス而シテ選拔試驗ハ之マテ東京府ヲ除クノ外ハ當該學校ノ屬スル地方廳所在地ニ於テ地方長官監督ノ下ニ施行セシカ之ヲ限定シテ東京奈良札幌仙臺金澤松江廣島福岡ノ八ヶ所ニ試驗場ヲ設ケ直接本校監督ノ下ニ試驗シ右ノ外沖繩縣並朝鮮臺灣關東州樺太青島ノ管外各廳下ニ於ケル志望者ハ其ノ當該長官監督ノ下ニ受験セシムルコトトナレリ○九月十八日校内ニ於ケル一般ノ情報ヲ通知スルタメ毎週土曜日校報ヲ發行スルコトトナス○校門閉閉ノ時間ヲ定ム○九月二十八日會議規程中ニ改正ヲ加フ○十月二十

九日評議員會規程並同細則中ニ改訂ヲ加フ昭和二年 二月二十三日保育實習科規則中改正ノ件許可セララル本校改正ニ依リ課程及實習ヲ了ヘタル者ニハ卒業證書ヲ與フルコトトナレリ○二月二十八日校長茨木清次郎浦和高等學校長ニ轉任浦和高等學校長吉岡郷浦校長ニ任セララル○三月三十一日附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○五月一日本校ニ於ケル旅費支給內規ヲ定ム○六月十七日日本校細則中職員服務規程校務分掌規程會議規程及評議員會內規ヲ改定シ九月十一日ヨリ實施ス○九月一日附屬高等女學校ノ規則ヲ改正ス○同月十一日日本校規則ヲ改正ス○同月同日日本校規則施行細則ヲ制定ス○十月寄宿舎規程及生徒心得細則ヲ制定ス○十二月勅令第三百六十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ本校ニ助手二名ヲ置カル

昭和三年 一月七日保育實習科規則ヲ改正ス
○二月一日昭和三年年限本校園畫專修科廢止ノ件並ニ昭和四年年限附屬高等女學校實科廢止ノ件認可セラル但附屬高等女學校實科ハ現ニ在學スル生徒及昭和三年四月入學スヘキ者ニ對シテハ其ノ卒業スルニ至ル迄仍之ヲ存續ス○二月二日生徒願屆書式例ヲ定ム○四月三十日聽講生受業內規ヲ定ム○四月四日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○五月四日遠足修學旅行及見學ニ關スル事項ヲ定ム○六月十五日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○六月二十日本校及保育實習科附屬高等女學校附屬小學校附屬幼稚園規則ヲ改正シ皇太后陛下御誕辰ヲ休業日ニ加フ○八月二十三日生徒獎勵費給與規程並ニ獎學資金ニ關スル規程中ニ改正ヲ加フ○八月入學者選抜ノ方法ヲ改正シ沖繩縣朝鮮、臺灣、關東州、樺太、青島ノ入學志願者ニ對シテ

ハ從前ノ通各廳ニ選拔試驗ノ施行ヲ委託スルモ内地ノ入學志願者ニ對シテハ本校並ニ奈良女子高等師範學校ニ於テノ選拔試驗ヲ施行シ之ニ引續キ第一次身體檢査ヲ施行スルコトトス又入學志願者ヲシテ文科理科及家事科ニ就キ志望ノ順位ヲ定メ二科ヲ併セ指定スルヲ得シム○九月十四日勅令第二百三十三號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ訓導二十一人ヲ二十二人ニ増員セラル○十月九日天皇皇后兩陛下ノ御眞影ヲ下賜セラル○十月三十日勅令第二百五十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校官制中ニ改正ヲ加ヘ生徒監ヲ生徒主事ニ改メ別ニ生徒主事補ヲ置カル同時ニ勅令第二百五十七號ヲ以テ定員令中ニ改正ヲ加ヘ教諭ノ次ニ生徒主事、書記ノ次ニ生徒主事補各一人ヲ加ヘラル○十一月十日大禮記念事業トシテ新校地ニ記念植樹ヲナスコトトス○

十一月二十六日小石川區大塚町三十五番地ノ十四號、東青柳町二十八番地ノ一號ニ於ケル二萬七千二百六十四坪ヲ新校地トシテ文部省ヨリ交付セラル○十二月二十日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加ヘ專攻科英語部ハ昭和四年三月限廢止スルコトトス但現ニ在學スル生徒ニ對シテハ其ノ卒業ニ至ルマテ仍之ヲ存續ス
昭和四年 一月十二日生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○一月十八日會議規程及生徒心得細則中ニ改正ヲ加フ○二月二十日本校規則中ニ改正ヲ加ヘ規則第三十五條第一號ニ依リ一旦退學シタル者モ退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再ヒ入學シ得ルノ途ヲ開ク○三月七日聽講生編入規程ヲ定ム○三月十一日附屬幼稚園規則中ニ改正ヲ加フ○七月十七日文書處理規程ヲ定ム○九月六日勅令第二百六十六號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加

ヘ教授二十八人ヲ三十人ニ、助教八人ヲ十人ニ増員セラル○九月十四日本校規則並ニ同施行細則中ニ改正ヲ加ヘ各學科ニ選修ノ區分ヲ設ク○十一月二十二日寄宿舎小石川區大塚町三十五番地所在ノ新營工事竣成ニ付移轉ヲ了ス
昭和五年 二月一日校門閉ノ時間中ニ改正ヲ加フ○三月二十七日皇后陛下行啓アラセラレ御言葉ヲ賜フ○四月二十五日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○五月二十九日勅令第三百九號ヲ以テ文部省直轄諸學校職員定員令中ニ改正ヲ加ヘ助教十人ヲ十二人ニ増員セララル○九月四日寄宿舎規程中ニ改正ヲ加フ○同月旅費支給內規中ニ改正ヲ加フ○十月四日附屬小學校規則中ニ改正ヲ加フ○十一月集會所及雨天體操場ノ新營工事竣成ス集會所ハ之ヲ嚶鳴舎ト名付ク

昭和六年 二月五日天皇皇后兩陛下ノ御影ヲ下賜セラル因テ曩ニ御下賜ノ御影ハ之ヲ奉還ス○三月三十日本校並ニ附屬校園規則中授業料保育料ノ徴收方法ニ改正ヲ加フ○四月二十七日東伏見宮大妃殿下ヨリ講堂ニ奉掲ノ料トシテ御染筆ヲ御下賜アラセラル○六月附屬幼稚園ノ新營工事竣成ス○七月本校卒業生團體櫻蔭會並ニ附屬高等女學校卒業生團體作樂會ノ寄附ニ係ル水泳プール竣成ス○十二月二十八日附屬幼稚園規則中第二部幼兒保育料金額ニ改正ヲ加フ

昭和七年 四月十二日附屬高等女學校規則中ニ改正ヲ加フ○四月十五日下村三四吉東京女子高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ授ケラル○五月園障通用門及門衛所ノ新營工事竣成ス○六月十三日東伏見宮大妃殿下ヨリ圖書閱覽室ニ奉掲ノ料トシテ御歌ヲ御下賜アラセラル

第三學年曆

自昭和八年三月

昭和七年

四月一日 本校附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業
本校附屬學校及幼稚園春季休業始

四月三日 神武天皇祭

四月七日 附屬學校及幼稚園春季休業終

四月八日 附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期始業

四月十日 本校春季休業終

四月十一日 本校第一學期始業 本校生徒入學式

四月廿九日 天長節 拜賀式

六月廿五日 皇太后陛下御誕辰 拜賀式

七月十日 本校及附屬高等女學校專攻科第一學期及附屬幼稚園第一期終業

七月十一日 本校附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業始

七月二十日 附屬高等女學校本科及附屬小學校第一期終業

七月廿一日 附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業始

八月卅一日 本校附屬學校第一學期及附屬幼稚園第一期終業
附屬高等女學校本科及附屬小學校夏季休業終

九月一日 本校及附屬學校第二學期附屬幼稚園第二期始業
附屬高等女學校本科及附屬小學校第二期始業

九月十日 本校附屬高等女學校專攻科及附屬幼稚園夏季休業終

九月十一日 本校及附屬高等女學校專攻科第二學期附屬幼稚園第二期始業

九月廿三日 秋季皇靈祭

十月十七日 神嘗祭

十一月三日 明治節 拜賀式
 十一月廿三日 新嘗祭
 十一月廿九日 開校記念日 記念式
 十二月廿四日 本校、附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終業
 十二月廿五日 大正天皇祭 本校、附屬學校及幼稚園冬季休業始
 十二月卅一日 本校、附屬學校第二學期及附屬幼稚園第二期終
 昭和八年

三月廿一日 春季皇靈祭
 三月廿四日 附屬小學校卒業式
 三月廿五日 本校及附屬高等女學校卒業式
 三月卅一日 本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期終

一月一日 拜賀式
 本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始
 一月七日 本校、附屬學校及幼稚園冬季休業終
 一月八日 本校、附屬學校第三學期及附屬幼稚園第三期始業
 二月十一日 紀元節 拜賀式
 三月六日 皇后陛下御誕辰 拜賀式

第四 關係法令

一 師範教育令 (明治三十年十月九日勅令第三百四十六號)

第一條 高等師範學校ハ師範學校中學校及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 女子高等師範學校ハ師範學校女子部及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 師範學校ハ小學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス
 前三項ニ記載シタル學校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ
 第二條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ東京ニ各一校ヲ設置シ師範學校ハ北海道及各府縣ニ各一校若ハ數校ヲ設置ス

第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ハ文部大臣ノ管理ニ屬シ師範學校ハ地方長官ノ管理ニ屬ス
 第四條 師範學校ノ經費北海道及沖繩縣ヲ除クハ府縣稅又ハ地方稅ノ負擔トス
 第五條 師範學校ノ設備ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
 第六條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ募集及卒業後ノ服務ニ關スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム
 第七條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校生徒ノ學資ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ學校ヨリ之ヲ支給スヘシ
 前項ノ外文部大臣ノ定ムル所ニ依リ私費生

ヲ置クコトヲ得

第八條 高等師範學校女子高等師範學校及師範學校ノ學科及其ノ程度並教科書ハ文部大臣之ヲ定ム

第九條 師範學校ニ豫備科小學校教員講習科及幼稚園保姆講習科ヲ置クコトヲ得

第十條 本令ハ明治三十一年四月一日ヨリ施行ス

明治十九年勅令第十三號師範學校令ハ本令施行ノ日ヨリ廢止ス

第十一條 他ノ法令中尋常師範學校トアルハ本令施行ノ日ヨリ當然師範學校ト改正セラレタルモノト看做ス

參照

明治三十五年五月勅令第九十八號(直轄諸學校官制改正)ヲ以テ廣島高等師範學校ヲ加フ明治

四十年三月勅令第六十八號(直轄諸學校官制改正)ヲ以テ女子高等師範學校ヲ東京女子高等師範學校ト改稱シ其ノ次ニ奈良女子高等師範學校ヲ加フ

二 女子高等師範學校規程

(明治三十年十月十二日文部省令第一二四號、明治三十一年第一號、第二十四號、明治三十一年第五號マテ屢次改正)

第一條 女子高等師範學校ノ學科ヲ分チテ文科、理科、家事科トス

第二條 文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、歷史、地理、外國語、家事、音樂、體操トス

理科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、化學、礦物及地質、植物、動物、生理及衛生、外國語、家事、圖畫及手工、音樂、體操トス

家事科ノ學科目ハ修身、教育、理科、家事、裁縫、手藝、手工、園藝、圖畫、國語、外國語、數學、音樂、體操トス

家事科ハ之ヲ分チテ第一部及第二部トナスコトヲ得

學校長ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ許可ヲ受ケ前各項ノ學科目ヲ加除スルコトヲ得

第三條 前條ノ學科目中音樂ハ學習困難ナリト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトヲ得

第四條 女子高等師範學校ノ學科ハ師範學校女子部ノ課程ニ照シ更ニ一層精深ナル程度ニ於テ教授スルモノトス

第五條 女子高等師範學校各學科ノ修業年限ハ四箇年トス

第六條 削除

第七條 第四學年生徒ハ附屬學校及幼稚園ニ於テ實地授業及保育ニ從事セシム

第八條 生徒在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ願フ者

ハ支給セラレタル學資及授業費ヲ償還スヘシ

文部大臣ハ其ノ情狀ニ依リ前項償還スヘキ學資及授業費ノ全部若ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第九條 生徒在學中疾病ニ罹リ若ハ學業進マズ又ハ品行修マラサルカ爲ニ成業ニ適セスト認ムルトキハ學校長ヨリ退學ヲ命スヘシ

第十條 女子高等師範學校ノ卒業生又ハ之ト同等ノ學力ヲ有スルモノニシテ第二條ニ規定シタル科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ專攻セントスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

研究科ノ修業年限ハ一箇年乃至二箇年トス

第十一條 師範學校女子部及高等女學校教員ノ缺乏ヲ充タス爲ニ特別ノ必要アル場合ニ於テハ專修科ヲ置クコトヲ得

從前ノ規定ニ依ル但シ學校長ニ於テ便宜本令ノ規定ヲ斟酌スルコトヲ得

三 文部省直轄諸學校官制抄

(明治二十六年勅令第八十六號、明治二十九年第二百二十六號、昭和六年第二十四號マテ屢次改正)

第一條 文部省直轄諸學校ハ左ノ如シ

- 東京女子高等師範學校
- 奈良女子高等師範學校
- 盛岡高等農林學校
- 鹿兒島高等農林學校
- 上田蠶絲專門學校
- 東京高等蠶絲學校
- 京都高等蠶絲學校
- 鳥取高等農林學校
- 三重高等農林學校
- 宇都宮高等農林學校
- 岐阜高等農林學校
- 宮崎高等農林學校
- 千葉高等園藝學校
- 長崎高等商業學校
- 山口高等商業學校
- 小樽高等商業學校
- 名古屋高等商業學校
- 福島高等商業學校
- 大分高等商業學校
- 彦根高等商業學校
- 和歌山高等商業學校
- 橫濱高等商業學校

人員、入學者資格等ハ其ノ都度文部大臣ノ認可ヲ經テ學校長之ヲ定ム

第十二條 師範學校女子部又ハ高等女學校教員タルノ志望ヲ有スル者ニシテ各學科中ノ一科目若ハ數科目ヲ選ヒテ學修セントスル者ハ選科生トシテ入學セシムルコトヲ得

選科生ハ何等ノ科目ヲ選フニ拘ラス修身、教育ヲ兼修スルコトヲ要ス

選科生ノ在學期間ハ四箇年トス但シ特別ノ事情アル者ニ就キテハ學校長ニ於テ本文ノ期間ヲ伸縮スルコトヲ得

第十三條 一箇年以上ノ課程ヲ卒リタル本科生ニハ學業ノ成績ニ依リ所設ノ科目中其ノ數ヲ限リ修メシムルコトヲ得

附 則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行ノ際現ニ在學スル生徒ニ對シテハ仍

- | | |
|-----------|----------|
| 高松高等商業學校 | 高岡高等商業學校 |
| 第一高等學校 | 第二高等學校 |
| 第三高等學校 | 第四高等學校 |
| 第五高等學校 | 第六高等學校 |
| 第七高等學校造士館 | 第八高等學校 |
| 新潟高等學校 | 松本高等學校 |
| 山口高等學校 | 松山高等學校 |
| 水戸高等學校 | 山形高等學校 |
| 佐賀高等學校 | 弘前高等學校 |
| 松江高等學校 | 東京高等學校 |
| 大阪高等學校 | 浦和高等學校 |
| 福岡高等學校 | 靜岡高等學校 |
| 高知高等學校 | 姫路高等學校 |
| 廣島高等學校 | 富山藥學專門學校 |
| 熊本藥學專門學校 | 京都高等工藝學校 |
| 名古屋高等工業學校 | 熊本高等工業學校 |
| 米澤高等工業學校 | 桐生高等工業學校 |
| 橫濱高等工業學校 | 廣島高等工業學校 |

- | | |
|----------|------------|
| 金澤高等工業學校 | 仙臺高等工業學校 |
| 明治專門學校 | 東京高等工藝學校 |
| 神戸高等工業學校 | 濱松高等工業學校 |
| 德島高等工業學校 | 長岡高等工業學校 |
| 福井高等工業學校 | 山梨高等工業學校 |
| 秋田鐵山專門學校 | 東京高等商船學校 |
| 神戸高等商船學校 | 東京外國語學校 |
| 大阪外國語學校 | 東京高等齒科醫學學校 |
| 東京美術學校 | 東京音樂學校 |
| 東京盲學校 | 東京聾啞學校 |
- 第三條 女子高等師範學校ニ附屬高等女學校
附屬小學校及附屬幼稚園ヲ置ク
- 第六條 文部省直轄諸學校ニ左ノ職員ヲ置ク
- 校長
教授
生徒主事
助教

書記

生徒主事補

前項職員ノ外文部省直轄諸學校職員定員令ノ定ムル所ニ依リ助手ヲ置クコトヲ得

第七條 校長ハ勅任又ハ奏任トス文部大臣ノ命ヲ受ケ校務ヲ掌理シ所屬職員ヲ監督ス

第八條 教授ハ勅任又ハ奏任トシ助教ハ任命トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第九條 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事ハ奏任トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事ハ當該學校ノ奏任教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス

生徒主事ハ校長ノ命ヲ承ケ生徒ノ訓育ヲ掌ル

第十條 書記ハ任命トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第十條ノ二 文部省直轄諸學校職員定員令ニ於テ生徒主事補ノ專任定員ヲ配置シタル學校ノ生徒主事補ハ任命トシ其ノ他ノ學校ノ生徒主事補ハ當該學校ノ任命教官ノ中ヨリ文部大臣之ヲ命ス

生徒主事補ハ上官ノ命ヲ承ケ生徒主事ノ職務ヲ助ク

第十條ノ三 助手ハ任命トス教授又ハ助教ノ指揮ヲ承ケ授業及實驗ノ補助ニ従事ス

第十一條 第六條ニ掲クル職員ノ外女子高等師範學校ニ教諭、助教諭、訓導及保母ヲ置ク教諭ハ奏任トシ助教諭、訓導及保母ハ任命トス

教諭及助教諭ハ附屬高等女學校ノ生徒ノ教育ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス
訓導ハ附屬小學校生徒ノ授業ヲ掌リ兼テ師範生徒ノ實地授業ヲ監督ス

四 文部省直轄諸學校職員定員

令(抄)

(明治三十五年三月廿八日勅令第九十九號、明治三十六年第五十六號ヨリ昭和五年第九號マテ屢次改正)

東京女子高等師範學校	校長	一人	教授	三人	助教諭	二人	助教諭	二人	訓導	六人	保母	二人	助手	八人	書記	一人	生徒主事補	一人
------------	----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-------	----

五 文部省直轄諸學校ノ名譽教授ニ關スル件

(大正三年六月二十日勅令第四百二十四號、昭和四年勅令第四十三號ヲ以テ改正)

高等師範學校又ハ文部省直轄諸學校ノ教育ニ付功勞顯著ナル者ニハ文部大臣ノ奏薦ニ依リ名譽教授ノ名稱ヲ與フルコトヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和四年勅令第四十三號附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

保母ハ附屬幼稚園幼兒ノ保育ヲ掌ル

第十七條 專任教官中其ノ學校所設ノ某學科ヲ擔任スヘキ者ヲ得サル場合ニ於テハ兼任教官ヲ置キ若クハ學校長ニ於テ特ニ文部大臣ノ許可ヲ得テ臨時ニ講師ヲ囑託シ其ノ學科ノ授業ヲ擔任セシムルコトヲ得

第十八條 文部大臣ハ女子高等師範學校、名古屋高等工業學校、橫濱高等工業學校及東京高等工藝學校ノ教官ノ中ヨリ各其ノ附屬學校主事、教員養成所主事、附屬幼稚園主事ヲ命シ其ノ事務ヲ掌ラシムルコトヲ得

第十九條 文部大臣ハ校務上ノ須要ニ依リ學校ニ商議委員會ヲ設クルコトアルヘシ其ノ委員ハ文部大臣之ヲ命ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ東京高等師範學校名譽教授タル者ハ本令ニ依リ東京高等師範學校名譽教授ノ名稱ヲ與ヘラレタルモノトス

六 帝國大學名譽教授及文部省

直轄諸學校名譽教授ノ待遇ニ

關スル件

大正四年八月十日勅令第五百五十二號、大正九年第七十九號、昭和四年第四十四號ヲ以テ改正

帝國大學名譽教授官立大學名譽教授高等師範學校名譽教授及文部省直轄諸學校名譽教授ハ勅任官ヲ以テ待遇ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

七 奏任文官及判任文官ノ優遇

ニ關スル件

大正十年五月廿一日勅令第二百二十三號

第一條 高等官官等俸給令別表第二表第一號第三表及第五表ニ依ル奏任文官ニシテ引續

キ五年以上高等官三等ニ在職シ功績顯著ナル者ハ特ニ之ヲ勅任官ノ待遇ト爲スコトヲ得但シ帝國大學教授官立大學教授行政裁判所評定官及高等官四等ヲ最高官等トスル奏任文官ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 判任文官ニシテ引續キ五年以上一級俸ヲ受ケテ在職シ事務熟練優等ナル者ハ特ニ之ヲ奏任官ノ待遇ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ待遇相當官等ハ高等官六等以下トス

第一項ノ規定ニ依リ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ハ之ヲ主事ト稱ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八 文部省直轄諸學校校長職務規

程

大正二年六月二十三日文部省訓令、大正八年、九年號外ヲ以テ改正

第一條 校長ハ判任官ノ進退ヲ具狀シ及高等官ノ進退ニ付意見ヲ具ヘテ文部大臣ニ稟申スルコトヲ得

第二條 校長事故アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ經テ高等官ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

第三條 左ノ事項ハ校長之ヲ專行スヘシ但シ第六號及第八號ニ關シテハ處分後文部大臣ニ報告スヘシ

第一 教官ノ學科擔任及事務員ノ分課ヲ定ムル事

第二 規則ノ施行上必要ナル細則ヲ設クルコト

第三 俸給月額八十五圓以下ノ雇員ノ進退ニ關スルコト

第四 教官以下内國各地出張ニ關スルコト

第五 教官以下ノ除服出仕請假ニ關スルコト

第六 講師ノ解囑及其ノ報酬減額ニ關スルコト

第七 經費中ノ目ヲ流用スルコト

第八 三日以内ノ臨時休業ヲ爲スコト

第四條 前條ニ掲ケタル事項ノ外文部大臣ノ許可ヲ受ケテ之ヲ施行スヘシ

九 高等師範學校及女子高等師

範學校生徒募集規程抄

大正十五年八月二十七日文部省令第二十八號

第二條 女子高等師範學校文科理科家事科及專修科ノ生徒ハ左ノ各號ノ一ニ該當シ身體健全品行方正ニシテ出身學校長ノ推薦シタル者ニ就キ試験ノ上之ヲ選拔ス但シ第三號又ハ第四號ニ該當スル者ニ付テハ女子高等師範學校長ニ於テ出身學校長ノ推薦ニ代ル

- ヘキ適當ノ方法ヲ定ムルコトヲ得
- 一 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- 二 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
- 三 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- 四 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者
- 第三條 高等師範學校及女子高等師範學校ノ入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許サス
 - 一 身體虛弱ナル者
 - 二 精神機能ニ障礙アル者

- 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇、五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者
- 九 重症心臓疾患ヲ患フル者
- 〇 悪性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者
- 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
- 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

- 第四條 高等師範學校長及女子高等師範學校長ハ必要ト認メタルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ第一條及第二條ニ規定シタル事項ノ外生徒推薦ニ關スル條件ヲ定ムルコトヲ得
 - 第五條 第一條及第二條ニ規定シタル選拔試験ノ學科目及其ノ程度、期日、場所、募集人員、出願手續其ノ他必要ナル事項ハ當該學校長ニ於テ豫メ官報ヲ以テ公告ス
 - 第六條 高等師範學校及女子高等師範學校生徒募集ニ關スル細則ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ當該學校長之ヲ定ム
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 高等師範學校生徒募集規則及女子高等師範學校生徒募集規則ハ之ヲ廢止ス

- 第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス所定ノ學科ノ一科若ハ數科ノ教授ヲ受ケントスル者ハ外務省在外公館又ハ本邦所在外國公館ノ紹介アルモノニ限り特ニ之ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第二條 前條ニ依リ教授ヲ受ケントスル外國人ハ前條ノ紹介書ヲ添へ帝國大學總長若ハ學校長ニ願出ツヘシ
- 第三條 帝國大學總長若ハ學校長ニ於テ前條ノ出願ヲ受ケタルトキハ相當ノ學力アリト認メタル者ニ限り之ヲ許可スヘシ但シ學校ノ設備上差支アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニシテ學科修了ノ證明書ヲ受ケントスル者ニハ試験ノ上之ヲ附與スヘシ
- 第五條 本令ノ規定ニ依リ入學シタル外國人ニハ入學試験料、入學料及授業料ヲ徵收セサ

十 文部省直轄學校外國人特別入學規程 (明治三十四年十一月) (文部省令第十五號)

ルコトヲ得

第六條 帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ許可ヲ承ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

第七條 本令施行ノ際文部省直轄學校ニ於テ一般學則ノ規定ニ依ラス在學スル外國人ハ本令ニ依リ入學シタル者ト看做ス

第八條 明治三十三年文部省令第十一號文部省直轄學校外國委託生ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢ス

十一 臺灣朝鮮人文部省直轄諸學校入學ハ外國人特別入學規程準用

(明治四十四年四月四日 文部省令第十六號)

文部省直轄學校外國人特別入學規定ハ臺灣人若ハ朝鮮人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ入學ニ關シ

テハ臺灣總督府又ハ朝鮮總督府ノ紹介ヲ要ス

十二 高等師範學校等卒業者服務規則

(大正十年四月二十六日 文部省令第二十九號)

第一條 本令ハ高等師範學校、女子高等師範學校、臨時教員養成所、東京美術學校、圖書師範科及東京音樂學校甲種師範科卒業者ニ適用ス

第二條 卒業者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引續キ教育ニ關スル職務ニ從事スル義務ヲ有ス

一 學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半ニ相當スル期間
二 學資ノ支給ヲ受ケサル者ハ其ノ修業年限ノ二分ノ一ニ相當スル期間

前項ノ期間ハ二學科以上ヲ修メタル場合ニ於テハ通シテ八年ヲ超エス

第三條 卒業者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ一年

免除セラレタルモノトス

第五條 卒業者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリタルトキハ第一條ニ掲ケタル學校ノ學校長ニ於テ文部大臣ノ指揮ヲ受ケ學資ノ支給ヲ受ケタル者ニ對シテハ授業費及在學中支給セラレタル學資、學費ノ支給ヲ受ケサル者ニ對シテハ授業費ヲ償還セシム但シ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ノ償還ヲ免除スルコトアルヘシ

一 第二條又ハ第三條ノ義務ヲ履行セサル者

二 服務年限中懲戒免職又ハ免許狀褫奪ノ處分ヲ受ケタル者

前項授業費ノ金額ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ學校長之ヲ定ムヘシ

第六條 卒業者ニシテ服務年限中研究科專攻科又ハ帝國大學學部等ニ入學セムトスルモ

間文部大臣ノ指定ニ從ヒ就職スルノ義務ヲ有ス但シ前條ノ義務一年未滿ナル場合ハ其ノ期間トス

一 學科ヲ卒業シタル者ニシテ更ニ他ノ學科ヲ卒業シタルモノニ在リテハ後ノ卒業證書受得ノ日ヨリ一年間前項ノ義務ヲ有ス

第四條 卒業者ニシテ特別ノ事情ニ依リ第二條ノ義務ヲ履行スルコト能ハサルモノハ其ノ理由ヲ具シ道府縣ニ奉職スル者ニ在リテハ地方長官其ノ他ノ者ニ在リテハ出身學校長ヲ經テ義務ノ猶豫又ハ免除ヲ文部大臣ニ出願スルコトヲ得

前項ニ依リ出願シタル者アリタルトキハ地方長官又ハ學校長ハ事實ヲ審査シ意見ヲ付シテ願書ヲ進達スヘシ

第二條ノ義務ヲ猶豫又ハ免除シタル場合ニ於テハ第三條ノ義務ハ之ト同時ニ猶豫又ハ

ノアルトキハ時宜ニ依リ許可スルコトアル
ヘシ

第七條 卒業者ニシテ第四條ニ依リ其ノ義務
ヲ猶豫セラレタルトキ又ハ前條ニ依リ研究
科專攻科若ハ帝國大學學部等ニ入學シタル
トキハ其ノ猶豫又ハ在學ノ期間ハ服務年數
ニ算入セス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前ノ卒業者ニシテ未タ服務義務ヲ了
ラサルモノノ服務年數ニ關シテハ本令ノ規定
ニ依ル大正九年度以前ノ入學者ニシテ從前ノ
規定ニ依リ服務義務ナキモノノ服務ハ仍從前
ノ例ニ依ル

明治四十二年文部省令第二十五號高等師範學
校卒業者服務規則同年文部省令第二十七號女
子高等師範學校卒業者服務規則明治四十二年

文部省令第二號東京美術學校圖畫師範科卒業
者服務規則同年文部省令第三號東京音樂學校
甲種師範科卒業者服務規則及明治四十五年文
部省令第八號臨時教員養成所卒業者服務規則
ハ之ヲ廢ス

十三 行幸啓ノ節學生生徒敬禮

方抄

(明治四十四年八月廿六日文部省訓
令第十八號、明治四十四年第十一
號、大正五年第五號ヲ以テ改正)

二 武裝セサル場合(女生徒ヲ含ム)
學校長及職員ハ全列ノ右翼ニ指揮官ハ各組
ノ右翼ニ位置シ前驅ノ見エタルトキ氣ヲ付
ケテ號令ヲ下シ一齊ニ脱帽セシメ直立不動
ノ姿勢ヲ取ラシム御車カ指揮者ノ前ニ達シ
タルトキ(禮)ノ號令ニテ敬禮セシメ(體)ノ上部
ヲ約三十度前方ニ屈シ御車ニ注目セシム、直
レノ號令ニテ元ノ姿勢ニ復セシム
御車カ組ノ左翼ヨリ通過スルトキハ學校長
職員及指揮者ハ左翼ニ位置ス

第五 規則

一 東京女子高等師範學校規則

第一章 本科

第一節 總則

第一條 本校ハ女子師範學校師範學校女子部
及高等女學校ノ教員タルヘキ者ヲ養成シ兼
テ普通教育及幼兒保育ノ方法ヲ研究スルヲ
以テ目的トス

第二條 學科ヲ分チテ文科、理科、家事科トス

第三條 各學科ノ修業年限ハ四箇年トス

第四條 生徒ノ定員ハ凡四百五十人トス

第五條 文科ノ學科目ハ修身、教育、國語、漢文、歷

史、地理、外國語、音樂、體操トス

第六條 理科ノ學科目ハ修身、教育、數學、物理、化

學、植物、動物、生理及衛生、礦物及地質、外國語、音
樂、體操トス

第七條 家事科ノ學科目ハ修身、教育、家事、裁縫

理科、圖畫、手藝、外國語、音樂、體操トス

第八條 各學科ノ學科目中音樂ハ學習困難ナ

リト認メタル生徒ニハ之ヲ課セサルコトアルヘシ

第九條 文科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ

修身

修養論 教育ニ關スル勅語、戊申詔書及國

民精神作興ニ關スル詔書ノ述義 國民道

徳論 倫理學 法制及經濟 作法

教育

心理學 論理學 教育學 教育史 教授

法 保育法 教育法令及學校管理法 學
 校衛生 教育實習
 國語 講讀 習字 文法 作文 作歌 文學史
 文學概論 國語學概論 言語學概論
 漢文 講讀 復文
 歷史 日本史 東洋史 西洋史
 地理 地理學通論 日本地誌 外國地誌 實習
 外國語(英語) 講讀 文法 作文
 音樂 單音唱歌 重音唱歌
 體操 遊戲及競技 教練 體育概論
 第十條 理科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ
 修身 教育

文科ニ準ス
 數學 算術 代數 幾何 三角法 解析幾何
 微分積分 數學雜論 演習
 物理 力學 物性 音響學 熱學 光學 電氣
 磁氣學 實驗
 化學 無機化學 有機化學 理論化學大意 實驗
 植物 形態 組織及細胞 生理 遺傳 分類
 動物 形態 組織 發生 生理 生態
 分類 形態 組織 發生 生理 生態
 應用 實驗
 生理及衛生 運動生理 神經生理 衛生學
 營養生理
 通論 礦物及地質 礦物各論 地殼ノ構造及發達

實驗
 外國語(英語)
 音樂 體操
 文科ニ準ス
 第十一條 家事科ノ各學科目ノ程度ハ左ノ如シ
 修身 教育
 文科ニ準ス
 家事 織維及織物 衣類整理法 食物及營養
 料理法 住居 養老 育兒 看護 家事
 經濟 家計簿記 家事概論
 理科 生理學 物理學 化學 生理及衛生 園
 藝 實驗
 裁縫 和服裁縫 洋服裁縫
 圖畫

自在畫 考案畫
 手藝 編物 刺繡
 外國語(英語)
 音樂 體操
 文科ニ準ス
 第十二條 文科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ
 每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
教育	二	二	二	二
國語	七	七	(四)五	(六)四
漢文	三	三	三	三
歷史	五	五	(二)五	(三)三
地理	四	四	(二)三	(三)三
外國語	三	三	(一)三	(二)三
圖畫				三〇

音	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三

第三學年、第四學年ノ國語(四)(五)ト歴史(二)(三)及地理(二)(三)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム
 第三學年、第四學年ノ英語各(一)ハ隨意科目トス
 第十三條 理科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
修身	二	二	二	二
算學	二	二	二	二
數學	五	五	五	五
物理	四	四	四	四
化學	四	四	四	四
植物	三	三	三	三
動物	三	三	三	三
生理及衛生	一	一	一	一

礦物及地質	一	二	二	二	二
外國語	三	三	三	三	三
音樂	二	二	二	二	二
體操	三	三	三	三	三
計	三	三	三	三	三

第三學年、第四學年ノ數學(六)(七)ト物理(二)(七)及化學(三)(六)ト植物(三)(七)及動物(三)(六)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム物理及化學ヲ選修スル者ニ對シテハ第三學年ノ礦物及地質(一)ヲ必修セシム
 第三學年、第四學年ノ英語各(一)ハ隨意科目トス
 第十四條 家事科ノ各學年ニ於ケル各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	學年			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家事	二	四	四	四
修身	二	二	二	二
算學	二	二	二	二
數學	五	五	五	五
物理	四	四	四	四
化學	四	四	四	四
植物	三	三	三	三
動物	三	三	三	三
生理及衛生	一	一	一	一

裁縫	七	七	(四)五	(五)五	一
理科	六	六	四	一	一
圖畫	二	一	一	一	一
手藝	二	二	一	一	一
外國語	三	三	(三)三	(三)三	一
音樂	二	二	一	一	一
體操	三	三	三	三	一
計	三	三	三	三	三

第三學年、第四學年ノ家事(四)(五)ト裁縫(四)(五)トハ生徒ヲシテ其ノ一ヲ選修セシム
 第三學年、第四學年ノ英語各(一)ハ隨意科目トス
 第三節 學年、學期及休業日
 第十五條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル
 第十六條 學年ヲ分チテ三學期トス
 第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
 第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日

ニ至リ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十七條 休業日ハ左ノ如シ
 春季休業 四月一日ヨリ同十日ニ至ル
 日曜日
 天皇節 四月二十九日
 皇太后陛下御誕辰 六月二十五日
 夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
 秋季皇靈祭 秋分日
 神嘗祭 十月十七日
 明治節 十一月三日
 新嘗祭 十一月二十三日
 開校記念日 十一月二十九日
 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
 紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日
春季皇靈祭 春分日

第四節 入學、在學、休學及退學

- 第十八條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス
- 第十九條 本校ニ入學スルコトヲ得ル者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ
- 一 身體健全品行方正ニシテ教員タルニ適當ナリト認ムル者
 - 二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得
- (一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
- (二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
- (三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試驗檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者
- (四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試驗檢定ニ合格シタル者
- 三 年齡十六年以上二十二年未滿ニシテ夫ヲ有セサル者
- 第二十條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス
- 出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願者ノ入學志願票、履歷書、學業成績調査人物考定書、身體檢查書及寫眞ヲ

- 添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
- 第二十一條 第十九條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依リ入學志願票、履歷書、身體檢查書及寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
- 第二十二條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第二十條又ハ第二十一條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス
- 第二十三條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス
- 一 身體虛弱ナル者
 - 二 精神機能ニ障碍アル者
 - 三 急治ノ見込ナキ重症トラホームヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇・五以上ニ矯正シ得サル視力障碍ヲ有スル者
 - 四 高度ノ色神障碍ヲ有スル者

- 五 著シキ聽力障碍又ハ言語障碍ヲ有スル者
 - 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障碍ヲ有スル者
 - 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
 - 八 癩ヲ患フル者
 - 九 重症心臟疾患ヲ患フル者
 - 〇 惡性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者
 - 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
 - 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若クハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者
- 第二十四條 入學志願者ハ入學檢定料金參圓ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ
- 既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス
- 第二十五條 入學志願者ニ對シ選抜試驗及第

一次身體検査ヲ行フ但第一次身體検査ハ選抜試験ノ施行ヲ他ニ委託セル場合ニ於テハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

前項ニ依リ入學志願者ニ就キ入學候補者ヲ選抜ス

選抜試験ノ科目及其ノ程度、期日、場所、募集人員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二十六條 入學候補者ハ指定ノ期間内ニ戶籍謄本ヲ差出スヘシ

第二十七條 入學候補者ニ對シ第二次身體検査及口頭試問ヲ行フ但第一次身體検査ヲ行ハサル入學候補者ノ身體検査ハ第一次及第二次ヲ併セ之ヲ行フ

前項ニ依リ入學候補者ニ就キ入學者ヲ選抜ス

第二十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓書ヲ差出スヘシ

第二十九條 入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊族又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第三十條 保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人ノ義務ヲ代理スヘキモノトス

代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替ヘシムルコトアルヘシ

第三十一條 保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ

第三十二條 生徒ノ學資ハ總テ私費トス但別ニ定ムル所ノ規程ニ依リ學資ヲ補給スルコトアルヘシ

トアルヘシ

第三十三條 在學中懲戒ニ依リ退學ヲ命セラレタル者及自己ノ便宜ニ依リ退學ヲ許可セラレタル者ハ授業費及補給ノ學資ヲ償還スヘシ但文部大臣ヨリ其ノ全部又ハ一部ヲ免除セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 引續キ二箇月以上課業ヲ缺キ又ハ缺クヘシト認メタル者ニハ一箇年以内休學ヲ命ス但時宜ニ依リ本文ニ依ラサルコトアルヘシ

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メタル者ニハ退學ヲ命ス

- 一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者
- 二 學業進マシテ成業ノ目途立タサル者
- 三 二回同一學年ニ止レル者
- 四 品行修ラサル者
- 五 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第三十五條ノ二 前條第一號ニ依リ退學シタル者退學シタル時ヨリ一箇年以内ニ於テ再ヒ入學ヲ志願スルトキハ其ノ身體ヲ検査シタル上同一學年以下ニ限り之ヲ許可スルコトアルヘシ

第三十六條 生徒ハ學校長ノ許可ヲ經ルニアラサレハ他ノ學校ニ入學ノ志願ヲナスコトヲ得ス

第五節 成績考查、修了及卒業

第三十七條 學業成績ハ評點ヲ以テ之ヲ表示ス

第三十八條 各學科目ハ之ヲ一ノ評點科目トス但毎週教授時數ヲ顧慮シ之ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツコトアルヘシ

教育中教育實習ハ之ヲ二ノ評點科目ト看做ス

各評點科目ノ評點ハ一百ヲ以テ最高トス

第三十九條 學期成績評點ハ各評點科目ニ就キ平素ノ學業ノ成績又ハ試験及平素ノ學業

ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ム

第四十條 學年成績評點ハ各評點科目ニ就キ各學期成績評點ノ和ヲ三除シテ之ヲ定ム但第四學年ニ於テハ第一學期及第二學期成績評點ノ和ヲ二除シタルモノヲ以テ其ノ學年成績ト看做ス

第四十一條 卒業成績評點ハ各學年ノ平均成績評點ノ和ヲ四除シタルモノヲ八倍シ之ニ教育實習ノ成績評點ヲ加ヘ十除シテ之ヲ定ム

第四十二條 各學年ノ課程ノ修了ハ各學年成績評點全課程ノ卒業ハ卒業成績評點ニ依リ之ヲ認定ス

第四十三條 全課程ヲ卒業シタル者ニ對シテハ卒業證書ヲ授與ス

卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印

卒業證書

族籍 何籍

年月日 某日生

右者當校何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校長位勳學位附何某

第四十四條 一箇年以上ノ課程ヲ履修セル生徒ニハ其ノ學業成績ヲ顧慮シ規定ノ學科目中ノ一科目又ハ數科目ヲ課セサルコトアルヘシ

前項ニ該當スル者ニ授與スヘキ卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印

卒業證書

族籍 何籍

年月日 某日生

右者當校何科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日 東京女子高等師範學校長位勳學位附何某

第六節 教育實習

第四十五條 第四學年第三學期ニ於テ各學科生徒ヲシテ附屬學校幼稚園ニ於テ教育實習ニ從事セシム

教育實習ニ從事スル生徒ヲ教生ト稱ス

第四十六條 教生ハ教育實習中附屬學校幼稚園主事ノ指揮監督ヲ受ク

第四十七條 附屬學校幼稚園主事ハ教育實習細則ヲ定メ學校長ノ認可ヲ受クヘシ

第二章 研究科

第四十八條 各學科ノ學科目中一科目又ハ數科目ヲ專攻セムトスル者ノ爲ニ研究科ヲ置ク

第四十九條 研究科ノ修業年限ハ一箇年以上二箇年以下トス

第五十條 研究科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ本校卒業者又ハ試験ニ依リ之ト同等以上ノ

學力ヲ有スト認メタル者タルヘシ

第五十一條 研究科ニ入學セムトスル者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票履歷書及身體檢查書ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ但本校卒業後直ニ入學セムトスル者ニ在リテハ身體檢查書ヲ要セス

第五十二條 入學志願者ノ學力人物及研究學科目等ヲ考查シ適當ト認メタルトキハ教授設備ニ差支ナキ場合ニ限り入學ヲ許可ス

第五十三條 第十五條乃至第十七條第二十二條乃至第二十四條第二十八條乃至第三十三條第三十五條第三十六條ハ之ヲ研究科生徒ニ適用ス

第五十四條 研究科生徒ハ學校長ノ指定スル指導教官ニ就キ研究ニ從事スヘシ

第五十五條 研究科生徒ハ修業期間ノ終ニ於テ研究報告ヲ差出スヘシ

第五十六條 前條ノ報告書ヲ審査シ合格ト認
メタルトキハ修了證書ヲ授與ス

第三章 專修科

第五十七條 女子師範學校、師範學校女子部、高
等女學校教員ノ缺乏ヲ充ス爲ニ特別ノ必要
アル場合ニ於テハ專修科ヲ置クコトアルヘシ
第五十八條 專修科ノ學科目及其ノ程度並修
業年限募集人員等ハ其ノ都度之ヲ定ム
第五十九條 第十五條乃至第三十三條、第三十
五條乃至第四十二條、第四十五條、第四十六條
ハ專修科生徒ニ適用又ハ準用ス
第六十條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書
ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印

卒業證書

族籍

何籍
年月 某
日生

右者當校何々專修科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因
テ茲ニ之ヲ證ス
年月日
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

第 號

第四章 選科生

第六十一條 女子師範學校、師範學校女子部、高
等女學校教員タルノ志望ヲ有スル女子ニシ
テ各學科ノ學科目中一科目若クハ數科目ヲ
選ヒテ學修セムトスル者アルトキハ教授上
差支ナキ場合ニ限り選科生トシテ入學ヲ許
可スルコトアルヘシ
第六十二條 選科生ニハ何等ノ科目ヲ選フニ
拘ラス修身及教育ヲ兼修セシム
第六十三條 選科生トシテ入學スルコトヲ得
ル者ハ品行方正、身體健全ニシテ所選科目ノ
學修ニ堪フト認メタル者タルヘシ
第六十四條 選科生トシテ入學セムトスル者

ハ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票、履歷書
ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
第六十五條 選科生ノ在學期間ハ四箇年トス
但特別ノ事情アルトキハ本文ノ期間ヲ伸縮
スルコトアルヘシ
第六十六條 第五條乃至第七條、第十五條乃至
第四十二條、第四十五條、第四十六條ハ之ヲ選
科生ニ適用又ハ準用ス
第六十七條 選科生ノ授業料ハ一學年金五拾
五圓トス
授業料ハ始業日後十五日以内ニ於テ其ノ學
年分ヲ完納スルカ又ハ其ノ學期分若ハ月分
ヲ分納スヘシ其ノ月分ヲ分納スル場合ニ於
テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス
每學期又ハ毎月分納スル場合ニ於ケル其ノ
學期分又ハ其ノ月分ノ授業料額ハ左ノ通之
ヲ定ム

第一學期 各金貳拾圓
第二學期 金拾五圓
第三學期 金五圓
毎月

第六十八條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但
臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當
スル金額ヲ返付ス
授業料ノ滯納二箇月以上ニ亙ル者ニハ出席
ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
第六十九條 所選科目ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ
ハ卒業證書ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

卒業證書
族籍
何籍
年月 某
日生
校印
右者當校何科中何々選科生トシテ成規ノ課程ヲ履修シ其
ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス
年月日
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

附則

第七十條 本規則ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學科目ノ程度及每週教授時數ハ從前ノ規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム

昭和六年三月三十日改正規則附則
第七十一條 本規則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

二 東京女子高等師範學校保育實習科規則

第一條 幼稚園保姆タラムトスル志望ヲ以テ保育ノ方法ヲ實習セムトスル者ノ爲ニ保育實習科ヲ設ク
第二條 保育實習科ノ修業期限ハ一箇年トス
第三條 保育實習科生徒ノ定員ハ凡二十人トス

第四條 保育實習科ノ學科目ハ修身教育保育理科圖書手工音樂體操トス

第五條 各學科目ノ程度ハ左ノ如シ
修身 生徒心得 道德要領
教育 教育學 兒童心理 教授法及管理法ノ大要
保育 育兒法 保育法 乳兒幼兒保護事業概要
理科 自然研究 植物栽培 動物飼育
圖書 自在畫 考案畫
手工 紙細工 粘土細工 きびから細工 簡易ナル木工
音樂 單音唱歌 重音唱歌 樂器使用練習

體操

體操 遊戲及競技

第六條 各學科目ノ每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科目	每週教授時數	圖畫	手工	音樂	體操	計
修身	一					
教育	三					
保育	四					
實習	一〇					
理科	三					
合計						三〇

第七條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第八條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ
第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ
第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第九條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 四月一日ヨリ同十日ニ至ル

日曜 日 四月二十九日

天皇 節 六月二十五日

皇太后陛下御誕辰 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

夏季休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル

秋季皇靈祭 秋分日

神嘗祭 十月十七日

明治節 十一月三日

新嘗祭 十一月二十三日

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル

紀元節 二月十一日

皇后陛下御誕辰 三月六日

春季皇靈祭 春分日

第十條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十一條 保育實習科ニ入學スルコトヲ得ル

者ハ左ノ各號ニ該當スルモノタルヘシ

- 一 身體健全品行方正ニシテ保姆タルニ適當ナリト認ムル者
- 二 左ノ資格ノ一ヲ有スル者但(一)又ハ(二)ノ學校ニ在學スル者ニシテ當該學校長ニ於テ本校ノ入學期以前ニ卒業スヘシト認メタル者ハ當該學校ノ卒業者ニ準スルコトヲ得
 - (一) 師範學校又ハ高等女學校ノ卒業者
 - (二) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ卒業者ニ付一般ノ專門學校入學ニ關シ修業年限四年以上ノ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スル者トシテ文部大臣ノ指定ヲ受ケタル學校ノ卒業者
 - (三) 前號ノ外專門學校入學者檢定規程ニ依リ一般ノ專門學校入學ニ關シ無試験檢定ヲ受クル資格ヲ有スル者

(四) 專門學校入學者檢定規程ニ依リ試験檢定ニ合格シタル者

- 三 年齢十六年以上ニシテ夫ヲ有セサル者
- 第十二條 前條第二號ノ(一)又ハ(二)ニ該當スル入學志願者ハ出身學校長又ハ當該學校長ノ推薦ヲ要ス出身學校長又ハ當該學校長ニ於テ入學志願者ヲ推薦スルトキハ推薦書ニ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願者ノ入學志願票、履歷書、學業成績調査人物考定書、身體檢查書及戶籍謄本並寫眞ヲ添付シ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
- 第十三條 第十一條第二號ノ(三)又ハ(四)ニ該當スル入學志願者ハ直接本人ニ於テ別ニ定ムル様式ニ依ル入學志願票、履歷書、身體檢查書及戶籍謄本並寫眞ヲ指定ノ期間内ニ差出スヘシ
- 第十四條 入學志願者ニシテ現ニ官公ノ職務

ニ在ル者又ハ服務義務ヲ有スル者ハ第十二條又ハ第十三條ニ掲記セル書類ノ外本屬長官ノ承認書ヲ添付スルヲ要ス

第十五條 入學志願者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入學ヲ許可セス

- 一 身體虛弱ナル者
- 二 精神機能ニ障礙有ル者
- 三 急治ノ見込ナキ重症トシテホムヲ患フル者又ハ眼鏡ヲ以テ〇、五以上ニ矯正シ得サル視力障礙ヲ有スル者
- 四 高度ノ色神障礙ヲ有スル者
- 五 著シキ聽力障礙又ハ言語障礙ヲ有スル者
- 六 高度ノ脊柱彎曲著シキ畸形又ハ運動障礙ヲ有スル者
- 七 肺其ノ他ノ機關ニ結核性疾患アル者
- 八 癩ヲ患フル者

九 重症心臟疾患ヲ患フル者

- 〇 惡性腫瘍、腎臟疾患、糖尿病又ハ重症貧血ニ罹リ急治ノ見込ナキ者
- 二 花柳病又ハ重症ヘルニアヲ患フル者
- 三 其ノ他修學上ニ妨アル持久性疾患又ハ異常アル者若ハ他ニ感染ノ虞アル疾患アル者

第十六條 入學志願者ハ入學檢定料金參圓ヲ所定ノ期間内ニ納付スヘシ

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十七條 入學志願者ニ對シ選抜試験、身體檢查及口頭試問ヲ行ヒ入學者ヲ選抜ス

選抜試験ノ科目及其ノ程度、期日、募集人員其ノ他必要ナル事項ハ豫メ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十八條 入學者ハ別ニ定ムル様式ニ依ル誓

書ヲ差出スヘシ

第十九條

入學者ハ保證人ヲ届出ツヘシ
保證人ハ父兄之ニ當リ生徒ノ身上ニ關スル
一切ノ事件ヲ引受クヘキモノトス但本文ニ
該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人
ニ就キ之ヲ定ムヘシ

第二十條

保證人東京市内又ハ其ノ附近ニ居
住セサルトキハ別ニ代理保證人ヲ定ムヘシ
代理保證人ハ東京市内又ハ其ノ附近ニ居住
スル丁年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム
者ニシテ本校ノ要求スル場合ニ於テ保證人
ノ義務ヲ代理スヘキモノトス
代理保證人ヲ不適當ト認ムルトキハ之ヲ替
ヘシムルコトアルヘシ

第二十一條

保證人又ハ代理保證人ハ別ニ定
ムル様式ニ依ル保證書ヲ差出スヘシ

第二十二條

已ムヲ得サル事故ニ依リ退學セ

ムトスルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ保證人ノ
連署ヲ以テ願出ツヘシ但疾病ノタメニ退學
セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添
付スヘシ

第二十三條

左ノ各號ノ一ニ該當セリト認メ
タル者ニハ退學ヲ命ス
一 疾病ニ罹リ勉學ニ堪ヘサル者
二 學業進マスシテ成業ノ目途立タサル者
三 品行修ラサル者
四 本校教育ノ趣旨ニ適セサル者

第二十四條

授業料ハ一箇年金五拾五圓トス
前項ノ授業料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スル
コトナシ

第二十五條

生徒ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ
學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月
分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八
月分ヲ納付スルヲ要セス

第一學期

四月十六日より同十八日マテ

第二學期

九月十七日より同十九日マテ

第三學期

一月十六日より同十八日マテ

毎月 其ノ月五日ヨリ同七日マテ

每學期分又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之
ヲ定ム

第一學期

第二學期 各金貳拾圓

第三學期

各金拾五圓

第二十六條

既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但
臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當
スル金額ヲ返付ス
授業料ノ滞納ニ箇月ニ亙ル者ニハ出席ヲ停
メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
第二十七條 所定ノ課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒
業證書ヲ授與ス
卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム

校印
卒業證書
族籍
何籍
年月日生

右者當校保育實習科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因
テ茲ニ之ヲ證書
年月日
東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

第二十八條

昭和六年三月三十日改正規則附則
本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之
ヲ施行ス

三 東京女子高等師範學校附屬
高等女學校規則

第一章 總則

- 第一條 附屬高等女學校ハ女子高等普通教育
ノ方法ヲ研究シ本校生徒ヲシテ之ヲ練習セ
シムル所トス
- 第二條 附屬高等女學校ニ本科專攻科ヲ置ク
- 第三條 附屬高等女學校ノ修業年限ハ本科ニ
在リテハ五箇年專攻科ニ在リテハ三箇年トス
- 第四條 附屬高等女學校本科ニ入學スルコト

ヲ得ル者ハ尋常小學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
 附屬高等女學校專攻科ニ入學スルコトヲ得ル者ハ高等女學校ヲ卒業シタル者又ハ之ト同等以上ノ學力アリト認メタル者トス
 第五條 附屬高等女學校ノ生徒定員ハ本科ニ在リテハ凡五百名、專攻科ニ在リテハ凡五百五十名トス

第二章 學科課程

第六條 本科ノ學科目ハ修身、公民科、國語、外國語、英語、歷史、地理、數學、理科、圖畫、家事、教育、裁縫、音樂、體操トス但第五學年ノ音樂ハ隨意科目トス
 第七條 專攻科ヲ國語部及家事部ニ分ツ
 國語部ノ學科目ハ修身、國語、漢文、心理及論理、教育及美學、英語、歷史、地理、法制及經濟體操、習字トス但習字ハ隨意科目トス

家事部ノ學科目ハ修身、家事、理科、數學、裁縫及手藝、圖畫、心理及論理、教育及美學、國語、法制及經濟、體操トス
 第八條 削除
 第九條 本科ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル但夏季休業ノ前後各二週間以內ハ十八時迄、第三學期中ハ二十八時迄每週教授時數ヲ減スルコトアルヘシ

學年	第一學年		第二學年		第三學年		第四學年		第五學年	
	時數	事項	時數	事項	時數	事項	時數	事項	時數	事項
修身	二	得志要領	二	道德要領	一	道德要領	一	同上	一	同上
公民科							一	公民要領	一	同上
國語	六	講讀、作文、習字	六	同上	六	講讀、作文、習字	五	講讀、作文、習字	四	講讀、作文
外國語(英語)	五	聽講、讀法、習字	五	同上	四	聽講、讀法、作文、習字	四	同上	四	同上

學科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第五學年
歷史	日本史	同上	日本及外史	同上	同上
地理	日本地理	同上	地理概說	同上	同上
數學	算術	代數	幾何、三角	同上	同上
理科	植物、動物	生理、衛生	化學、物理	同上	同上
圖畫	寫生、畫案	同上	同上	同上	同上
家事		住衣、食	同上	同上	同上
教育			教育法	同上	同上
裁縫	普通裁縫	同上	同上	同上	同上
音樂	單音唱、二重音唱	同上	同上	同上	同上

體操
 第一學年 三 體操、遊戲、技藝
 第二學年 三 同上
 第三學年 三 同上
 第四學年 三 同上
 第五學年 三 同上

第五學年ノ外國語(英語)四ハ之ヲ減スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ教育(二)ヲ必修セシム
 第五學年ノ音樂(二)ハ之ヲ隨意科目トス
 第十條 專攻科各部ノ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ左表ニ依ル

學科	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一 修養論	一 國氏道德	一 倫理
國語	三 講讀、作文	三 講讀、作文、國語學	三 講讀、作文、國語學
漢文	三 講讀	四 同上	四 講讀、復文
心理及論理	二 心理	二 心理、論理	

教育及 美學	英語	歷史	地理	法製及 經濟	體操	習字	計
三講讀、文法	三日本史	二自然地理 二人文地理	二遊藝、 二體操、 二技藝	二同上	二同上	(一)	(元)元
三同上	二外國史	二人文地理	二同上	二同上	二同上	(一)	(元)元
四教育學、 美學	三同上	二外國史	二同上	二同上	二同上	(一)	(元)元

學科目	第一學年	第二學年	第三學年
修身	一修養論	一國民道德	一倫理
家事	五衣、食	六住、家庭經濟	七家庭衛生、 七家庭食
理科	四生理及衛生 四化學	六生物及園藝 六物理	四生物、 四物理
數學	三數學雜論		
裁縫及 手藝	七和服裁縫、 七洋服裁縫、 七手藝	七同上	七同上
圖畫	二幾何畫 二考案畫	一同上	

家事部

心理及 論理	二心理	二心理、 論理
教育及 美學	三講讀、 作文	四教育學、 美學
國語	二同上	二同上
法製及 經濟	二經濟大意	二法製大意
體操	二同上	二同上
計	二元	二元

第十一條 削除

第三章 學年、學期及休業日

第十二條 學年ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル

第十三條 學年ヲ分チテ三學期トス

第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ

第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ

第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十四條 休業日ハ左ノ如シ

春季休業 本科ハ四月一日ヨリ四月

日曜	七日ニ至リ專攻科ハ四月一日ヨリ四月十日ニ至ル
天皇節	四月二十九日
皇太后陛下御誕辰	六月二十五日
夏季休業	本科ハ七月二十一日ヨリ八月三十一日ニ至リ專攻科ハ七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
秋季皇靈祭	秋分日
神嘗祭	十月十七日
明治節	十一月三日
新嘗祭	十一月二十三日
開校記念日	十一月二十九日
冬季休業	十二月二十五日ヨリ翌年一月七日ニ至ル
紀元節	二月十一日

規則

皇后陛下御誕辰 三月六日

春季皇靈祭 春分日

第四章 入學、在學、休學及退學

第十五條 生徒ヲ入學セシムヘキ時期ハ學年ノ始ヨリ三十日以内トス

第十六條 入學志願者ハ別ニ定ムル志願票ニ所要事項ヲ記入シ檢定料金五圓ヲ添ヘ指定ノ期間内ニ之ヲ差出スヘシ但本校附屬小學校第一部卒業者ニシテ引續キ本科ニ入學セムトスル者ハ檢定料ヲ要セス

既納ノ檢定料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス

第十七條 入學ヲ許可スヘキ者ハ入學志願者中學力及身體ノ檢査ニ合格シタル者ニ就キ之ヲ選定ス

第十八條 願ニ依リ退學シタル者一箇年以内ニ入學ヲ願出ツルトキハ同一學年以下ニ限

リ詮議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ
 第十九條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ指定ノ期限迄ニ入學料金參圓ヲ納付スヘシ但本科卒業者ニシテ引續キ專攻科ニ入學スル者前條ニ依リ入學スル者ハ此ノ限ニ在ラス
 既納ノ入學料ハ何等ノ事情アルモ之ヲ返付セス
 第二十條 入學ノ許可ヲ得タル者ハ其ノ保護者ヲ届出ツヘシ
 保護者ハ父兄之ニ當リ在學中學校ト協定シテ生徒ノ監督指導ニ任スヘキモノトス但本文ニ該當スル者ナキトキハ他ノ尊屬又ハ後見人ニ就キ之ヲ定ムヘシ
 第二十一條 保護者東京市又ハ其ノ附近ニ居住セサルトキハ別ニ代理者ヲ定メ届出ツヘシ
 代理者ハ東京市又ハ其ノ附近ニ居住スル丁

年以上ノ親族又ハ獨立ノ生計ヲ營ム者ニシテ保護者ノ責務ヲ遂行スルニ足ル者タルヲ要ス
 第二十二條 保護者又ハ代理者ノ住所等ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
 第二十三條 保護者又ハ代理者死去若ハ他ノ事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡ス能ハサルニ至ルトキハ他人ヲ以テ之ニ代ヘ直ニ届出ツヘシ
 第二十四條 疾病其ノ他ノ已ムヲ得サル事由ニ由リ缺席缺課遲參又ハ早退スルトキハ其ノ日時及事由ヲ記シ保護者又ハ代理者ヨリ届出ツヘシ
 第二十五條 已ムヲ得サル事故ニ由リ二箇月以上課業ニ就ク能ハサル見込ノ者ニ對シテハ當該學年間ニ限り休學ヲ許可スルコトアルヘシ
 休學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護

者ヨリ願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ休學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
 第二十六條 已ムヲ得サル事故ニ由リ退學セムトスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保護者ヨリ願出ツヘシ但疾病ノ爲ニ退學セムトスルトキハ願書ニ醫師ノ診斷書ヲ添附スヘシ
 第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス
 一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認めタル者
 二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認めタル者
 三 引續キ一箇月以上缺席シタル者
 四 正當ノ事由ナク引續キ一箇月以上缺席シタル者
 五 前各號ノ外本校教育ノ趣旨ニ適セスト認めタル者

第五章 成績考查、修了及卒業
 第二十八條 各學期ノ終ニ於テ其ノ學期間ニ於ケル生徒ノ學業成績ヲ考查シ各學年ノ終ニ於テ其ノ各學期ノ學業成績ニ依リ其ノ學年ノ課程ノ修了ヲ認定ス
 最終學年ノ課程ヲ終了シタル者ハ全課程ヲ卒ヘタルモノトス
 第二十九條 全課程ヲ卒ヘタル者ニハ卒業證書ヲ授與ス
 卒業證書ノ様式ハ左ノ通之ヲ定ム
 第一様式(本科)

校印	卒業證書	族籍	何籍
右者當校附屬高等女學校本科ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ卒ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス	年 月 日 某	年 月 日 某	年 月 日 某
第 號	東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某	年 月 日	東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

第二様式(專攻科)

卒業證書

校印

族籍

年月日 某日生

右者當校附屬高等女學校專攻科何部ノ課程ヲ履修シ其ノ業ヲ了ヘタリ因テ茲ニ之ヲ證ス

年月日

東京女子高等師範學校長位勳學位爵何某

第 號

第六章 授業料

第三十條 授業料ハ一學年ニ就キ本科ニ在リテハ金四拾九圓五拾錢、專攻科ニ在リテハ金五拾五圓トス

第三十一條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但シ毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一學期 四月十九日ヨリ同二十三日マテ
第二學期 九月十二日ヨリ同十六日マテ

第三學期 一月十九日ヨリ同二十三日マテ
四月及一月ハ其ノ月十九日ヨリ同二十三日マテ其ノ他ノ月ハ其ノ月十二日ヨリ同十六日マテ但

專攻科ハ七月ニ在リテハ其ノ月五日ヨリ同七日マテ

每學期分又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

學期、月	納 額	
	本 科	專 攻 科
第一學期、第二學期	各金 拾 八 圓	各金 貳 拾 圓
第 三 學 期	金 拾 參 圓 五 拾 錢	金 拾 五 圓
每 月	金 四 圓 五 拾 錢	金 五 圓

第三十二條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當スル全額ヲ返付ス
授業料ノ滯納二箇月ニ亙ル者ニハ出席ヲ停

メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ
第三十三條 授業料ハ缺席休學等ノ爲ニ之ヲ免除スルコトナシ

附 則

第三十四條 本則ハ昭和二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ各學科目ノ教授事項及每週教授時數ハ従前ノ規程ヲ參酌シテ之ヲ定ム

昭和三年十二月十日改正規則附則

第三十五條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但現ニ在學スル生徒ニ課スヘキ學科目及其ノ教授事項每週教授時數ニ關シテハ其ノ生徒ノ卒業スルニ至ル迄仍従前ノ例ニ準ス

昭和六年三月三十日改正規則附則

第三十六條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

四 東京女子高等師範學校附屬

小學校規則

(本規則中第三部ニ關シテハ、アルモノナリ)

第一條 附屬小學校ハ普通教育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ教育ノ方法ヲ練習セシムル所トス

第二條 附屬小學校ヲ第一部、第二部、第三部トス

第三條 第一部ハ單式學級ニ編制セル女兒ノ尋常小學校ニシテ附屬高等女學校ニ連続スルモノトス

第四條 第二部ハ複式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校並ニ複式學級ニ編制セル女兒ノ高等小學校ヲ以テ組織セル尋常高等小學校トス

第五條 第三部ハ單式學級ニ編制セル男兒女兒共學ノ尋常小學校トス

第六條 附屬小學校高等小學科ノ修業年限ハ二箇年トス

第七條 附屬小學校ノ教科目ハ左ノ如シ
尋常小學科ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、郷土科、圖書、手工、作業、唱歌、體操、外國語、英語トシ
女兒ニハ裁縫ヲ加フ但外國語、英語ハ第一部ニ限リ郷土科及作業ハ第三部ニ限ル
高等小學科ハ修身、國語、算術、國史、地理、理科、圖書、手工、唱歌、體操、實業、商業、家事、裁縫、外國語、英語トス但外國語、英語ハ隨意科目トス

第八條 削除

第九條 各部兒童ノ定員及學級ノ編制ハ左ノ如シ但特別ノ事情アルトキハ本文ニ據ラサルコトアルヘシ

第一部ノ兒童定員ハ凡二百四十人トシ六學級ニ編制ス

第二部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ四學級

ニ編制ス

第三部ノ兒童定員ハ凡百八十人トシ六學級ニ編制ス

第十條 學年ヲ分チテ三學期トス第一學期ハ四月一日ヨリ八月三十一日ニ至リ第二學期ハ九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至リ第三學期ハ翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第十一條 各學年ノ教授程度及每週教授時數ハ別表ニ依ル但每週教授時數ハ夏季休業ノ前後各二十日以内ニ於テハ之ヲ十八時マテニ減スルコトアルヘシ

第十二條 削除

第十三條 休業日ハ左ノ如シ
一月一日昭和二年勅令第二十五號ニ依リ休日タル祭日、祝日及日曜日
春季休業 四月一日ヨリ同月七日マ

テ

皇后陛下御誕辰 三月六日

皇太后陛下御誕辰 六月二十五日

夏季休業 七月二十一日ヨリ八月三十一日マテ

開校記念日 十一月二十九日

冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日マテ

第十四條 教科用圖書ハ別ニ之ヲ定ム

第十五條 入學期ハ每學年ノ始トス但缺員アルトキハ臨時入學ヲ許スコトアルヘシ

第十六條 入學ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差出スヘシ

用紙半紙

履歷書

道廳府縣華士族平民
誰何女(男)妹(弟)戸主等
何
年 月 日 某
日生

第何部何科何學年志願

規則

本籍 道廳府縣何市何町何番地

住所 東京府何郡何町何番地

出生地 道廳府縣何市何町何番地

保護者ノ職業及兒童トノ關係 他人ノ家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ氏名職業ヲモ併記スヘシ

種痘 第一期完了年月日(第二期完了年月日、痘瘡經過年月日)

從前ノ教育 何年何月ヨリ何幼稚園ニ於テ保育ヲ受ケ或ハ何市何町村(私)立尋常小學校ニ於テ尋常小學校第何學年マテ修業或ハ何某ニ就キ若ハ家庭ニ於テ何々修業等

東京府何郡何町何番地
道廳府縣華士族平民
保護者 何 某郎

年月日

第十七條 保護者ニシテ東京市若ハ附近ニ居住セサル場合ニ於テハ代理人ヲ定メテ届出ツヘシ保護者代理人ハ東京市若ハ其ノ附近ニ居住シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル

第十八條 授業料ハ一學年ニ就キ第一部ニ在リテハ金參拾參圓第二部及第三部ニ在リテハ金貳拾貳圓トス

第十九條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ學期分ノ授業料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一學期 四月十日ヨリ同十四日マテ
 第二學期 九月五日ヨリ同九日マテ
 第三學期 一月十日ヨリ同十四日マテ
 毎月 四月及一月ハ其ノ月十日ヨリ同十四日マテ其ノ他ノ月ハ其ノ月五日ヨリ同七日マテ

每學期又ハ毎月分ノ授業料額ハ左ノ通之ヲ定ム

學期、月	納額		
	第一部	第二部	第三部
第一學期、第二學期	各金拾貳圓	各金八圓	各金四圓
第三學期	各金九圓	各金六圓	各金四圓
毎月	各金參圓	各金貳圓	各金貳圓

第二十條 削除

第二十一條 學年中途ニ於テ入學シタル兒童ノ授業料ハ其ノ入學シタル月分ヨリ之ヲ納付スヘシ

入學シタル月分ノ授業料ハ入學後七日以内ニ於テ之ヲ納付スヘシ

第二十二條 既納ノ授業料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亙ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

授業料ノ滞納ニ箇月ニ亙ル者ニハ出席ヲ停メ又ハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

第二十三條 授業料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第二十四條 學年ノ終ニ於テハ其ノ學年間ノ成績ヲ考査シ各學年ノ課程若ハ全教科ノ修了ヲ認定ス

第二十五條 各學年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ第一號書式ノ證書ヲ與ヘ全教科ヲ修了シ

タル者ニハ第二號書式ノ證書ヲ與フ

第一號書式

修業證書

校印 何 年 月 日 某

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ尋常小學校第何學年ノ課程ヲ修了セシコトヲ證ス

東京女子高等師範學校

卒業證書

校印 何 年 月 日 某

右ハ當校附屬小學校第何部ニ於テ尋常小學校ノ全教科ヲ修了セシコトヲ證ス

東京女子高等師範學校長位勳學位證書何某師

第二十六條 兒童又ハ保護者ノ轉居シタル時ハ保護者ヨリ直ニ届出ツヘシ

(別表) 第一部

規則

第二十七條 病氣其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺席スルトキハ其ノ旨保護者ヨリ届出ツヘシ

第二十八條 退學セムト欲スル者ハ理由ヲ具シテ其ノ旨保護者ヨリ申出ツヘシ

第二十九條 無届缺席一箇月ニ及フ者ハ除籍スルコトアルヘシ

第三十條 當校教育ノ趣旨ニ適セスト認ムル者ニハ退學ヲ命ス

附則 第三十一條 本則ハ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十日改正規則附則

第三十二條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

國史	算術	國語	修身	教科書		修業年限	英語	計	
				科目	年				
常小學科	第一學年	四	九	二	二	一	一八		
	第二學年	四	九	二	二	一	二一		
	第三學年	五	九	二	二	一	二五		
	第四學年	五	九	二	二	一	二五		
	第五學年	二	八	二	二	一	二九		
	第六學年	二	八	二	二	一	三〇		
	高等小學科	第一學年	二	六	二	二	一	三〇	三
		第二學年	二	六	二	二	一	三〇	三

第二部

手工	裁縫	體操	唱歌	圖書	理科	地理	國史	算術	國語	修身	教科書	
											科目	年
一	一	四	一	二	二	七	一	第一學年	一	時數	程度	
一	一	四	一	二	二	八	一	第二學年	一	時數	程度	
一	一	三	一	二	四	一	二	第三學年	二	時數	程度	
一	二	三	一	二	五	一	二	第四學年	二	時數	程度	
一	二	三	二	二	四	八	二	第五學年	二	時數	程度	
一	二	三	二	二	四	八	二	第六學年	二	時數	程度	

地 理	國 史	算 術	國 語	修 身	教 科 目	
					年 度	時 數
		二 測方 計方 及簡 易ナ	六 須知 ノ文 字及 近 常ノ 語	一 道 徳ノ 要旨	第一學年	時 數 毎 週 程 度
		四 計方 及簡 易ナル 測	一 ノ文 字及 近 常ノ 語	一 道 徳ノ 要旨	第二學年	時 數 毎 週 程 度
		四 簡易 ナル 測	二 ノ文 字及 近 常ノ 語	一 道 徳ノ 要旨	第三學年	時 數 毎 週 程 度
		五 定ナル 計方 及簡 易ナル 測	九 ノ文 字及 近 常ノ 語	一 道 徳ノ 要旨	第四學年	時 數 毎 週 程 度
二 日本 地理ノ 大要	二 國史ノ 大要	四 球ノ 計方 及簡 易ナル 測	八 ノ文 字及 近 常ノ 語	二 道 徳ノ 要旨	第五學年	時 數 毎 週 程 度
二 前學 年ノ 大要	二 前學 年ノ 大要	四 球ノ 計方 及簡 易ナル 測	八 ノ文 字及 近 常ノ 語	二 道 徳ノ 要旨	第六學年	時 數 毎 週 程 度

第三部

計	英 語	裁 縫
二二		
二三		
二五		
女 元		二 方方 類通 ノ常 ノ衣 類
女 三		三 方方 類通 ノ常 ノ衣 類
女 三		三 方方 類通 ノ常 ノ衣 類
三二	二 方方 類通 ノ常 ノ衣 類	
三二	二 方方 類通 ノ常 ノ衣 類	

家 事	(實 業)	體 操	唱 歌	手 工	圖 畫	理 科	地 理
		四 及練 體操 遊技 及競 技	一 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	一 單 形		
		四 及練 體操 遊技 及競 技	一 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	一 單 形		
		三 及練 體操 遊技 及競 技	一 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	一 形簡 單ナル 體		
		三 及練 體操 遊技 及競 技	二 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	一 形簡 單ナル 體	二 現化 常現 象ノ 上ノ 理通	二 植物 及自 然ノ 動物
		三 及練 體操 遊技 及競 技	二 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	女 一 形簡 單ナル 體	二 現化 常現 象ノ 上ノ 理通	二 植物 及自 然ノ 動物
		三 及練 體操 遊技 及競 技	二 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	女 一 形簡 單ナル 體	二 現化 常現 象ノ 上ノ 理通	二 植物 及自 然ノ 動物
		三 及練 體操 遊技 及競 技	二 單音 唱歌	一 細簡 易ナル 工	女 一 形簡 單ナル 體	二 現化 常現 象ノ 上ノ 理通	二 植物 及自 然ノ 動物
四 大 一 病 衣 食 住 育 兒 經 濟 ノ 看	二 商 業 ノ 大 要	三 遊 戲 及 競 技 練	一 單音 唱歌	一 藝 作 製 圖 手 製	一 形簡 單ナル 體	二 生人 造ル 器機 ノ用 衛	二 植物 及自 然ノ 動物
四 大 一 病 衣 食 住 育 兒 經 濟 ノ 看	二 商 業 ノ 大 要	三 遊 戲 及 競 技 練	一 單音 唱歌	一 藝 作 製 圖 手 製	一 形簡 單ナル 體	二 生人 造ル 器機 ノ用 衛	二 植物 及自 然ノ 動物

計	作業	手工	圖畫	裁縫	體操	唱歌	郷土科	理科
一八		二 (單形、簡易ナル 簡易ナル細工)			四 體操、教練、遊戲 及體技	四 平易ナル單音唱 歌、體操、教練、遊戲	三 兒童ノ生活ニ近 キ事物現象	
二四		二 (單形、簡易ナル 簡易ナル細工)			四 體操、教練、遊戲 及體技	四 平易ナル單音唱 歌、體操、教練、遊戲	三 兒童ノ生活ニ近 キ事物現象	
二八	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等 共同作業	二 簡易ナル細工	一 單形、簡易ナル 形體		三 體操、教練、遊 戲及體技	一 平易ナル單音 唱歌	三 郷土ノ國史的、 地理的、社會的、 的的事象	
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等 共同作業	男三 簡易ナル細工	一 簡易ナル形體	女三 運針法 縫方、裁方、 縫方、縫方	三 體操、教練、遊 戲及體技	一 平易ナル單音 唱歌	三 郷土ノ國史的、 地理的、社會的、 的的事象	二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象、 化學上ノ現象
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等 共同作業	男三 簡易ナル細工、 製作	一 簡易ナル形體	女三 通常ノ衣類ノ 縫方、裁方、 縫方、縫方	三 體操、教練、遊 戲及體技	一 平易ナル單音 唱歌		二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象、 化學上ノ現象
三〇	二 學校生活ニ伴 フ勤勞、研究、 發表、製作等 共同作業	男三 簡易ナル細工、 製作	一 簡易ナル形體	女三 通常ノ衣類ノ 縫方、裁方、 縫方、縫方	三 體操、教練、遊 戲及體技	一 平易ナル單音 唱歌		二 植物、動物、礦 物、自然ノ現象、 化學上ノ現象、 生理ノ初步

五 東京女子高等師範學校附屬幼稚園規則
第一條 東京女子高等師範學校附屬幼稚園ハ

第二條 附屬幼稚園ヲ分チテ第一部、第二部トシ
幼兒保育ノ方法ノ研究ニ資シ本校生徒ヲシテ幼兒保育ノ方法ヲ練習セシムル所トス

ス
第三條 第一部ハ同年齡ノ幼兒ノミヲ以テ組テ編制シ第二部ハ年齡ノ異ル幼兒ヲ相混シテ組テ編制ス
第四條 附屬幼稚園ノ保育項目ハ遊戲、唱歌、觀察、談話、手技等トス
第五條 幼兒ノ年齡ハ第一部ニ在リテハ滿四歲ヨリ小學校ニ就學スルマテトシ第二部ニ在リテハ滿三歲ヨリ小學校ニ就學スルマテトス
第六條 幼兒ノ定員ハ第一部凡百二十名、第二部凡九十名トス
第七條 一箇年ヲ分チテ三期トス
第一期 四月一日ヨリ八月三十一日ニ至ル
第二期 九月一日ヨリ十二月三十一日ニ至ル
第三期 翌年一月一日ヨリ三月三十一日ニ至ル

第八條 保育時數ハ第一部ハ每週二十五時トシ第二部ハ每週二十八時トス但夏季休業前後各三週以内ハ第一部ニ在リテハ十八時マテ、第二部ニ在リテハ二十一時マテ減スルコトアルヘシ
第九條 休業日ハ左ノ如シ
祝日、大祭日及日曜日
春季 休業 四月一日ヨリ同七日ニ至ル
皇后陛下御誕辰 三月六日
皇太后陛下御誕辰 六月二十五日
夏季 休業 七月十一日ヨリ九月十日ニ至ル
開校記念日 十一月二十九日
冬季 休業 十二月二十五日ヨリ一月七日ニ至ル

第十條 入園ノ期ハ毎年四月トス但缺員アルトキハ臨時入園ヲ許スコトアルヘシ

第十一條 入學ヲ願フ者ハ左式ノ履歷書ヲ差出スヘシ

履歷書

幼兒 何 某

一 族稱 北海道廳、何府縣、華族、士族
一本籍 北海道廳、何府縣、何市區郡何町村何番地、何某幾男
一 住所 東京府市何區郡何町村何番地何某内
一 保護者ノ職業及幼兒トノ關係 何官、何商、何社ノ何役等
(他人ノ家ニ寄寓スルトキハ其ノ家長ノ職業ヲ併記スヘシ)

出生地

一 出生年月日

一 營養品、生母ノ乳、乳母ノ乳、牛乳、乳粉等

一 養育セシ場所 自宅、乳母ノ家等

一 痘種痘第一期完了年月日(痘種經過年月日)

一 生來著シキ疾病ニ罹リシコトノ有無及病狀病名等

一 兩親ノ年齢及健否

一 兄弟姉妹ノ數及健否

右之通ニ御座候

年 月 日 住 所 保護者 何 某

第十二條 保護者ニシテ東京市若ハ其ノ附近ニ住居セサル場合ニ於テハ代理者ヲ定メテ届出ツヘシ

保護者代理者ハ東京市若ハ其ノ附近ニ住居シ丁年以上ニシテ一家計ヲ立ツル者ニ限ル

第十三條 保育料ハ一箇年ニ就キ金參拾參圓トス

第十四條 保護者ハ左記ノ期間内ニ於テ其ノ期分ノ保育料ヲ納付スヘシ但毎月其ノ月分ヲ分納スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ八月分ヲ納付スルヲ要セス

第一期 四月十六日ヨリ同十八日マテ

第二期 九月十七日ヨリ同十八日マテ

第三期 一月十六日ヨリ同十八日マテ

每月 其ノ月五日ヨリ同七日マテ

毎期分又ハ毎月分ノ保育料額ハ左ノ通之ヲ定ム

規則

第一期及第二期 金拾貳圓

第三期 金九圓

每月 金參圓

第十五條 一箇年ノ中途ニ於テ入園シタル幼兒ノ保育料ハ其ノ入園シタル月分ヨリ之ヲ納付スヘシ

入園シタル月分ノ保育料ハ入園後七日以内ニ於テ之ヲ納付スヘシ

第十六條 既納ノ保育料ハ之ヲ返付セス但臨時休業全月ニ亘ルトキハ其ノ月分ニ相當スル金額ヲ返付ス

保育料ノ滞納ニ箇月ニ亘ル者ニハ出席ヲ停止メ又ハ退園ヲ命スルコトアルヘシ

第十七條 保育料ハ缺席ノタメニ之ヲ免除スルコトナシ

第十七條ノ二 削除

第十八條 幼兒又ハ保護者ノ轉居シタルトキ

ハ直ニ届出ツヘシ

第十九條 幼兒缺席スルコト一週ヲ超ユルトキハ其ノ事由ヲ届出ツヘシ但幼兒傳染病ニ罹リタルトキハ直ニ其ノ病狀ヲ届出ツヘシ

第二十條 退園セムト欲スルモノハ其ノ理由ヲ具シ保護者ヨリ其ノ旨申出ツヘシ

附則

第二十一條 本則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

本則施行前ニ入學シタル幼兒ノ保育料ハ從前ノ通トス

昭和四年三月十一日改正規則附則

第二十二條 本則ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年三月三十日改正規則附則

第二十三條 本則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和六年十二月二十八日改正規則附則
 第二十四條 本則ハ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
 本則施行前ニ入園シタル幼児ノ保育料ハ從前ノ通トス

六 東京女子高等師範學校生徒獎勵費給與規程

第一條 本校生徒ニシテ學力優等品行方正ナル者又ハ多年教職ニ從事シタル者ノ子若ハ入學後非常ノ災害ニ遭遇シ家計上ニ著シキ變化ヲ來シ學資ニ困難ヲ生シタル者ニハ獎勵ノ爲月額金拾五圓以内ヲ支給スルコトアルヘシ但特別ノ事情アル者ニ對シテハ月額金貳拾五圓ヲ支給スルコトヲ得
 第二條 獎勵費ハ其ノ月十五日以後ニ於テ支給命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限り月額

ノ半額トス

第三條 獎勵費ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ニハ其ノ期間獎勵費ヲ支給セス但此ノ場合ニ於テハ日割計算トス
 第四條 獎勵費ハ其ノ月二十三日(七月ニ在リテハ五日)休業日ナレハ繰下クニ之ヲ支給ス但半途退學者卒業者死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

七 東京女子高等師範學校授業費償還ニ關スル事項

一 女子高等師範學校規程第八條同卒業者服務規則第五條ニ依リ償還セシムヘキ授業費
 文科
 研究科(文科ニ屬スルモノ) 月額金五圓
 專修科(文科ニ屬スルモノ) 同上卒業者 年額金六拾圓

理科

家事科

研究科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 月額金七圓
 專修科(理科並ニ家事科ニ屬スルモノ) 同上卒業者 年額金八拾圓

八 外國人特別入學規程細則

第一條 外國人ニシテ文部省直轄學校外國人特別入學規程ニ依リ入學ヲ志望スル者アルトキハ設備上差支ナキ場合ニ在リテハ本校各科及附屬高等女學校專攻科聽講生トシテ之ヲ許可スルコトアルヘシ
 第二條 第一條ニ依リ入學ヲ許可スヘキ人員ハ毎年三月末之ヲ定ム
 第三條 入學志望者ニ對シテハ試驗ヲ以テ相當ノ學力ヲ認定スヘキモノトス
 第四條 入學志願者ハ入學檢定料トシテ金參

圓ヲ納付スヘシ但既納ノ檢定料ハ何等ノ事由アルモ之ヲ還付セス

第五條 聽講生ハ授業料トシテ本校各科附屬高等女學校專攻科各部共ニ一學年金四拾圓ヲ每學年四月十五日休日ナラハ繰下クニ納付スヘシ但明治四十四年文部省令第十六號ニ依リ入學シタル者ニハ授業料ヲ減額シ又ハ徵收セサルコトアルヘシ
 第六條 半途退學其ノ他如何ナル事情アルモ既納ノ授業料ハ返還セサルモノトス但全學年間休學ヲ命シタル場合ニハ之ヲ徵收セス
 第七條 聽講生在學中ハ特ニ定メラレタル本校教官ノ指揮監督ヲ受クヘキモノトス
 第八條 聽講生ニシテ成規ノ課程ヲ修了シ成績佳良ト認メタル者ニハ修了證書ヲ授與スヘシ
 第九條 本校諸規則ニシテ本則ニ抵觸セサル

モノハ聽講生ニ適用ス

附則

第十條 本則ハ大正十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

九 聽講生編入規程

第一條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ全課程ヲ履修シ既往各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ本科ニ編入スルコトアルヘシ

第二條 本校各學科聽講生ニシテ其ノ課程中ノ一科目又ハ數科目ヲ履修シ既往各學年ノ成績優良ナル者ハ願ニ依リ第三學年又ハ第四學年ノ始ニ於テ之ヲ選科生ニ編入スルコトアルヘシ

第三條 前二條ニ依リ本科又ハ選科生ニ編入シタル者ノ授業料ニ付テハ本校規則第六十

七條及第六十八條ヲ準用又ハ適用ス但朝鮮人及臺灣人ニシテ本科ニ編入シタル者ノ授業料ハ此ノ限ニ在ラス

第六 細則

一 東京女子高等師範學校規則

施行細則

第一章 選修科目及隨意科目

第一條 規則第十二條乃至第十四條ノ各第二項ニ依リ生徒ヲシテ選修セシムヘキ科目ハ生徒ノ志望順位及當該科目ノ學業成績ト教授上ノ都合トヲ考量シテ之ヲ定ム

第二條 第二學年生徒ハ其ノ選修スヘキ科目ノ志望順位ヲ定メ第三學期ノ指定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ

第三條 隨意科目ハ學年ノ中途ニ於テ其ノ履修ヲ開始シ又ハ中止スルコトヲ得ス

第三條ノ二 隨意科目ヲ履修シ又ハ其ノ履修ヲ中止セムトスル者ハ前學年第三學期ノ指

定期間内ニ教務課ニ届出ツヘシ

第二章 式日

第四條 紀元節、天長節、明治節、皇后陛下御誕辰、皇太后陛下御誕辰及一月一日ニハ拜賀式ヲ行フ

拜賀式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム

- 一 生徒着席
- 一 職員着席
- 三 學校長着席
- 四 敬禮
- 五 御帳ヲ開ク
- 六 御影ヲ奉拜ス
- 七 唱歌
- 八 生徒總代祝賀
- 九 教育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

- 十 唱歌(勅語奉答)
 - 十一 學校長式辭
 - 十二 唱歌(君が代)
 - 十三 御帳ヲ閉ツ
 - 十四 敬禮
 - 十五 學校長、職員、生徒順次退場
- 前項第七號ノ唱歌ハ一月一日、紀元節、天長節、明治節ニ在リテハ其ノ歌、皇后陛下御誕辰及皇太后陛下御誕辰ニ在リテハ校歌、みがかずばトス紀元節ニハ第九號、教育ニ關スル勅語ノ次ニ憲法發布勅語ヲ加フ
- 第五條 開校記念日ニハ記念式ヲ行フ
記念式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム
- 一 着席
 - 二 敬禮
 - 三 唱歌(校歌、みがかずば)
 - 四 開校ノ日ニ於テ昭憲皇太后ヨリ賜リタル令旨及開校五十年記念日ニ於テ皇太后

- 五 學校長式辭
 - 六 生徒總代祝辭
 - 七 卒業生總代祝辭
 - 八 唱歌(君が代)
 - 九 敬禮
 - 十 退場
- 陛下ヨリ賜リタル令旨ヲ奉讀ス
- 第六條 生徒入學ノ日及卒業ノ日ニハ入學式及卒業式ヲ行フ
入學式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム
- 一 生徒着席
 - 二 職員着席
 - 三 學校長着席
 - 四 敬禮
 - 五 入學ノ許可ヲ申渡ス
 - 六 入學生徒總代誓詞ヲ朗讀ス
 - 七 入學生徒總代誓詞ヲ呈出ス
 - 八 學校長告辭
 - 九 敬禮

- 十 學校長、職員、生徒順次退場
 - 卒業式ノ次第ハ左ノ通之ヲ定ム
 - 一 着席
 - 二 唱歌(みがかずば)
 - 三 卒業證書ヲ授與ス
 - 四 唱歌(おもへばはてなき)
 - 五 學校長告辭
 - 六 文部大臣祝辭
 - 七 卒業生總代謝辭
 - 八 唱歌(はてしなき)
 - 九 敬禮
 - 十 退場
- 第三章 入學及在學
- 第七條 規則第二十條第二項ノ推薦書、入學志願票、履歷書、學業成績調査及人物考定書並ニ身體検査書ノ様式ハ附錄第一號乃至第五號ノ通之ヲ定ム
- 第八條 規則第二十八條ノ誓書ノ様式ハ附錄

- 第六號ノ通之ヲ定ム
- 第九條 規則第三十一條ノ保證書ノ様式ハ附錄第七號及第八號ノ通之ヲ定ム
- 第十條 保證人又ハ代理保證人ノ住所、身上等ニ變更ヲ生シタルトキハ遲滞ナク届出ツヘシ
- 第十一條 保證人又ハ代理保證人死去若ハ他ノ事故ニ由リ其ノ義務ヲ盡スコト能ハサルニ至ルトキハ他人ヲ以テ之ニ替ヘ更ニ規則第三十一條ノ手續ヲナスヘシ
- 第四章 成績考査
- 第十二條 文科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

漢文	學科			
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年 (第一學期)
一	二	一	一	一
一	二	二	二	二
一	二	二	二	二
一	二	二	二	二

學科目		年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
歷史		二	二	二	二
地理		二	二	二	二
外國語		一	一	一	一
音樂		一	一	一	一
體操		一	一	一	一
合計		一二	一二	一二	一二

第十三條 理科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目		年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
礦物及地質		一	一	一	一
生理及衛生		一	一	一	一
動物		一	一	一	一
植物		一	一	一	一
化學		二	二	二	二
物理		二	二	二	二
數學		二	二	二	二
教育		一	一	一	一
修身		一	一	一	一
合計		一二	一二	一二	一二

學科目		年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
外國語		一	一	一	一
音樂		一	一	一	一
體操		一	一	一	一
合計		一二	一二	一二	一二

第十四條 家事科ノ評點科目數ハ左表ニ依ル

學科目		年			
		第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
家事科		一	一	一	一
裁縫		一	一	一	一
圖畫		一	一	一	一
手藝		一	一	一	一
外國語		一	一	一	一
音樂		一	一	一	一
合計		一二	一二	一二	一二

第十五條 教官ハ規則第三十九條ニ依リ每學期末ニ於テ其ノ擔任ニ屬スル評點科目ニ就キ各生徒ノ學期成績評點ヲ定ムヘシ

前項ノ評點ハ所定ノ評點表ニ之ヲ記入シ試驗ノ問題ト共ニ指定ノ期日迄ニ教務課ニ差出スヘシ

第十六條 一評點科目ヲ數人ニテ擔當スルトキハ當該學科目主任ハ各人ノ擔當スルモノニ就キ評點ノ割合ヲ定メ學校長ノ承認ヲ受クヘシ

第十七條 一學科目ヲ二以上ノ評點科目ニ分ツ場合ニ於テ教授事項ニ區分ヲ立テ難キトキハ其ノ學科目ノ成績評點ヲ以テ各評點科目ノ成績評點ト見做ス

第十八條 演習及實驗實習ニ關スル分科目並ニ左ノ學科目又ハ分科目ノ成績評點ハ平素ノ課業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ但隨時一樣ノ演習ヲ課スルコトヲ得

文科 國語中講讀、習字、作文及作歌、漢文、外國語、音樂、體操(體育概論ヲ除ク)

理科 外國語、音樂、體操(體育概論ヲ除ク)

家事科 裁縫、圖畫、手藝、外國語、音樂、體操(體育概論ヲ除ク)

第十九條 前條外ノ學科目及分科目ノ成績評點ハ試驗及平素ノ課業ノ成績ヲ考查シ且勤惰ヲ參酌シテ之ヲ定ムヘシ

試驗ハ每學期ノ終ニ於テ期ヲ定メ之ヲ行フ

第二十條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試驗ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一以上ナル者ニ對シテハ認定試驗評點ヲ付與ス

認定試驗評點ハ他ノ二學期(二學期ニ

細則

テ完了スル科目ニ在リテハ他ノ一學期ノ試驗評點ヲ勘案シテ定メタルモノノ十分ノハトス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ認定試驗評點ヲ付與セス

一 試驗ニ缺席シタル理由正當ナラスト認めタル者

二 當該學年ニ於テ某評點科目ノ試驗ニ缺席スルコト二回以上ニ及フ者

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ追試驗ヲ許可スルコトアルヘシ但第三號ニ該當スル者ニ對シテハ一學年一回ニ限ル

一 第二十條第一項ニ該當スルモ他ノ學期ニ其ノ評點科目ナキカタメ同條第二項ニ依リ認定試驗評點ヲ付與スルコト能ハサル者

二 父母、祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁リ其ノ他非常ノ事情起リタルタメ其ノ評點科目ノ試驗ニ缺席シタル者

三 疾病其ノ他已ムテ得サル事故ニ由リ某評點科目ノ試驗ニ缺席シタル者ニシテ當該學期ニ於ケル其ノ科目ノ出席總時數教授總時數ノ二分ノ一ニ滿タサル者

前項第一號及第三號ニ該當スル者ノ試驗評點ハ追試驗評點ノ十分ノハトス

第二十二條ノ二 追試驗ハ次學期ノ始ニ於テ期ヲ定メ之ヲ行フ

第二十三條 學年成績ノ平均評點六十以上ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ學年ノ課程ヲ終了シタル者トス

一 評點科目ノ評點六十未滿ノモノナキ者

二 評點科目ノ評點六十未滿ノモノ二科目以內アルモ其ノ評點五十以上ナル者

三 評點科目ノ評點六十未滿ノモノ三科目アルモ其ノ評點何レモ五十五以上ナル者又ハ一ハ五十以上ニシテ他ノ二ハ五十五以上ナル者

第二十四條 當該學年ニ於ケル缺席日數、缺課回數ノ夥多ナル者ハ前條ニ拘ラス之ヲ原學年ニ止ムルコトアルヘシ

第二十五條 各學年ノ各學科目ノ平均評點六十未滿ノ者ニ對シテハ規則第四十四條第二項ヲ準用ス

第五章 教育實習

第二十六條 教育實習ノ期間ヲ分チテ左ノ二期トス

第一期 一月八日ヨリ二月十一日マテ

第二期 二月十二日ヨリ三月十七日マテ

第二十七條 各學科ノ教生ヲ分チテ二組トシ各組交番ニ附屬高等女學校及小學校ニ於ケ

ル教育又ハ幼稚園ニ於ケル保育ニ從事セシム

第二十八條 教育實習トシテ行フヘキ事項ハ概ネ左ノ如シ

一 教授訓練及保育ノ方法ヲ實習セシムルコト

二 附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ於ケル教育保育ノ要旨及諸規程ヲ會得セシムルコト

三 附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ於ケル事務ヲ見學補助セシムルコト

四 他ノ學校及幼稚園ヲ見學セシムルコト

第二十九條 教育實習ハ附屬高等女學校、小學校及幼稚園ノ教官之ヲ指導ス

第三十條 本校ノ教官ハ教育實習期間時々附屬高等女學校、小學校及幼稚園ニ出頭シ教生ノ指導ニ協力スヘシ

第三十一條 附屬高等女學校、小學校及幼稚園

(第八號)

印紙

代理保證書

東京女子高等師範學校何科生徒

何 某

右者今般御校ニ入學許可相成候處保證人何某儀御校所在地ヲ距ルコト遠キ土地ニ居住致居候間御校ノ要求アル場合ハ拙者ニ於テ其ノ義務ヲ代理可仕此段保證仕候也

本籍、族稱、業務

現住所

本人トノ續柄

年月日

代理保證人 何

年月日生

東京女子高等師範學校長何某殿

二 寄宿舎規程

第一條 寄宿舎ハ生徒ヲ寄宿セシメ本校ノ教育ト相俟テ學業ヲ自習シ德行ヲ磨礪シ特ニ和衷協同ノ精神ヲ涵養シ兼テ事務ヲ練習セシムル所トス

第二條 生徒ハ總ヘテ寄宿舎ニ寄宿セシム但寄宿舎ニ收容スヘキ者ノ數其ノ定數ニ超過スルトギハ若干名ヲ限り通學ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 前條但書ニ依リ通學ヲ命スル場合ニハ第三學年以上ノ生徒中通學ヲ希望スル者ニ就キ選定スルヲ常例トス

第四條 寄宿舎生徒ハ生徒主事ノ許可ヲ得ルニアラサレハ外泊、歸郷又ハ旅行スルコトヲ得ス

第五條 寄宿舎生徒ニシテ疾病ニ罹リタル者アルトキハ其ノ種類、症狀ニ依リ外泊、通學又ハ移轉療養ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 夏季休業中ハ寄宿舎ヲ閉鎖ス

第七條 寄宿舎生徒室ノ人員ノ配當ハ生徒主事之ヲ定ム

第八條 寄宿舎ノ日課時限ハ學校長ノ認可ヲ

經テ生徒主事之ヲ定ム

第九條 寄宿舎生徒ハ規約ヲ定メ學校長ノ認可ヲ經テ之ヲ實行スヘシ規約ヲ以テ定ムヘキ事項左ノ如シ

- 一 舍内ノ秩序整頓及風儀ニ關スルコト
- 二 舍内ノ清潔及衛生ニ關スルコト
- 三 炊事々務ニ關スルコト
- 四 其ノ他必要ナル事項

第十條 寄宿舎ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一 寮總代 各寮二名
 - 一 室總代 各室一名
 - 一 委員 若干名
- 寮總代ハ其ノ寮ノ常務ヲ取扱ヒ規則規約ノ實行ヲ督勵ス
室總代ハ其ノ室ノ常務ヲ取扱ヒ室内ノ整理ニ任ス
委員ハ其ノ分擔事務ヲ取扱フ

第十一條 寮總代ハ第三學年生徒中ヨリ其ノ寮生徒ノ選舉セル倍數ノ候補者ニ就キ學校長之ヲ命ス

寮總代ハ第一學期、第二學期ニ在リテハ第四學年生徒中ヨリ、第三學期ニ在リテハ第三學年生徒中ヨリ、委員ハ第三學年及第二學年生徒中ヨリ各室又ハ各寮生徒之ヲ選舉シ生徒主事ヲ經テ學校長ノ認可ヲ得タル後就任ス

役員ノ選舉期ハ第二學期ノ終トス
役員ノ任期ハ寮總代及委員ニ在リテハ一箇年、室總代ニ在リテハ一學期トス但再選スルコトヲ得

第十二條 役員ハ生徒主事ノ指揮監督ヲ受ク

第十三條 寄宿舎ニ週番ヲ置ク

週番ハ生徒主事ノ指揮ニ從ヒ寄宿舎事務ヲ練習ス

第十四條 週番ハ第四學年及第三學年生徒ニ

名輪番ヲ以テ之ニ當リ每週日曜日交替ス

三 生徒心得細則

第一章 一般生徒心得

一 受業及教室事務

第一條 生徒ハ始業ノ號鈴ヲ聞クトキハ直ニ

定席ニ着キ教官ノ入室ヲ待ツヘシ

教官入室スルトキハ起立シテ敬禮ヲ行フヘシ

退室スルトキ亦同シ

第二條 授業時間中ハ勿論休憩時間中ト雖靜肅ヲ旨トスヘシ

第三條 各學級ニ學級當番ヲ置ク

學級當番ハ左ノ事務ヲ擔當ス

一 本校ノ示達ヲ其ノ學級生徒ニ傳フルコト

二 教室ノ清潔整頓及換氣保温ニ注意スルコト

三 毎時限ノ始ニ於テ其ノ學級ノ生徒出席

簿ヲ擔當ノ教官ニ提出シ放課後ニ於テ之

ヲ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

四 毎日其ノ學級日誌ヲ記載シ放課後ニ於

テ生徒課ノ所定場所ニ納置スルコト

五 授業ニ所要ノ物品ヲ準備スルコト

六 其ノ他學級ニ關スル諸般ノ事務

第四條 學級當番ハ當該學級生徒二名輪番ヲ

以テ之ニ當リ隔週月曜日交替ス

第五條 正課外ニ於テ實驗實習ノタメ教室ヲ

使用セムトスルトキハ擔當教官ノ承認ヲ經

テ事務當直ニ申出テ使用終リタルトキハ其

ノ檢閲ヲ受クヘシ

第六條 教室其ノ他ノ床壁備品ヲ毀損又ハ汚

染スヘカラス若シ之ヲ毀損又ハ汚染シタル

トキハ學級當番ヲ經テ直ニ教務課ニ申出ツ

ヘシ

二 缺席、缺課及遲刻

第七條 疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ由リ

課業ニ缺席、缺課又ハ遲刻スルトキハ其ノ日

時及事由ヲ詳記シ生徒主事ノ檢印ヲ經テ三

日以内ニ生徒課ニ差出スヘシ

第八條 疾病ノタメ課業ニ缺席スルコト一週

日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ保

證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘ

シ但寄宿舎ニ在舍スル者ニ在リテハ此ノ限

ニ在ラス

第八條ノ二 父母、祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁リ

課業ニ缺席、缺課シタル場合ニ於テハ之ヲ他

ノ事故ニ由ル缺席、缺課ト區別シ左ノ各號ノ

期間内ニ限り缺席日數、缺課時數ニ算入セス

一 父母ノ喪ニ丁レル者ニ在リテハ七日以

内

二 祖父母、兄弟、姉妹ノ喪ニ丁レル者ニ在リ

テハ五日以内

第九條 集會ヲ開カムトスルトキハ其ノ代表

者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所、會費等ヲ具シ生

徒課ヲ經テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 集會ハ成ルヘク校内ニ於テ之ヲ開ク

ヘシ

教室ヲ使用セムトスル場合ニハ豫メ教務課

ノ承認ヲ經テ前條ノ手續ヲナスヘシ

第十條ノ二 常時ノ集會ヲ設ケムトスルトキ

ハ規約ヲ具シ願出ツヘシ

第十條ノ三 前條ノ集會ヲ解散シタルトキハ

直ニ届出ツヘシ

第十條ノ四 雜誌、冊子其ノ他印刷物ヲ頒布セ

ムトスルトキハ原稿ヲ具シ願出テ指定教官

ノ檢閲ヲ受クヘシ

第十一條 休業日ニ於テ旅行ヲナサムトスル

トキハ其ノ代表者ヲ定メ其ノ目的、日時、場所

費用等ヲ具シ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

四 服裝及徽章

第十二條 服裝ハ質素實用ヲ旨トスヘシ附屬品持物等亦同シ

第十三條 衣服ノ地質ハ左ノ通トシ色合、縞柄模様、型等ハ目立タサルモノヲ用フヘシ

一 和服

(一) 衣 木綿織、交織、麻織、毛織ノ類但外出ノ際ハ納、銘仙ノ類ヲ用フルコトヲ得

(二) 袴 セル、カシミヤノ類

(三) 帶 ノリンス、縞子ノ程度

二 洋服

木綿織、交織、麻織、毛織ノ類

第十四條 生徒ハ校內ニ在リテハ上靴ヲ用フヘシ

第十五條 生徒ハ所定ノ徽章ヲ佩用スヘシ其ノ位置ハ和服ニ在リテハ袴紐ノ左寄、洋服ニ

在リテハ衣ノ左胸部下寄トス

第十六條 體操ノ授業ヲ受クル際ニハ體操服ヲ着用スヘシ

體操服ノ地質、制式等ハ別ニ之ヲ定ム

五 揭示

第十六條ノ二 本校ノ示達ハ所定ノ揭示場ニ就キ承知スヘシ

揭示後三日ヲ經タルモノハ一般ニ知了シタルモノト看做ス

第十六條ノ三 揭示ヲナサムトスル者ハ生徒主事ノ檢印ヲ受クヘシ

第二章 寄宿舍生徒心得

一 外出、外泊及歸省

第十七條 已ムヲ得サル事情アリテ所定ノ時間外ニ外出セムトスル者ハ豫メ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第十八條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生

シ歸舍時限又ハ豫定時限ニ歸舍スルコト能ハサルトキハ直ニ其ノ事由ヲ申出テ生徒主事ノ指揮ヲ受クヘシ

第十九條 毎休日(式日ヲ除ク)ノ前夜自宅、近親者又ハ代理保證人ノ宅ニ宿泊セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、戶主、職業及自己トノ續柄等ヲ具シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十條 已ムヲ得サル事情ニ由リ臨時外泊セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、宿主ノ氏名、年齢、職業、自己トノ續柄及外泊ヲ要スル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第二十一條 外出中俄ニ已ムヲ得サル事情ヲ生シ豫メ前條ノ手續ヲ履ムコト能ハサルトキハ直ニ其ノ手續ヲ履ミ生徒主事ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十二條 父母其ノ他近親ノ病氣ヲ看護シ又ハ喪ニ服セムカタメ外泊又ハ歸郷セムトスルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ歸校延期ヲ要スル場合亦同シ

前項本文ノ場合ニ於テ事急ヲ要スルトキハ一時電報又ハ書面ヲ以テ保證人ノ連署ニ代フルコトヲ得

第二十三條 春季、夏季及冬季休業中ノ進退ニ就テハ左ノ各號ニ依ル

一 歸郷セムトスルトキハ歸郷先及期間ヲ具シ届出ツヘシ

二 歸郷ノ途次宿泊又ハ旅行セムトスルトキハ豫メ宿泊場所、月日又ハ期間、宿主ノ氏名、年齢、職業、自己トノ續柄及宿泊又ハ旅行ヲ要スル事情等ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

- 三 休業中歸郷セスシテ近親者代理保證人等ノ宅ニ宿泊シ又ハ旅行セムトスルトキハ前號ニ準ス
- 四 歸郷先又ハ宿泊先ニ到着シタルトキハ直ニ保證人又ハ宿主ヨリ生徒主事宛安着届ヲ差出スヘシ
- 五 特別ノ事由アリテ夏季休業中歸郷ヲ延期セムトスルトキハ事由ヲ具シ保證人連署ヲ以テ願出テ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ
- 六 歸校ノ際ハ保證人ヨリノ歸校届ヲ持參スヘシ
- 七 歸校ノ途次宿泊又ハ旅行シタルトキハ保證人ヨリノ宿泊届又ハ旅行届及宿主ヨリノ歸校届ヲ持參スヘシ
- 八 歸郷宿泊又ハ旅行シタル者始業ノ前日迄ニ歸校スル能ハサルトキハ豫メ事由ヲ

- 具シ保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ
- 二 郵便物
 - 第二十四條 寄宿舎ニ到達セル信書ハ來信函ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付當直教官ニ就キ之ヲ受領スヘシ
 - 第二十五條 郵便爲替ヲ以テ送金ヲ受ケムトスルトキハ拂渡郵便局(駿河臺郵便局)本郷郵便局(大塚郵便局)又ハ小石川郵便局)及受取人ヲ指定シテ送付スヘキヤウ豫メ學資支出者ニ通知シ置クヘシ
 - 第二十六條 前條ノ郵便局ニ就キ爲替金ヲ受領セムトスルトキハ爲替證書ニ生徒主事ノ證明ヲ受クヘシ
- 三 面會
 - 第二十七條 外來者トノ面會ハ應接室ニ於テ

ナスヘシ

面會時間ハ放課後ヨリ午後六時迄トス

四 疾病

- 第二十八條 疾病ニ罹リタルトキハ直ニ生徒主事ニ申出ツヘシ但當該室總代ニ於テ代理スルコトヲ得
- 第二十九條 疾病ニ罹リタルトキハ所定時間ニ於テ校醫ノ診察ヲ受クヘシ但不時發病セルトキハ所定時間外ト雖當直教官ヲ經テ其ノ來診ヲ求ムルコトヲ得
- 第三十條 校醫ニ於テ必要ト認ムルトキハ患者ヲシテ休養室ニ於テ療養セシム
休養室ニ入りタル患者ハ療養ニ關シ校醫ノ指揮ニ從フヘシ
- 第三十一條 校外ノ診療ヲ受ケムトスルトキハ生徒主事ノ許可ヲ受クヘシ

第三章 通學生徒心得

規則

一 宿所

- 第三十二條 通學生徒ハ每學年ノ始ニ於テ所定ノ用紙ニ宿所ニ關スル事項ヲ記入シ生徒課ニ差出スヘシ
- 第三十三條 通學生徒宿所ヲ變更シタルトキハ三日以内ニ更ニ前條ノ手續ヲナスヘシ
- 第三十四條 通學生徒ノ宿所ヲ不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更セシム
- 第三十五條 通學生徒入舎セムトスルトキハ入舎ヲ要スルニ至レル事情ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ
- 二 歸郷及旅行
 - 第三十六條 通學生徒課業ヲ缺キテ歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ豫定期間及事由ヲ詳記シ保證人ノ連署ヲ以テ願ヒ出ツヘシ歸京延期ヲ要スル場合亦同シ
 - 第三十七條 通學生徒春季夏季及冬季休業中

歸郷又ハ旅行セムトスルトキハ保證人又ハ代理保證人ノ連署ヲ以テ届出ツヘシ

三 郵便物

第三十八條 本校ニ到達セル信書ハ來信函ニ挿入シ置クヘキニ付各自ニ於テ便宜之ヲ受領スヘシ但書留ノモノハ其ノ都度揭示板ニ揭示スヘキニ付生徒課ニ就キ之ヲ受領スヘシ

四 傳染病

第三十九條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ速ニ届出テ治療スルニ至ル迄昇校ヲ差控フヘシ治療シタル後昇校セムトスルトキハ醫師ノ全治證明書ヲ差出スヘシ
一 痘瘡、實布、埤利亞、猩紅熱、發疹、空扶斯、ペスト、赤痢、虎列刺、腸壁扶斯、バラチフス、流行性腦脊髄膜炎
二 百日咳、麻疹、流行性感胃、流行性耳下腺炎

風疹、水痘

第四十條 通學生徒ニシテ左ノ各號ノ傳染病ニ罹リタル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但第一號中ノ肺、喉頭以外ノ結核又ハ第二號ノ傳染病ニ罹レル者ニシテ醫師ニ於テ適當ト認ムル豫防處置ヲナシタル者又ハ病況ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書ヲ差出シタル上昇校スルコトヲ得

一 肺、喉頭其ノ他ノ機關ノ開放結核、癩

二 トラホーム其ノ他ノ傳染性眼炎、疥癬其ノ他ノ傳染性皮膚病

第四十一條 通學生徒ニシテ第五十條ニ掲クル傳染病患者アル家ニ居住スル者又ハ該病毒ニ感染ノ疑アル者ハ昇校ヲ差控フヘシ但醫師ニ於テ豫防處置施行ノ情況及其ノ他ノ事情ニ依リ傳染ノ虞ナシト認メタル者ハ該醫師ノ證明書ヲ差出シタル上昇校スルコト

ヲ得

四 職員服務規程

第一章 教官ノ服務

第一條 教官ハ其ノ擔任スル範圍内ニ於テ生徒教育ノ責ニ任ス
第二條 教官ハ每學年末ニ於テ其ノ擔任スル學科目ニ就キ次學年度ノ教授要目ヲ調製シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ具申スヘシ
第三條 教官ハ每學期末ニ於テ前條ノ教授要目ニ基キ其ノ學期間ニ於ケル教授ノ進程ヲ記載シ學科目主任及學科主任ヲ經テ學校長ニ報告スヘシ
第四條 教官ハ教授調育其ノ他ノ事項ニ就キ意見アルトキハ之ヲ學校長ニ具申スヘシ
第五條 報酬ヲ受ケテ他ノ職務ニ從事セムト

スル者ハ官吏ニ在リテハ學校長ヲ經テ文部大臣ノ許可ヲ受ケ囑託員ニ在リテハ學校長ノ許可ヲ受ケヘシ但本務ノ他ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第六條 第八條乃至第二十二條ノ規程ハ之ヲ教官ノ服務ニ適用ス

第二章 事務員ノ服務

第七條 書記及雇員ハ學校長及幹事ノ指揮ヲ受ケ分課ノ事務ニ從事スヘシ
雇員ハ前項ノ外特別教室ニ勤務セシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ當該教官ノ指揮ヲ受ケテ執務スヘシ
第八條 事務繁劇ナルトキ至急處理ヲ要スルモノアルトキハ執務時間外又ハ休日ト雖執務スヘシ
第九條 疾病其ノ他ノ事故ニ由リ遅刻又ハ缺勤セムトスルトキハ當日執務時間前ニ事由

ヲ具シ届出ツヘシ
 疾病ニ由リ缺勤スルコト一週日ニ至ルトキハ醫師ノ診断書ヲ添へ届出テ爾後二週日ニ至ル毎ニ同様届出ツヘシ
 第十條 執務時間中發病等ノタメ退出セムトスルトキハ上官ノ承認ヲ受クヘシ
 第十一條 女子ノ職員ハ分娩豫定日前二週日以内分娩後六週日以内休養スルコトヲ得前項分娩豫定日ハ醫師ノ診断書ニ依ル但特別ノ事情アル場合ニ在リテハ産婆ノ證明書ヲ以テ醫師ノ診断書ニ代フルコトヲ得
 第十二條 父母ノ祭日ニ休暇ヲ要スル者ハ前日中ニ届出ツヘシ
 第十三條 親屬ノ喪ニ丁リ服忌ヲ受クルトキハ其ノ親屬關係ヲ記シ届出ツヘシ
 第十四條 病氣療養、父母ノ看病又ハ墓參ノタメ請暇セムトスルトキハ日限及行先地ノ宿

所ヲ具シ願出ツヘシ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ具シ願出ツヘシ
 第十五條 陸軍召集令又ハ海軍召集令ニ依リ召集又ハ簡閱點呼ニ應スルトキハ日限及應召地部隊名又ハ艦艇名ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ
 第十六條 賜暇中旅行セムトスルトキハ日限及旅行先地ヲ具シ出發前ニ届出ツヘシ
 第十七條 出張ノ命ヲ受ケタル者ハ出發及歸校ノ際其ノ旨ヲ届出テ且歸校後一週日以内ニ復命書ヲ差出スヘシ但簡單ナル事項ハ口頭ヲ以テ復命スルコトヲ得
 第十八條 新任者ハ五日以内ニ住所届及履歷書ヲ差出スヘシ
 第十九條 住所ヲ移轉シ又ハ氏名族籍ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十條 官廳其ノ他ヨリ本校ヲ經由セスシ

テ辭令書ヲ受ケ其ノ事項ノ履歷ニ關係アルモノハ其ノ都度届出ツヘシ
 第二十一條 轉任、免官、休職等ノ際又ハ分掌事務ヲ免セラレタルトキハ取扱事務ニ關係スル書類及物品ノ引繼ヲナスヘシ
 第二十二條 非常事故アルトキハ速ニ登校シ上官ノ指揮ヲ受クヘシ事急ヲ要スルトキハ當直者及登校者ニ於テ臨機ノ處置ヲナスヘシ
 第三章 學校醫ノ服務
 第二十三條 學校醫ハ學校長及生徒課幹事ノ命ヲ受ケ學校衛生ニ關スル事務ニ従事ス
 第二十四條 學校醫ハ毎月二回以上出校シ全校ニ亘リ衛生上ノ事項ヲ視察スヘシ
 第二十五條 學校醫ハ日曜日及土曜日ヲ除キ毎日定時寄宿舎醫局ニ出頭シ疾病ニ罹レル生徒アラハ之ヲ診療スヘシ

第二十六條 學校醫ハ學生、生徒、兒童身體検査規定ニ依リ生徒ノ身體ヲ検査シ身體検査票ヲ調製スヘシ
 第二十七條 學校醫ハ本校及本校附屬校園ニ入學ヲ志望スル者ノ身體ヲ検査シ其ノ結果ヲ學校長ニ報告スヘシ
 第二十八條 學校醫ハ第二十四條及第二十五條ノ場合ノ外學校長ヨリ請求アリタルトキハ臨時出頭執務スヘシ
 第二十九條 學校醫ハ學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ傳染病ノ發生シタルトキハ其ノ情況ニ依リ十分ナル清潔方法ヲ施行シ全校若ハ其ノ一部ノ閉鎖ヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ學校長ニ申告スヘシ
 第三十條 學校醫ハ衛生上必要ト認メタル事項ニ就キ學校長ニ申告スヘシ
 第三十一條 學校醫ハ其ノ執務ノ狀況及調査

又ハ申告シタル事項等ニ就キ其ノ大要ヲ記載シ其ノ都度之ヲ學校長ニ提出スヘシ

第四章 當直ノ服務

第三十二條 當直勤務ハ事務當直及寄宿舎當直トス

第三十三條 男子ノ書記及分課事務ニ從事スル男子ノ雇員ハ輪番ヲ以テ事務當直ニ服スヘシ但丁年未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラス
生徒課勤務ノ女子教官ハ輪番ヲ以テ寄宿舎當直ニ服スヘシ但學校長ニ於テ特別ノ事情アリト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條 當直時間ハ平日ニ在リテハ執務時間ノ終ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トシ休日ニ在リテハ執務時間ノ始ニ相當スル時限ヨリ翌日ノ執務時間ノ始又ハ之ニ相當スル時限迄トス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ當ルトキハ當直

ヲ免ス

一 出張中、出張ノ前日、出張先ヨリ歸校ノ翌日

二 賜暇中

三 忌引中

四 疾病其ノ他ノ事故ニ依ル缺勤中

五 新任者着任ノ日ヨリ七日間

六 以上ノ外學校長ニ於テ除番スヘキ必要アリト認メタルトキ

第三十六條 事務當直者ノ任務ハ概ネ左ノ如シ

一 校舎各室ノ鎖鑰ヲ管守スルコト

二 校舎内外ノ取締ヲナスコト

三 接受シタル物件ヲ處理スルコト

四 火災ノ虞アル場所及備品ニ對シ特ニ注意スルコト

第三十七條 寄宿舎當直ハ寄宿舎ノ管理及取

縮ニ任シ舎内一切ノ事務ヲ處理スヘシ

第三十八條 當直者ハ勤務中學校又ハ寄宿舎ヲ離ルルコトヲ得ス

第三十九條 當直者ハ其ノ任務ニ關シ互ニ助力ヲ求ムルコトヲ得

第四十條 當直中非常事故アルトキハ直ニ學校長及庶務課幹事ニ報告シ事急ナルトキハ臨機ノ處置ヲ爲スヘシ

第四十一條 當直ノ服務ニ關スル細目ハ事務當直ニ在リテハ庶務課幹事、寄宿舎當直ニ在リテハ生徒課幹事之ヲ定ムヘシ

附則

第四十二條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

五 校務分掌規程

第一章 教育事務

第一條 教授ニ關スル事務ハ各教官之ヲ分擔ス

第二條 訓育ニ關スル事務ハ全教官之ヲ擔任シ生徒主事之ヲ主掌ス

生徒主事ハ其ノ事務ヲ寄宿舎生徒ニ關スル事項ト通學生徒ニ關スル事項トニ別チ之ヲ分擔スルコトヲ得

第三條 教育事務整理ノ責ニ任セシムカタメ學科目主任、學級主任及學科主任ヲ置ク

第四條 學科目主任ハ學科目毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス

學科目主任ハ當該學科目ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス

一 教授ノ連絡統一ニ關スルコト

二 教授ノ分擔ニ關スルコト

三 教授要目及教授進程報告ノ整理ニ關スルコト

- 四 教科用圖書ノ豫選ニ關スルコト
- 五 教授上必要ナル參考用圖書器具機械標本藥品等ノ調査ニ關スルコト
- 六 其ノ他當該學科ニ關スル事項
- 第五條 學級主任ハ學級毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 學級主任ハ當該學級ニ就キ左ノ事務ヲ擔任ス
 - 一 生徒ノ統率及風紀ニ關スルコト
 - 二 生徒ノ性行學業及健康ニ關スルコト
 - 三 校規命令ノ實行ニ關スルコト
 - 四 生徒當番ニ關スルコト
 - 五 其ノ他當該學級ニ關スル事項
- 第六條 學科主任ハ文科理科家事科毎ニ各一人トシ教官中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 學科主任ハ當該學科ニ就キ學科目主任及學級主任ノ擔任スル事務並ニ卒業生ニ關スル

- 事項ヲ掌理ス
- 學科主任ハ其ノ掌理スル事務ニ關シ關係教官ノ協議會ヲ開クコトヲ得
- 第七條 保育實習科ハ主任ノ關係ニ於テ之ヲ學級ト看做ス
- 第二章 分課事務
- 第八條 本校ニ庶務課教務課圖書課生徒課ヲ置キ事務ヲ分掌セシム
- 第九條 各課ニ幹事ヲ置キ所屬職員ヲ率キ分掌事務整理ノ責ニ任セシム
- 幹事ハ職員中ニ就キ學校長之ヲ命ス
- 第十條 各課所屬ノ職員ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ事務ニ從事ス
- 第十一條 庶務課ニ庶務掛及會計掛ヲ置ク
- 庶務掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 御眞影勅語及令旨ノ保管ニ關スルコト
 - 二 學校長ノ官印及校印ノ管守ニ關スルコト

- 三 校旗ノ保管ニ關スルコト
- 四 職員ノ進退及身分ニ關スルコト
- 五 職員ノ服務ニ關スルコト
- 六 公文書ノ處理ニ關スルコト
- 七 統計報告一覽等ニ關スルコト
- 八 校報ニ關スルコト
- 九 諸規則ノ制定改廢ニ關スルコト
- 一〇 日誌及諸記錄ニ關スルコト
- 二 儀式ニ關スルコト
- 三 評議員會ニ關スルコト
- 三 寄贈ノ金品等ニ關スルコト
- 四 本校ノ當直ニ關スルコト
- 五 教員免許狀ニ關スルコト
- 六 面會人ノ取扱ニ關スルコト
- 七 乘車船割引證交付ニ關スルコト
- 八 他ノ課掛ニ屬セサル一切ノコト

- 會計掛ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 歲入歲出豫算及決算ニ關スルコト
 - 二 資金ニ關スルコト
 - 三 金錢ノ收支及保管ニ關スルコト
 - 四 物品ノ購入及不用品處分ニ關スルコト
 - 五 圖書以外ノ物品ノ出納及保管ニ關スルコト
 - 六 土地建物ニ關スルコト
 - 七 道路庭園ニ關スルコト
 - 八 營繕ニ關スルコト
 - 九 電話電燈瓦斯給水及暖房ニ關スルコト
 - 一〇 傭人ノ進退及取締ニ關スルコト
 - 二 警備取締ニ關スルコト
 - 三 洒掃ニ關スルコト
 - 三 其ノ他會計ニ關スル一切ノコト
- 第十二條 教務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 學科課程ニ關スルコト

- 二 教授要目及教授進程報告ニ關スルコト
 - 三 教科用圖書ニ關スルコト
 - 四 教官ノ分擔及日課ノ配當ニ關スルコト
 - 五 授業及休業ニ關スルコト
 - 六 生徒ノ募集及入學ニ關スルコト
 - 七 選拔試験ニ關スルコト
 - 八 成績考査、進級及卒業ニ關スルコト
 - 九 成績證明ニ關スルコト
 - 一〇 教授上ノ設備ニ關スルコト
 - 一一 教官會議ニ關スルコト
 - 一二 修學旅行ニ關スルコト
 - 一三 卒業生ニ關スルコト
 - 一四 參觀人ノ取扱ニ關スルコト
 - 一五 教室、教官室ニ關スルコト
 - 一六 其ノ他教務ニ關スル一切ノコト
- 第十三條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 圖書ノ出納、保存及整理ニ關スルコト

- 二 圖書印ノ監守ニ關スルコト
 - 三 圖書ノ貸付、閱覽ニ關スルコト
 - 四 圖書目錄編纂ニ關スルコト
 - 五 書庫、閱覽室ニ關スルコト
 - 六 其ノ他圖書ニ關スル一切ノコト
- 第十四條 生徒課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 生徒ノ取締ニ關スルコト
 - 二 生徒ノ訓誨及賞罰ニ關スルコト
 - 三 生徒ノ當番ニ關スルコト
 - 四 生徒ノ學籍ニ關スルコト
 - 五 誓書、保證書ノ整理、保管ニ關スルコト
 - 六 生徒ノ出席簿ニ關スルコト
 - 七 退學、休學、其ノ他生徒ノ事故ニ關スルコト
 - 八 在學及品行證明ニ關スルコト
 - 九 家庭及保證人トノ連絡ニ關スルコト
 - 一〇 生徒ノ願、伺、届ニ關スルコト

- 二 生徒ノ郵便物ニ關スルコト
- 三 生徒ノ集會ニ關スルコト
- 四 運動競技ニ關スルコト
- 五 學校衛生ニ關スルコト
- 六 身體檢査ニ關スルコト
- 七 寄宿舎ノ清潔、整頓ニ關スルコト
- 八 寄宿舎ノ警備、取締ニ關スルコト
- 九 寄宿舎ノ當直ニ關スルコト
- 一〇 入舎、退舎、外泊、旅行、其ノ他寄宿舎生徒ノ異動ニ關スルコト
- 一一 寄宿舎生徒ノ舎室配當ニ關スルコト
- 一二 寄宿舎ノ炊事、監督ニ關スルコト
- 一三 寄宿舎生徒ノ舎費、食費等ノ收支ニ關スルコト
- 一四 寄宿舎ノ備人監督ニ關スルコト
- 一五 寄宿舎ニ於ケル面會人、參觀人ノ取扱ニ關スルコト

- 一五 特別入學生徒ニ關スルコト
 - 一六 其ノ他生徒ノ訓育及寄宿舎ニ關スル一切ノ事項
 - 一七 第十五條 其ノ課ノ分掌事務ニシテ他ノ課ニ關聯スルモノハ合議スヘシ
 - 一八 第十六條 各課所屬職員ハ時宜ニ依リ互ニ他課ノ事務ヲ補助スヘシ
- 附則
- 第十七條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス
- 六 圖書室規程
- 第一條 東京女子高等師範學校圖書室ハ本校ノ圖書ヲ收藏シ職員及生徒ノ閱覽參考ニ供スルヲ以テ目的トス
- 第二條 閱覽室ハ休業日ヲ除ク外毎日之ヲ開ク但時宜ニ依リ臨時之ヲ閉閉スルコトアル

ヘシ

閱覽室ニ於ケル閱覽時限ハ別ニ之ヲ定ム

第三條 閱覽室ニ入り圖書ヲ借覽スルヲ得ル者左ノ如シ

- 一 本校及附屬校園職員
- 二 本校生徒
- 三 附屬高等女學校第五學年及專攻科生徒
- 四 閱覽票ヲ所有スル者

第四條 左ニ掲クル者ニハ其ノ請求ニ依ル閱覽票ヲ交付ス

- 一 本校卒業生
- 二 附屬高等女學校卒業生
- 三 特ニ校長ノ許可ヲ得タル者

第五條 職員ハ掛員ノ承認ヲ得テ自ラ書庫及閱覽室ニ入り圖書ヲ檢索シ之ヲ借覽スルコトヲ得其ノ他ノ者ニ在リテハ圖書ヲ借覽セムトスル時ハ必ス掛員ニ申出テ其ノ貸出ヲ

受クヘシ

第六條 圖書ヲ借覽セムトスル者ハ規定ノ用紙ニ書名及冊數年月日等ヲ記入シ署名ノ上掛員ニ差出シ其ノ貸出ヲ受クヘシ

借覽ノ圖書ハ閱覽了ラハ直ニ返納スヘシ

第七條 借覽ノ圖書ハ閱覽室外ニ帶出ヲ許サス

第八條 職員以外ノ者ニ在リテ同時ニ借覽シ得ヘキ圖書ハ一人ニ付十冊ヲ限トス

第九條 圖書筆墨紙類ヲ除クノ外物品ヲ閱覽室内ニ携帯スヘカラス

閱覽室ニ於テハ常ニ靜肅ヲ保チ喫煙、音讀、雜誌等他人ノ妨害トナルヘキ舉動ヲナスヘカラス

第十條 各學科目主任並ニ附屬校園主事ハ教授上及參考上必要ナル圖書ヲ借覽シ之ヲ各教室若ハ各特別教室等ニ備付ケ其ノ學科目

又ハ其ノ校園教官ノ共用ニ供スルコトヲ得各事務主任ハ事務上必要ナル圖書ヲ借覽シ之ヲ各事務室ニ備付ケ其ノ掛員ノ共用ニ供スルコトヲ得

前二項ニ依ル圖書ノ借受ニハ別ニ部數ノ制限ヲ設ケス圖書室備置ノ共用圖書貸出簿ニ書名冊數年月日等ヲ記入シ捺印ノ上其ノ貸出ヲ受クヘシ

第十一條 教官ハ一人三十冊其ノ他ノ職員ハ一人十五冊ヲ限リ圖書ヲ借受スルコトヲ得

第十二條 貴重ナル圖書及教官ノ請求ニ依リ圖書室ニ常備シ置クヲ要スル圖書ハ借受スルコトヲ得ス但特ニ校長ノ許可ヲ得タルモノハ一週間ヲ限リ借受スルコトヲ得

第十三條 生徒ハ受持教官ノ指定ニ係ル教科用圖書ニ限り之ヲ借受スルコトヲ得但本校夏季休業中ハ一人十冊ヲ限リ特ニ一般圖書

ノ借受ヲ許スコトアルヘシ

第十四條 本校生徒ニシテ日曜日、祝祭日及閱覽室閉鎖後ニ圖書ヲ借受セムトスル者ニハ之ヲ貸出スコトアルヘシ但同時ニ借受シ得ヘキ圖書ノ冊數ハ五冊ヲ限トス

第十五條 本校生徒ニシテ教生タル者ハ其ノ期間教育實習上必要ナル圖書一人五冊五日ヲ限リ借受スルコトヲ得

第十六條 新ニ購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタル圖書ハ一ヶ月ヲ經ルニアラサレハ借受スルコトヲ得ス但本校又ハ附屬校園教官ノ共用ニ供スル爲購入シ又ハ寄贈ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 圖書ヲ借受セムトスル者ハ圖書課ニ就キ規定ノ用紙ヲ受取り之ニ書名冊數年月日等ヲ記入シ署名捺印ノ上掛員ニ差出シ

リ本校職員及生徒ニ準シテ圖書ノ借受及借覽

ヲナスコトヲ得

(參考) 圖書閱覽票様式

第 號	有効期間(自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日)
圖書閱覽票	(閱覽票ヲ得ヘキ資格)
職業	住所
何	某
校 印	

裏

一此ノ票ヲ交附セラレタル者ハ凡テ圖書閱覽ニ關スル規則ヲ遵守スヘシ

一圖書ヲ閱覽セムトスルトキハ此ノ票ヲ掛員ニ示スヘシ

一此ノ票ハ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス又遺失シタルトキハ速ニ届出ツヘシ

一此ノ票ハ有効期間ヲ過キタルトキハ速ニ返納スヘシ

其ノ貸出ヲ受クヘシ

第十八條 第十條ニ依リ備付ケタル共用圖書ハ借受者其ノ保存ニ任シ目錄ヲ調製シ其ノ借受借覽ニ關シテハ別ニ規則ヲ定ムルモノトス

第十九條 凡テ借受ノ圖書ハ六月十二月指定ノ期日ニ於テ悉皆返納スヘシ但時宜ニ依リ臨時之ヲ返納セシムルコトアルヘシ

第二十條ニ屬スル圖書ハ其ノ所屬部局ニ付テ之ヲ調査スルモノトス

第二十一條 凡テ借受ノ圖書ハ之ヲ他人ニ轉貸スルヲ許サス

第二十一條 借受借覽ノ圖書ヲ汚染毀損シ又ハ紛失シタルトキハ之ヲ償還若ハ修理セシムルコトアルヘシ

第六臨時教員養成所職員及生徒ハ本規程ニ依

附 則

七 附屬學校幼稚園主事等職務規程

主 事

指揮ヲ校長ニ承ケ校園ニ於ケル事務ヲ掌理シ所屬職員ヲ指揮監督シ教生ノ教育實習ヲ指導シ生徒、兒童、幼兒ノ教育ヲ擔任ス

上席所屬職員ヲシテ事務ヲ代理セシムルコトヲ得

左ノ諸件ハ主事ニ於テ適宜處分スルコトヲ得但一、二、三ニ就テハ處分後報告スヘシ

一 附屬校園ノ事務ヲ處理シ教育ノ方法ヲ改良セムカ爲細則ヲ設クルコト

二 所屬職員ニ分擔ヲ命スルコト

三 生徒、兒童ノ及第落第ヲ判定スルコト

四 參觀ヲ許否スルコト

五 通常ノ事項ニ關シ生徒、兒童、幼兒ノ保護

事務掛

者若ハ其ノ代理者ヲ呼出シ又ハ之ト文書ヲ往復スルコト

指揮ヲ主事ニ承ケ附屬校園内ノ整理、器具標本簿冊ノ整頓、物品ノ受渡、圖書ノ保管、外來人ノ應接、文書報告、校園印章ノ保管等ノ事ヲ掌ル

八 會議規程

第一條 會議ヲ分チテ評議員會及教官會トス

第二條 評議員會ハ學校長ノ諮問ニ應シ校務ニ關スル重要ナル事項ヲ審議ス

第三條 評議員會ハ評議員ヲ以テ之ヲ組織ス

評議員ハ左ノ職員ニ就キ學校長之ヲ命ス

一 各課幹事及寄宿舍主任生徒主事

二 教授、生徒主事ヲ本官トスル者ノ互選シタル者若干名

必要アルトキハ臨時評議員外ノ職員ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ

第四條 前條第二項第二號ニ依ル評議員ノ任期ハ當該學年間トス

第五條 教官會ハ學校長ノ諮問ニ應シ學科課程成績考査其ノ他學校長ニ於テ必要ト認めタル事項ヲ審議ス

第六條 教官會ハ左ノ五種トシ當該教官ヲ以テ之ヲ組織ス

- 一 學科主任會
- 二 學科目主任會
- 三 學級主任會
- 四 教授會
- 五 教官總會

前項第一號乃至第四號ノ各教官會ニ於テ必要アルトキハ當該教官外ノ教官ヲシテ會議ニ加ハラシムルコトアルヘシ

第七條 評議員及各教官會ノ當該教官ハ其ノ會議ニ附議スヘキ議案ヲ提出スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ三名以上ノ賛成ヲ得會議ノ三日以前ニ於テ學校長ニ提出スルヲ要ス

第八條 評議員會及教官會ノ議長ハ學校長之ニ當ル

第九條 評議員會及教官會ニ理事ヲ置ク評議員會理事ハ庶務課幹事教官會理事ハ教務課幹事之ニ當リ學校長ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ヲ處理ス

第十條 評議員會及教官會ニ書記ヲ置ク評議員會書記ハ庶務課庶務掛主任書記教官會書記ハ教務課主任書記之ニ當リ上司ノ指揮ヲ受ケ其ノ會ノ庶務ニ從事ス

附則

第十一條 本規程ハ昭和二年九月十一日ヨリ之ヲ施行ス

九 文書處理規程

第一條 公文書ハ附屬校園ニ於テ直接處理スルモノ及本規程第四條ニ依ルモノノ外庶務課庶務掛ニ於テ收受シ左ノ各號ニ依リ取扱フヘシ

- 一 親展文書ハ月日受信名及發信名ヲ親展文書送付簿ニ登記シ封緘ノ儘之ヲ宛名ニ配付スヘシ
- 二 前號外ノ文書ハ之ヲ開封シ文書收受簿ニ登記シ其ノ件名番號及年月日ヲ記入シタル後直ニ主掌分課掛ニ配付シ其ノ證印ヲ徵スヘシ
- 三 二分課掛以上ノ關聯スル文書ハ關係ノ重キニ從ヒ之ヲ配付スヘシ

第二條 親展文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ前條第二號ニ準シ之ヲ取扱フヘシ

第三條 配付ヲ受ケタル文書ニシテ他ノ分課掛ノ主掌ニ屬スルモノアルトキハ之ヲ庶務課庶務掛ニ還付スヘシ

第四條 左ノ文書ハ庶務課庶務掛ヲ經由セス主掌分課掛ニ於テ直ニ接受スヘシ

- 一 教務ニ關シ教官ヨリ提出スル報告書類
- 二 生徒ヨリ差出ス願屆書類
- 三 入學志願者及入學候補者ニ關スル書類
- 四 其ノ他學校長ノ指定シタル書類

第五條 配付ヲ受ケ又ハ接受シタル文書ハ速ニ之ヲ調査シ處分案ヲ提出スヘシ

事件ノ種類ニ依リ直ニ處分案ヲ提出スル能ハス又ハ處分ヲ要セスト認ムルトキハ學校長ニ供閱シ指揮ヲ受クヘシ

第六條 處分案ニシテ他ノ分課掛ニ關係アルモノハ合議スヘシ

第七條 決裁濟ノ文書ハ主掌分課掛ニ於テ決

裁年月日ヲ記入シ速ニ處理ノ手續ヲ爲スヘシ

第八條 發送ヲ要スル文書ハ庶務課庶務掛ニ回付スヘシ執務時間外ニ發送ヲ要スル文書アルトキハ事務當直ニ回付スヘシ

第九條 庶務課庶務掛ニ於テハ發送文書及原議ニ番號ヲ付シ文書發送簿ニ登記シ原議ハ之ヲ主掌分課掛ニ還付スヘシ

第十條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ直接文書ヲ發送スルトキハ月日、受信名、發信名及番號ヲ文書送付簿ニ記載シ送達ノ上送先ノ證印ヲ徵スヘシ

第十一條 庶務課庶務掛又ハ事務當直ニ於テ郵書電信ヲ發送シタルトキハ月日、受信名、發信名及料金ヲ郵便切手受拂簿ニ登記シ取扱者檢印スヘシ

第十二條 學校長ノ官印又ハ校印ヲ使用セム

トスルトキハ管守者ノ承認ヲ受クヘシ

第十三條 事件ノ完結シタル文書ハ主掌分課掛ニ於テ編纂保存スヘシ

第十四條 文書ハ之ヲ分類シ左ノ各號ニ依リ編纂スヘシ

一 事件ノ完結シタル順序ニ依リ曆年別(會計ニ關スルモノハ會計年度別)ニ綴込ムヘシ但紙數ノ多寡ニ應シ便宜一年分ヲ分綴シ又ハ數年分ヲ合綴スルコトヲ得

二 保存期限十年以上ノモノハ卷首ニ目錄ヲ附シ件名及丁數ヲ掲記スヘシ

三 圖書其ノ他合綴シ難キモノハ適宜ノ方法ニ依リ之ヲ保存スヘシ

第十五條 文書ノ保存期間ハ之ヲ無期、十年、五年及一年ノ四種ニ分ツ

第十六條 無期保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

御眞影拜戴、勅語贈本下附及御下賜品等ニ關スル書類 行啓ニ關スル書類 訓令、告示、告諭及通牒書類 職員進退及叙位叙勳等ニ關スル書類 職員履歷書 儀式ニ關スル書類 規則細則ノ制定改廢ニ關スル書類 卒業證書原簿 教員免許狀ニ關スル書類 命令簿 學校一覽 校報 諸統計並報告書類 寄付ニ關スル書類 文書收受簿 文書發送簿 官廳往復重要書類 歳入徵收簿 支出簿 支出内譯簿 經費推算簿 支拂元受高差引簿 概算整理簿 現金出納簿 保證金出納簿 資金ニ關スル重要書類 科學研究獎勵費ニ關スル書類 歳入歳出概算書 物品出納計算書 收入現金出納計算書 委任經理現金出納計算書 歳入歳出外現金出納計算書 會計檢査院審理答辭書寫 常備員命令簿 學業成績簿 成績調査表 入學者寫眞 入學者及特別入學者關係書類 評議員會及教官會記錄 學期別課程表 研究科生徒研究報告書 生徒學籍簿 生徒處分ニ關スル書類 休退學同簿 寄宿舎重要書類

第十七條 十年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

文部省在外研究員關係書類 職員勤務調査表 職員出張復命書類 職員本務以外應屬書類 會計關係計算報告書類 歳入歳出像算施行ニ關スル書類 競争入札ニ關スル書類 郵便切手受拂簿 消耗品交拂簿 俸給支出原簿 備入給料支出原簿 諸契約書 見積書 歳入徵收報告簿 物品請求書類 高等師範學校等ニ關スル訓令 入學者選拔試驗關係書類 教科書選定表 教授要目 教授進程報告 日課表 試驗問題 入學者選拔試驗問題 選修學科目選擇屆 見學旅行關係書類 生徒身體檢査統計表 生徒警書及保證書 生徒ノ思想性行ニ關スル書類 生徒學資金關係書類

第十八條 五年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

宿直日誌 文書送付簿 職員願屆書類 職員生徒身分證明原簿 乘車船賃引證交付原簿 通知何簿 揭示何簿 支拂豫算科目流用何簿 經費推算表 經費分割簿 豫算分配何簿 常備人出勤簿 小切手支拂番號原簿 俸給其ノ他交付簿 臨時備上人夫出面帳 入學志願者名簿 入學者選拔試驗成績表 入學志願票(入學者ノ分) 入學者選拔試驗答案 講習會關係書類 成績證明書綴 評點科目割合表

十 物品會計規程細則

第一章 總則

- 第一條 本校ニ屬スル物品ノ保管及出納ハ物品會計規則並文部省直轄各部物品會計規程ニ基キ此ノ細則ニ依リ處理スヘシ
- 第二條 物品ハ之ヲ分チテ備品消耗品ノ二種トス
- 第二章 保管及出納
- 第三條 物品ノ出納ハ總テ學校長ノ命令ニ依リ物品會計官吏之ヲ執行ス
- 第四條 各局部ニ於テ所要ノ物品ハ請求書ニ品目、數量、需要ノ事由ヲ記載シ會計掛ニ請求スヘシ但註文上圖案ヲ要スルモノハ之ヲ添付スヘシ
- 第五條 會計掛ニ於テ前條ノ請求ヲ受ケタルトキ其ノ物品ノ在庫品ナルトキハ之ヲ當該

教官受持時數調 卒業生配當ニ關スル書類 教官配當ニ關スル書類 教官生徒圖書借覽書類 生徒戶籍簿本 生徒履歷書 生徒勤惰報告 生徒出席簿 生徒宿所届 入舎及退舎ニ關スル書類 生徒並保證人印鑑簿 保證人變更届 宿舍役員任命認可關係書類 在學證明書交付簿 集會願書 通學願ニ關スル書類 生徒ノ外出、外泊、歸省ニ關スル書類

第十九條 一年保存ニ屬スヘキ文書ハ凡ソ左ノ如シ

書留郵便授受簿 常備員願屆書類 入學志願票及寫眞(不合格者ノ分) 入學出願書類(不合格者ノ分) 參觀人ニ關スル書類 生徒書留郵便物受渡簿 生徒缺席届

第二十條 文書ノ保存期間ハ事件ノ完結シタル翌年ヨリ之ヲ起算ス但會計ニ屬スルモノハ翌會計年度ヨリ之ヲ起算ス

第二十一條 保存期間ノ經過シタル文書ハ之ヲ庶務課會計掛ニ引繼クヘシ
庶務課會計掛ニ於テ前條ノ文書ヲ受繼キタルトキハ經伺ノ上相當ノ措置ヲナスヘシ

物品監守者又ハ物品取扱主任ニ交付シ新ニ購入ヲ要スルモノハ學校長ノ許可ヲ受ケ購入ノ上支給ノ手續ヲナスヘシ

第六條 通常所要ノ物品ハ一箇年ノ所要ヲ豫定シ學校長ノ許可ヲ得テ一回若ハ數回ニ取纏メ會計掛ニ於テ購入ノ手續ヲナスヘシ

第七條 生産品又ハ寄贈品ニ係ル物品ハ會計掛ニ於テ其ノ品目、數量及價格ヲ記シ藏置若ハ支給ノ手續ヲナスヘシ

第八條 物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ハ直ニ物品出納簿ニ登記スヘシ

物品會計官吏ニ於テ受入レタル物品ヲ支給セムトスルトキハ備品ニ在リテハ現品ニ番號ヲ付シ備品支給簿ノ登記ヲ了シタル後之ヲ交付スヘシ
圖書機械標本ハ各物品監守者ニ於テ各自一定ノ番號ヲ附記スヘシ

第九條 物品ノ監守及取扱ニ關スル責ニ任セシムル爲各局部ニ物品監守者及物品取扱主任各一名ヲ置ク

第十條 物品監守者ハ備品監守簿ヲ物品取扱主任ハ消耗品受拂簿ヲ備ヘ物品ノ支給ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ登記シ支給簿又ハ請求書ニ受領ノ印ヲ押シ授受ノ手續ヲ爲スヘシ

第十一條 物品監守者若ハ物品取扱主任交迭シタルトキハ前任者後任者ニ於テ物品監守簿消耗品受拂簿ト現品トヲ對照シ其ノ引繼ヲ了シタル事由及年月日ヲ帳簿餘白ニ記入シ相互記名捺印スヘシ
前項ノ手續ヲ了シタルトキハ前任者連署ノ上學校長ニ届出ツヘシ

第十二條 甲備品監守者ノ監守スル物品ニシテ不用ニ歸シタルモ乙備品監守者ニ於テ必

要ナルモノアルトキハ甲乙監守者ヨリ其ノ旨物品會計官吏ニ通告シ現品ノ受渡ヲナスヘシ

第十三條 物品監守者ハ監守セル物品ニシテ自然ニ毀損シタル爲修理ヲ要スルモノアルトキハ現品ヲ添ヘ會計掛ニ請求スヘシ會計掛ハ前項ノ請求ヲ受ケタルトキハ直ニ其ノ手續ヲナシ出來ノ上ハ物品監守者ニ交付スヘシ

第十四條 物品監守者ニ於テ自然毀損シ若ハ不用ニ屬シタル物品ハ直ニ之ヲ會計掛ニ返付シ監守簿ニ其ノ事由及年月日ヲ記入シ物品會計官吏ノ受領ノ證印ヲ受クヘシ
第十五條 物品會計官吏ニ於テ前項物品ノ返付ヲ受ケ將來所要ノ目的ナシト認メタルモノハ其ノ處分案ヲ付シ學校長ノ決裁ヲ受クヘシ

第十六條 物品會計官吏ハ毎年一回以上各物品監守者及物品取扱主任ノ物品ヲ査閲シ備品監守簿消耗品受拂簿ノ調査ヲナシ其ノ狀況ヲ學校長ニ申告スヘシ

第十七條 物品會計官吏保管ノ物品ヲ亡失毀損シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り學校長ニ申報スヘシ

第十八條 物品監守者ハ時々監守物品ヲ帳簿ト對照シ點檢スヘシ若シ物品ノ亡失毀損ヲ發見シタルトキハ速ニ其ノ實況ヲ詳記シタル始末書ヲ作り物品會計官吏ヲ經由シテ學校長ニ申報スヘシ

第十九條 物品ヲ亡失シ或ハ毀損シタル者アルトキハ學校長ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ監督ヲ怠リ或ハ故意怠慢ニ出テタルモノト認ムルトキハ文部省直轄各部物品會計規程第十二條若ハ第十三條ニ依リ處分スヘシ

第三章 帳簿

第二十條 物品會計官吏ハ物品ノ出納保管ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 普通備品出納簿
 - 一 圖書出納簿
 - 一 機械標本類出納簿
 - 一 普通備品支給簿
 - 一 機械標本類支給簿
- 第二十一條 物品監守者ハ物品ノ監守物品取扱主任ハ消耗品ノ受拂ヲ明確ニスル爲左ノ帳簿ヲ備フヘシ

- 一 備品監守簿
 - 一 消耗品受拂簿
 - 一 郵便切手類受拂簿
- 第二十二條 諸帳簿等ハ別紙様式ニ依リ調製スヘシ(別紙様式略ス)

第四章 檢閲

第二十三條 學校長ハ毎年物品檢閲委員長一名委員若干名ヲ學校職員中ヨリ任命シ物品ヲ檢閲セシム

第二十四條 物品檢閲ハ毎年九月十五日開始十一月十五日終了トス但臨時檢閲ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第二十五條 物品檢閲ノ時日ハ檢閲委員長ヨリ豫メ物品會計官吏及物品監守者又ハ物品取扱主任ニ通知スヘシ

第二十六條 物品檢閲委員ハ現在物品ト帳簿ト對照シ物品ノ保管、出納、使用消費ノ適否及物品缺損ノ有無等ニ關スル實況ヲ檢閲スヘシ

第二十七條 物品檢査上在庫物品ニ付テハ物品會計官吏、監守及取扱物品ニ付テハ物品監守者又ハ物品取扱主任ニ於テ其ノ保管監守取扱ニ係ル現品及帳簿等ヲ取揃ヘ立會ノ上

之カ検査ヲ受ケ檢閲委員ヨリ質問アリタル
トキハ之ニ答辯スヘシ
第二十八條 物品檢閲委員檢閲ヲ終了シタル
トキハ檢閲ノ顛末ヲ具シ意見ヲ付シテ學校
長ニ申報スヘシ

十一 非常心得

第一條 非常事變アルトキハ報鐘ヲ連打シテ
之ヲ報ス
第二條 非常事變ノ節職員ハ晝夜ヲ論セス直
ニ出校シ上官ノ指揮ニ從フヘシ
第三條 非常事變ノ節ノ立退場ハ運動場及正
門附近トス
第四條 非常ヲ認知シタル者ハ直ニ報鐘ヲ連
打スヘシ
第五條 報鐘ヲ聞キタルトキ或ハ非常ヲ認知
シタルトキ生徒兒童幼兒ハ左ノ指揮ヲ受ケ

テ急速最近ノ立退場ニ整列スヘシ
一 寄宿舎ニ在リテハ生徒主事及寮總代室
總代若ハ其ノ代理者
二 教室内ニ在リテハ受持教員
第六條 生徒兒童幼兒立退場ニ集リタルトキ
ハ上官ノ指揮ヲ受ケテ進退スヘシ
第七條 大地震等ノ場合ニ在リテハ非常報鐘
ノ有無ニ拘ラス教員生徒主事寮總代室總代
若ハ其ノ代理者ハ便宜速ニ立退カシムヘシ
但教員ノ指揮ヲ受クル暇ナキトキハ生徒ハ
便宜ノ處置ヲ採ルヘシ
第八條 火災ノ節ハ最モ先ニ左ノ物品ノ持退
ヲ終ヘテ他ノ物品ニ及フヘシ
一 庶務課庶務掛緊要書類
一 庶務課會計掛緊要書類
一 教務課緊要書類
一 圖書課緊要書類

一 生徒課緊要書類
一 寄宿舎緊要書類
一 醫局緊要書類
一 附屬學校幼稚園緊要書類
第九條 各部所管ノ緊要書類物品等ニハ常ニ
非常持退品ノ文字ヲ標記シ置キ至急持退ニ
便スヘシ
第十條 執務時間外ニ於テ火災アルトキハ宿
直員ハ電話ヲ以テ直ニ校長ニ急報スヘシ
第十一條 火災ノ節職員ハ小使人足等ヲ指揮
シテ消防ニ盡力スヘシ
第十二條 非常ノ節指揮者ハ校内便宜ノ場所
ニ其ノ居ヲ定メ夜間ハ高張提灯ヲ掲ケテ目
標トスヘシ
第十三條 庶務課庶務掛ハ諸官省學校又ハ其
ノ他ヨリ駆付ヲ受ケタルトキ之カ應接ノ任
ニ當ルヘキモノトス

第十四條 非常立退ノ方法ハ時々練習スヘシ
第十五條 附屬校園並ニ寄宿舎ニ於テハ非常
心得ニ基キ更ニ實施ノ方法ヲ定ムヘシ

第七 獎學資金

一 獎學寄附金管理規程

第一條 獎學寄附金ニシテ文部大臣ヨリ交付セラレタル現金ハ株式會社三井銀行當座預金トシ又ハ有價證券ハ中央金庫ニ保管ヲ託スルモノトス但預入人ハ學校長ノ名義トス

第二條 獎學寄附金ノ銀行預金通帳及有價證券ノ中央金庫保管證書ハ當校備付ノ金櫃ニ藏置シ會計主任之ヲ保管ス

第三條 有價證券ノ利子ハ第一條ノ預金トス

第四條 預金ノ支出ヲ要スルトキハ當該銀行ヨリ預金ヲ引出シ現金ヲ以テ其ノ受取人ニ交付ス

二 獎學資金

明治四十五年六月三日昭憲皇太后本校へ行啓アラセラレ職員生徒ニ金五百圓ヲ賜フ本校カ陛下ノ行啓ヲ辱ウシタルコト實ニ十一回ニシテ其ノ都度ニ於ケル御下賜ノ金品ハ職員生徒ノ協議ヲ經テ或ハ本校及附屬校園ニ分配シ有益ナル機械器具ニ替ヘ又ハ校歌タル陛下ノ御詠ヲ謹寫セシメ之ヲ分チ戴キテ以テ永ク記念シ奉リタル事アリ故ニ今回亦一般ニ諮リ將ニ先例ニ倣ハントセシニ何ゾ圖ラン其ノ年七月三十日明治天皇俄ニ御登遐アラセラレ昭憲皇太后ノ本校行啓ハ其ノ時ヲ以テ最終ノ御事トナレルニ依リ前記御下賜金處理ノ方法ヲ更メ後之ヲ恩賜獎學資金トシテ永久ニ記念シ奉リ其ノ利子ヲ以テ獎學ノ資ニ充テムトシ其ノ手

續テ了シタリ而シテ右ノ外有志ノ寄附ニ係ル獎學寄附金アリ

昭和七年五月末日現在高左ノ如シ
金六千二百六十三圓六十九錢

內譯

金六百九圓七十三錢 (五百圓)

恩賜獎學資金

金百六十一圓十九錢 (百圓)

黒田獎學寄附金

金八十圓六十錢 (五十圓)

山本獎學寄附金

金七百六十七圓二十三錢 (有價證券類
面五百圓)

今村獎學寄附金

金百七十圓三十錢 (同 百圓)

第五回理科卒業者記念獎學寄附金

金二百二圓四十八錢 (同 四十圓)

杉本獎學寄附金

金千九百四十九圓十錢 (同 二千圓)

杉村記念獎學寄附金

金千二百十三圓六錢 (千圓)

開校五十年記念恩賜獎學資金

金千百十圓 (千圓)

喜多見獎學寄附金

三 獎學資金ニ關スル規程

第一條 經理委任ニ屬スル獎學資金ヨリ生ス

ル利子ハ本規程ニ依リ使用スルモノトス但

寄附者ヨリ用途ヲ指定シタルモノバ此ノ限

ニ在ラス

第二條 獎學資金ヨリ生スル利子ハ適宜左ノ

各號ノ使途ニ充ツルモノトス

一 本校及附屬校園ニ於テ運動其ノ他特ニ

獎勵ヲ要スル事項ニ關スル施設ヲ爲スコ

ト

二 本校生徒中品行方正ニシテ學業優等ノ者ニ學資ノ補給ヲ爲スコト

第三條 前條第二號ニ依ル學資ノ補給ハ之ヲ一時ニ爲シ或ハ期間ヲ定メテ毎月之ヲ爲ス但期間ヲ定メテ學資ノ補給ヲ爲スモノニ對シ其ノ月十六日以後ニ於テ補給ノ命令ヲ發シタル場合ハ其ノ月ニ限リ月額ノ半額トス

第四條 毎月ノ學資補給ハ其ノ月二十三(七月ニ在リテハ五日、休業日ナレハ繰下ク)ニ之ヲ爲ス但半途退學者、卒業者、死亡者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第五條 學資ノ補給ヲ受クル生徒ニシテ休學ヲ命セラレタル場合ハ其ノ翌月ヨリ休學期間補給ヲ停止ス

第八 職員

(昭和七年十月末調)

<p>學校長 吉岡 郷甫 山口</p>		<p>名譽教授 岩川 友太郎 東京 下村 三四吉 兵庫</p>		<p>教授 教育、修身 國語 理科 地理、教育 物理 植物</p> <p>下田 次郎 東京 尾上 八郎 岡山 近藤 耕藏 神奈川 富士 德治郎 奈良 乙部 孝吉 岩手 保井 コノ 大阪</p>	
<p>教育、保育 國語 理科、教育 化學 國語 教育、家事 裁縫、教育 教育、修身 修身 英語 數學、教育 音樂 地理 英語</p> <p>倉橋 愨三 靜岡 佐伯 常磨 島根 堀 七藏 富山 黒田 チカ 佐賀 莊田 安太郎 山形 菅原 教造 新潟 成田 順 東京 古川 竹二 長崎 水野 敏雄 東京 木村 滋賀 中澤 伊與吉 新潟 中村 コウ 島根 飯本 信之 石川 本多 顯彰 愛知</p>		<p>教諭 教諭</p>		<p>教諭 教諭</p>	

職員

生理及衛生	動物	礦物及地質	織物	作法	家事經濟、家計簿記	住居	園藝	地理	染色	手藝	地理	手藝	法制及經濟	食物及營養、料理法	數學	體操
新宮涼國	岩川友太郎	淺井郁太郎	太田勤治	岡ハツノ宮城	松平友子	山本拙郎	吉永義信	關口鯉吉	菱山衛平	上村百代	松尾俊郎	神田つね	小笠原豊光	藤本薫喜	問谷力	田中婦美子
東京	東京	東京	東京	宮城	東京	高知	長崎	静岡	東京	東京	東京	東京	群馬	愛媛	北海道	東京
名譽教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授	東京工業大學助教授
植物	歷史	英語	漢文	生理及衛生	國語	數學	數學	動物室勤務	地理室勤務	植物室勤務	化學室勤務	礦物地質室勤務	家事理科室勤務	家事室勤務		
本村正次	岡田美津	細田謙藏	北田豐吉	井上越島	橋本喜治	渡部重勝		柳川操	秋山德己	椎名千代	染野藤子	坊城智嶽	館壽	梅島春江		
熊本	兵庫	東京	石川	根	東京	新潟		千葉	島	同	茨城	東京	東京	東京		
名譽教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授	東京帝國大學教授

數學	家事	歷史	動物	英語	植物	化學	數學	國語	動物	物理	裁縫
岩間綠郎	西野みよし	内藤智秀	由井テイ	久米又三	津田芳雄	大槻虎男	林太郎	田中増太郎	石井庄司	菊地健三	石田はる
青森	東京	山形	東京	兵庫	東京	東京	富山	和歌山	奈良	東京	大阪
第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授	第六臨時教員養成所教授
體操	體操	裁縫	手工	圖畫	體操	園藝	習字	國語、教育	修身	圖畫	歷史
三浦ヒロ	宮田覺造	越智延愛	山形寛	及川ふみ	佐々木光子	大岩金	岡田起作	保科孝一	吉田熊次	佃武昭	松井等
北海道	茨城	愛媛	寛	み	子	金	京都	山形	東京	山	東京
授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當	授業擔當
講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師	講師
養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護	養老、育兒、看護

家事室勤務 黒岩 矩 東京
 裁縫室勤務 松川 ツル 東京
 體操室勤務 竹内 あや子 岐阜
 化學室勤務 屋代 孝子 兵庫

生徒主事
 文部省督學官 堀口 きみこ 長野
 教授 西野 みよし 東京
 寄宿舍主任 佐々木 きみよ 東京
 通學生徒主任 前田 のゑ 静岡

生徒主事補
 生徒主事 堀口 きみこ
 生徒主事 西野 みよし
 生徒主事 佐々木 きみよ
 助教諭 三浦 ヒロ
 助教諭 渡部 正子

評議員

調導 森井 千代子
 調導 和田 てる
 生徒主事補 前田 のゑ
 講師 田中 婦美子
 囑託 梅島 春江
 囑託 屋代 孝子
 雁向 笠ふみ
 教授 下田 次郎
 教授 近藤 耕藏
 生徒主事 堀口 きみこ
 教授 保井 コノ
 教授 倉橋 惣三
 教授 黒田 チカ
 教授 黒田 チカ
 教授 莊田 安太郎
 教授 水野 敏雄
 教授 中澤 伊與吉

職員

學科主任

教授 飯本 信之
 教授 岩間 綠郎
 教授 内藤 智秀

文科主任 教授 下田 次郎
 理科主任 教授 岩間 綠郎
 家事科主任 教授 近藤 耕藏

學科目主任

修身 教授 水野 敏雄
 教育 教授 下田 次郎
 國語 教授 尾上 八郎
 漢文 講師 細田 謙藏
 歴史 教授 内藤 智秀
 地理 教授 飯本 信之
 英語 教授 本多 顯彰

學級主任

數學 教授 岩間 綠郎
 物理 教授 乙部 孝吉
 化學 教授 黒田 チカ
 植物 教授 保井 コノ
 動物 教授 久米 又三
 家事 教授 西野 みよし
 裁縫 教授 成田 順
 園藝 講師 佃 武昭
 手藝 講師 上村 百代
 音樂 教授 中村 コウ
 體操 助教諭 宮田 覺造
 文科第一學年 教授 飯本 信之
 文科第二學年 教授 尾上 八郎
 文科第三學年 教授 下田 次郎
 文科第四學年 教授 内藤 智秀

主事	教授 中澤 伊與吉 新潟
教諭	教授 近藤 耕藏 神奈川 富士 德治郎 奈良 佐伯 常磨 鳥根 堀 七藏 富山 成田 順 東京 古川 竹二 長崎 木村 滋賀 中澤 伊與吉 新潟 山形 寛福 井 稲村 テイ 東京 水谷 年惠 愛知 由井 テイ 東京 第六臨時教員養成所教授
漢文	助教 竹田 ミチ山 梨
國語	助教授 鷲尾 幾子 富山 中村 ヨシ宮 城 田中 せき山 形 石田 はる大 阪 三浦 ヒロ北 海道 津田 芳雄 東京 及川 ふみ大 阪 岡田 けい三 重 吉田 弘 熊本 川上 ソノ廣 島 越智 延愛 媛 石井 庄司 奈良 前田 のぞ靜 岡 目次 了島 根 玉村 なみ東 京 吉川 節子石 川 本三擔任、庶務部分擔 本二擔任、體育部分擔
國語	專擔任、圖書部分擔 本一擔任、體育部分擔 助教授 田中 せき山 形
體操	助教授 石田 はる大 阪
裁縫	助教授 三浦 ヒロ北 海道
英語	教授 津田 芳雄 東京
圖畫	保姆 及川 ふみ大 阪
理科	助教授 岡田 けい三 重
理科	助教授 吉田 弘 熊本
數學	本一擔任、體育部分擔 助教授 川上 ソノ廣 島
裁縫	專擔任、圖書部分擔 助教授 越智 延愛 媛
國語	專擔任、體育部分擔 助教授 石井 庄司 奈良
國語	專擔任、圖書部分擔 助教授 前田 のぞ靜 岡
英語	本二擔任、庶務部分擔 助教授 目次 了島 根
音樂	本三擔任、庶務部分擔 助教授 玉村 なみ東 京
音樂	本二擔任、體育部分擔 助教授 吉川 節子石 川
家事、裁縫	本二擔任、體育部分擔 助教授 木對 タキ秋 田

地理	訓導 山本 セイ長 野
國語	保姆 新庄 よしこ 茨城
歴史	訓導 鷲山 さき東 京
地理	訓導 飛松 正兵 庫
理科	教務部分擔 藤澤 六馬 長野
英語	圖書部分擔 小林 濟子石 川
家事、裁縫	庶務部分擔 中島 千代子 岡山
家事、裁縫	本四擔任、體育部分擔 訓導 山崎 清子兵 庫
國語、歴史	訓導 金成 みき江 茨城
理科、數學	圖書部分擔、庶務部分擔 木村 秋子東 京
國語	大岩 金岡 山
國語、歴史	本五擔任、圖書部分擔 池田 ゆき大 阪
國語	訓導 和田 てる愛 知
體操	圖書部分擔、體育部分擔 平田 ふみ兵 庫
體操	佐々木 光子兵 庫
家事、裁縫	國語 訓導 森井 千代子 廣島
理科	圖書部分擔 訓導 渡部 正子愛 媛
國語	市橋 なみ福 井
英語	市橋 なみ福 井
公民科	金子 彦二郎 新潟
數學	富田 はる新 潟
法制經濟	岡本 三郎司 靜岡
家事	黒岩 矩 東京
國語	平山 ひさ東 京
裁縫	保々喜美子 岡山
授業擔當	教授 下田 次郎 教授 尾上 八郎

教育	教授 倉橋 惣三
國語	教授 莊田 安太郎
心理、倫理、美學	教授 菅原 敏造
修身	教授 水野 敏雄
歷史	教授 內藤 智秀
習字	講師 岡田 起作
家庭衛生	講師 青木 醇一
作法	講師 岡ハツノ
家庭經濟	講師 松平 友子
衣	講師 太田 勤治
衣	講師 菱山 衡平
手藝	講師 上村 百代
手藝	講師 神田 つね
住	講師 山本 拙郎
食	講師 藤本 薫喜
漢文	講師 細川 謙藏

事務室勤務	囑託	那須 良利 宮崎
附屬小學校	主事	教授 堀 七藏 富山
(擔任學級ハ略稱ニ依ル等ハ尋常科、高ハ高等科ヲ示シ數字ハ學年ヲ示ス)		
手工	訓導	教授 山形 寛福 井
理科		教授 吉田 弘熊 本
算術		教授 岩下 吉衛 長野
地理		教授 齋藤 英夫 千葉
英語		教授 目次 了島 根
唱歌		會計掛 玉村 なみ 東京
		會計掛 鷺山 さき 東京

歷史	第三部 第六擔任、教務掛 飛松 正兵 庫
	第二部 第五六擔任、教務掛 山内 俊次 愛知
	第一部 第六擔任、教務掛 山本 七一 長野
理科	第三部 第五擔任、教務掛 坂代 順之 新潟
	第三部 第四擔任、庶務掛 坂本 豐福 井
體操	教務掛 寺谷 朝藏 鳥取
圖畫、手工、體操	庶務掛 齋藤 與助 千葉
國語	第一部 第二擔任、會計掛 金成 みき 茨城
國語	教務掛 村重 嘉勝 大阪
圖畫	教務掛 岡田 千代 石川
	第三部 第三擔任、教務掛 淺黄 俊次郎 山形
	第一部 第四擔任、教務掛 和田 てる 愛知
裁縫	教務掛 森井 千代子 廣島
	第一部 第一擔任、教務掛 永堀 千鶴子 東京
	第一部 第五擔任、教務掛 田原 美榮 山口
	第二部 第一二擔任、會計掛 德田 進 群馬
	第三部 第二擔任、教務掛 瀬野尾 秀義 愛知

英語	講師	日野 勝子 東京
商業	鹽	清福 島
體操	助教授	三浦 ヒロ
體操	助教諭	佐々木 光子
體操	講師	田中 婦美子
事務室勤務	雇	山口 源作 静岡
附屬幼稚園	主事	教授 倉橋 惣三 静岡
	保母	第二部 林ノ組擔任 及川 ふみ 東京

山本あや子 鹿兒島 奉天 女師	橋口マツ 鹿兒島 女師	泉サナヘ 佐賀 東京第三 愛知第一	加藤智 山口 奉天 愛知第一	國弘チエ子 山口 奉天 愛知第一	小島正子 兵庫 第一神戶 奉天	幸田富貴子 岡山 第一神戶 奉天	鹽田美貴 福岡 第一神戶 奉天	竹内孝 新潟 第一神戶 奉天	外村久江 北海道 第一神戶 奉天	中座ミサオ 山口 第一神戶 奉天	新納百合子 東京 第一神戶 奉天	平木昭子 福岡 第一神戶 奉天	松川美代 東京 第一神戶 奉天	三浦喜満子 大分 第一神戶 奉天	(休)三宅三 佛英和 東京第二	(休)宮下アキ 新發田 東京第二	(休)村上愛子 廣島 東京第二	渡邊千代 北海道 東京第二	理科第三學年 數學選修	
草川いき 三重 西條	品川キミ 東京 佐賀	田中秀子 兵庫 東京第一	松尾正枝 兵庫 東京第一	森尾正枝 兵庫 東京第一	八島文子 廣島 東京第一	橫田ミホ 東京 東京第一	米田節子 兵庫 東京第一	有賀節子 東京 東京第一	伊藤禮子 東京 東京第一	小田右江 東京 東京第一	岡嶋正枝 大分 東京第一	小島伊久子 茨城 東京第一	小松久子 茨城 東京第一	新高松子 長野 東京第一	高田千枝子 岡山 東京第一	中島幸子 長野 東京第一	藤岡波子 長野 東京第一	藤原文枝 岡山 東京第一	伊藤富美子 東京 東京第三	
今井純 北海道 青森女師	岩山静枝 秋田 奉天	内田ハチ 秋田 奉天	大田茂子 東京 奉天	竹下正子 東京 奉天	原村文子 東京 奉天	前野玉江 兵庫 奉天	三屋きみ 東京 奉天	米山百枝子 長野 奉天	渡邊和子 神奈川 東京第二	家事科第三學年	粟井茂 岡山 奉天	江藤信子 山口 奉天	遠藤芳子 山口 奉天	河村ヒサキ 山口 奉天	金東珠 山口 奉天	熊野愛子 山口 奉天	黒澤美恵子 山口 奉天	佐伯眞佐子 山口 奉天	白石ノリ 山口 奉天	杉繁子 山口 奉天

小島光子 東京 東京第五	三坂高麗子 東京 東京第六	大和敏子 岡山 東京第六	吉村文子 福岡 東京第六	植物及動物選修	説田愛子 岐阜 日之出	滝田いさ 東京 東京第一	廣本ユキ子 兵庫 東京第一	藤尾節子 東京 東京第一	本多英子 神奈川 神奈川	益岡敏子 岡山 神奈川	家事科第四學年	五十嵐マキ 山形 東京第三	板橋文代 東京 東京第一	岡村ちや子 長野 東京第一	(休)香川千鶴子 東京 東京第一	海稻智加惠 東京 東京第一	川口貞子 長野 東京第一	河井田蕙子 岡山 東京第一	澤村日出子 新潟 東京第一	清水フミ 秋田 東京第二	
鈴木とみえ 茨城 東京第一	中村せつ 群馬 東京第一	船石久 岡山 東京第一	前川壽子 東京 東京第三	毛利道子 東京 東京第三	森内ふさ子 長野 東京第六	横田文子 岡山 東京第六	横田文子 岡山 東京第六	萊利曾子 東京 平塚	内田勝代 茨城 大土	小田みれ子 岐阜 大土	笠原富美子 山形 大土	大田みれ子 山形 大土	笠原富美子 山形 大土	小島富美子 東京 浦和	佐藤優文 東京 東京第一	齊藤初江 東京 東京第一	塚本ほみ 東京 東京第一	藤井登貴和 東京 東京第一	藤井壽々 東京 東京第一	藤井忍子 東京 東京第一	山下綾子 鹿兒島 東京第二
山邊鏡 東京 東京第五	吉田幸子 東京 東京第五	文科第三學年 國語選修	阿部俊子 岡山 東京第一	淺井操 愛知 東京第一	池田園子 東京 東京第一	石崎深雪 栃木 東京第一	河村幸子 宮城 奉天	佐藤トミ 岩手 奉天	杉森美代子 静岡 奉天	杉山千代子 静岡 奉天	曾我道子 岡山 奉天	曾根原幸子 長野 奉天	多羅尾貞子 岡山 奉天	秩父良子 石川 奉天	永田重子 東京 奉天	福富秀子 東京 奉天	古田和子 東京 奉天	松本ゆり 青森 奉天	光藤初音 愛媛 奉天	森本元子 東京 奉天	

竹内チハル	竹内チハル	瀧浦チハル	高橋チハル	田中チハル	關口チハル	柴崎チハル	小山チハル	神崎チハル	樺島チハル	浦口チハル	岩松チハル	今井チハル	乾久チハル	石原チハル	池原チハル	井上チハル	横山チハル	安井チハル	森美チハル	三宅チハル
千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

瀧谷チハル	新井チハル	佐藤チハル	工藤チハル	大村チハル	今村チハル	家坂チハル	新井チハル	吉田チハル	與謝チハル	山田チハル	宮下チハル	松田チハル	福原チハル	廣瀬チハル	平井チハル	日高チハル	林高チハル	恒高チハル	築山チハル	玉田チハル
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

篠崎チハル	坂井チハル	栗田チハル	岩本チハル	上野チハル	稻留チハル	井上チハル	渡邊チハル	若林チハル	谷川チハル	村上チハル	村田チハル	増田チハル	平野チハル	原野チハル	丹羽チハル	中村チハル	立村チハル	高橋チハル	宗田チハル	杉山チハル
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

竹内チハル	仙波チハル	佐藤チハル	倉田チハル	響田チハル	加藤チハル	小幡チハル	磯村チハル	横山チハル	山元チハル	梁取チハル	三谷チハル	古澤チハル	藤原チハル	福地チハル	平賀チハル	坂西チハル	長谷川チハル	堤長チハル	善田チハル
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

大島チハル	牛山チハル	今村チハル	茨木チハル	市川チハル	赤坂チハル	渡邊チハル	和住チハル	龍崎チハル	横山チハル	山田チハル	柳澤チハル	三上チハル	丸山チハル	藤原チハル	野口チハル	中村チハル	辻川チハル	長川チハル	長川チハル
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

丸山チハル	松本チハル	新田チハル	新沼チハル	中尾チハル	土志田チハル	谷川チハル	高橋チハル	駿田チハル	鈴木チハル	柴山チハル	古林チハル	小島チハル	黒澤チハル	黒木チハル	工藤チハル	菊池チハル	川村チハル	金田チハル	加藤チハル	太田チハル	太田チハル
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

佐藤直子	小林美枝	小林貞子	川村節子	香月エ子	太田タツエ	大映ふさ	小笠原和	伊藤壽美	井手美代子	家事科第一學年(一ノ組)	脇山美枝子	山川ウメノ	森美江	見立千代	牧島貞子	前島貞子	堀井待子	寶珠百合子	廣森百合子	橋本幸子	長島いづ子
宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	宮城	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	廣島	東京第七

小林マツ	小池絹恵	神田政子	折原静子	大橋かづ子	大槻ヤス	遠藤淑	石田敏	伊藤清子	家事科第一學年(二ノ組)	矢中マツ	宮澤まさ江	溝口愛太子	牧野淑子	細谷政恵	橋野恵始	中村都	高田豊	田村和子	鈴木清子	白島晶子	相馬信子	
新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟	新潟

井上道子	栗屋正子	保育實習科第一學年	安藤静子	研究科第一學年	傳喜	山西貴美	宮島キヨ子	水谷勝子	三井敏子	前澤定子	原綾子	新高きみ代	高橋タマエ	高田タマエ	田代尚	須藤みよし	志賀美津	佐藤淑子	後藤田鶴子
東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六	東京第六

熊野祥岐	上原緑	忍みれ	大森喜美子	尾崎園子	小野田喜實子	今澤ふみ	石川和子	安藤筆子	文科第一學年	渡邊千葉	山内ハル	室田ツギ	三宅忠子	深瀬亀美	平尾あや	野村和子	南保美登利	角崎登美枝	高橋たか子	高橋幸子	菅芳子
岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜	岐阜

三輪ふさ	藤原美智子	平野美子	平田サヨ	日江井咲子	長谷部イッコ	西嶋三枝	成田のり	中島万壽	中里はま	塚原佳子	武田みよ	高橋芳子	田中みち子	田代敏子	瀧川千枝子	新莊ツネ	佐藤静恵	佐藤幸子	業田千代	
愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一	愛知第一

永井育子	富田文美	千乘時子	高見和喜	高井澄	田中志人	鈴木重愛	重枝愛子	佐野そのみ	佐武カツ子	近喰カツ子	久山美彌子	桐谷まさ	太田富美子	大野ふみ子	内山府子	岩谷愛子	稻重正子	渡邊玉枝	山口蕙子	
東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一	東京第一

學科	文科				理科				家事科				計	入學志願者	入學者		
	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年				第一志願者	第二志願者
最年	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	
最高年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	
最低年	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	
平均年	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	七月	
學科	聽講生	選科生	實習科	保育科	研究科	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
最年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
最高年	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
最低年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
平均年	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月

七 本校生徒年齡別

六 入學志願者入學者及學歷及卒業年次別

(昭和七年度)

學科	文科				理科				計	入學志願者	入學者	
	第一志願者	第二志願者	第三志願者	第四志願者	第一志願者	第二志願者	第三志願者	第四志願者				
最年	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	
最高年	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	
最低年	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	
平均年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	
學校	師範學校	第一學部	第二學部	小	師範學校	第一學部	第二學部	小	師範學校	第一學部	第二學部	小
最年	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
最高年	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	四月
最低年	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月	三月
平均年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
學歷	四年	五年	六年	七年	四年	五年	六年	七年	四年	五年	六年	七年
最年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
最高年	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月	六月
最低年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
平均年	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月	一月
其他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	他
總計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

坂元 山崎 鹿兒島	足立 和田 千葉	堤 渡邊 東京	明治十七年二月 小學師範科卒業(十四人)	谷田部 今村 新瀨	篠崎 大村 埼玉	佐藤 江野 東京	○佐藤 後閑 東京	佐善 齊藤 東京	加藤 田村 東京	○加藤 瀧本 和歌山	鳩 波多野 茨城	金子 英三 千葉	福島 三守 千葉	合原 村上 千葉	
石川 竹尾 静岡	菊地 種野 北海道	山崎 星野 埼玉	平松 宮里 東京	小野澤 森本 鹿兒島	井上 飯田 東京	近藤 熊崎 東京	田澤 澤崎 東京	藤田 里見 千葉	木村 鈴木 静岡	渡邊 茂木 静岡	山邊 岩永 東京	○小川 土方 茨城	○小川 松岡 福島	○小川 松岡 茨城	○小川 松岡 茨城
波多野 須藤 東京	奥田 永井 静岡	須田 原井 東京	瀧田 原井 東京	吉村 原前 東京	河野 宮前 東京	安藤 興野 兵庫	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田
長谷川 宇野 東京	猪子 沖野 兵庫	小池 神中 和歌山	堀木 暮崎 群馬	吉村 倉田 静岡	厚木 小杉 静岡	田寺 坂根 山口	本多 平山 東京	永井 服部 東京	多賀 鳩山 東京	松林 山崎 東京	川名 古市 東京	長嶺 伏見 愛知	志賀 宮本 青森	○長岡 相磯 静岡	○長岡 相磯 静岡
長谷川 宇野 東京	猪子 沖野 兵庫	小池 神中 和歌山	堀木 暮崎 群馬	吉村 倉田 静岡	厚木 小杉 静岡	田寺 坂根 山口	本多 平山 東京	永井 服部 東京	多賀 鳩山 東京	松林 山崎 東京	川名 古市 東京	長嶺 伏見 愛知	志賀 宮本 青森	○長岡 相磯 静岡	○長岡 相磯 静岡

坂元 山崎 鹿兒島	足立 和田 千葉	堤 渡邊 東京	明治十七年七月 小學師範科卒業(十三人)	利根川 大塚 東京	妹尾 笠井 東京	清水 喜多島 東京	○清水 平山 千葉	長野 星野 静岡	小野 丸山 長野	梅村 三村 山口	明治十八年二月 小學師範科卒業(十一人)	佐竹 小江 島根	小松 小南 高知	齊藤 後藤 山口	永井 柴田 山口
石川 竹尾 静岡	菊地 種野 北海道	山崎 星野 埼玉	平松 宮里 東京	小野澤 森本 鹿兒島	井上 飯田 東京	近藤 熊崎 東京	田澤 澤崎 東京	藤田 里見 千葉	木村 鈴木 静岡	渡邊 茂木 静岡	山邊 岩永 東京	○小川 土方 茨城	○小川 松岡 福島	○小川 松岡 茨城	○小川 松岡 茨城
波多野 須藤 東京	奥田 永井 静岡	須田 原井 東京	瀧田 原井 東京	吉村 原前 東京	河野 宮前 東京	安藤 興野 兵庫	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田	○畑 今井 秋田
長谷川 宇野 東京	猪子 沖野 兵庫	小池 神中 和歌山	堀木 暮崎 群馬	吉村 倉田 静岡	厚木 小杉 静岡	田寺 坂根 山口	本多 平山 東京	永井 服部 東京	多賀 鳩山 東京	松林 山崎 東京	川名 古市 東京	長嶺 伏見 愛知	志賀 宮本 青森	○長岡 相磯 静岡	○長岡 相磯 静岡
長谷川 宇野 東京	猪子 沖野 兵庫	小池 神中 和歌山	堀木 暮崎 群馬	吉村 倉田 静岡	厚木 小杉 静岡	田寺 坂根 山口	本多 平山 東京	永井 服部 東京	多賀 鳩山 東京	松林 山崎 東京	川名 古市 東京	長嶺 伏見 愛知	志賀 宮本 青森	○長岡 相磯 静岡	○長岡 相磯 静岡

西川 * 湯川かめ 長崎	小澤 岡部し 長崎	木村 近藤す 鳥取	森永きよ 埼玉	鹿見島	野村 内海なと 東京	竹澤 * 長田せ 東京	◎ 河野き 東京	宮野 * 木村き 青森	大橋 * 櫻井せ 東京	西山 * 田所ま 高知	小川 * 塚本ま 福岡	牧川 * 寺田ま 茨城	戸野 * 野田ま 京都	土岐 * やま 京都	野口 * つか 兵庫
西川 * 湯川かめ 長崎	小澤 岡部し 長崎	木村 近藤す 鳥取	森永きよ 埼玉	鹿見島	野村 内海なと 東京	竹澤 * 長田せ 東京	◎ 河野き 東京	宮野 * 木村き 青森	大橋 * 櫻井せ 東京	西山 * 田所ま 高知	小川 * 塚本ま 福岡	牧川 * 寺田ま 茨城	戸野 * 野田ま 京都	土岐 * やま 京都	野口 * つか 兵庫
片岡 安井つね 東京	◎ 菊池ふさ 茨城	◎ 鈴木みほ 長崎	◎ 中島つね 高知	◎ 西垣さう 熊本	◎ 藤田さく 岡山	◎ 村松たまき 宮城	◎ 松田とみ 熊本	◎ 矢津 熊本	◎ 米山 * 藤田さく 岡山	◎ 波多野 * 村松たまき 宮城	◎ 松田とみ 熊本	◎ 高澤 安達鏡 山梨	◎ 田中 小川くに 山梨	◎ 高澤 安達鏡 山梨	◎ 田中 小川くに 山梨
片岡 安井つね 東京	◎ 菊池ふさ 茨城	◎ 鈴木みほ 長崎	◎ 中島つね 高知	◎ 西垣さう 熊本	◎ 藤田さく 岡山	◎ 村松たまき 宮城	◎ 松田とみ 熊本	◎ 矢津 熊本	◎ 米山 * 藤田さく 岡山	◎ 波多野 * 村松たまき 宮城	◎ 松田とみ 熊本	◎ 高澤 安達鏡 山梨	◎ 田中 小川くに 山梨	◎ 高澤 安達鏡 山梨	◎ 田中 小川くに 山梨
戸澤 * 江澤かす 千葉	◎ 池田みづ 鳥取	◎ 細野 * 梶原銚 東京	◎ 三好 * 河井イネ 東京	◎ 太田 * 小池みつ 東京	◎ 吉田 * 小林のぶ 群馬	◎ 窪田 * 後長す 静岡	◎ 志賀 * 佐々木アサ 山口	◎ 星名 * 津田中 東京	◎ 原 * 藤村喜 岡山	◎ 宮澤 * 川崎政 山口	◎ 吉川 * 渡邊みち 東京	◎ 安藤 * 渡邊みち 東京	◎ 白樫よしの 和歌山	◎ 白樫よしの 和歌山	◎ 白樫よしの 和歌山
戸澤 * 江澤かす 千葉	◎ 池田みづ 鳥取	◎ 細野 * 梶原銚 東京	◎ 三好 * 河井イネ 東京	◎ 太田 * 小池みつ 東京	◎ 吉田 * 小林のぶ 群馬	◎ 窪田 * 後長す 静岡	◎ 志賀 * 佐々木アサ 山口	◎ 星名 * 津田中 東京	◎ 原 * 藤村喜 岡山	◎ 宮澤 * 川崎政 山口	◎ 吉川 * 渡邊みち 東京	◎ 安藤 * 渡邊みち 東京	◎ 白樫よしの 和歌山	◎ 白樫よしの 和歌山	◎ 白樫よしの 和歌山

高崎 御園生と 福井	◎ 山中かふ 東京	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟
高崎 御園生と 福井	◎ 山中かふ 東京	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟
高崎 御園生と 福井	◎ 山中かふ 東京	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟
高崎 御園生と 福井	◎ 山中かふ 東京	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟
高崎 御園生と 福井	◎ 山中かふ 東京	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟	◎ 野田ついで 新潟	◎ 山崎ついで 新潟

<p>明治二十六年十二月 小學師範科卒業(二人) * 山口 寸枝 長野</p> <p>明治二十七年三月 高等師範科卒業(十五人) 木村 雨森 銅 島根 濱武 伊藤 池田 龜代 東京 林武 奥田 志代 京都 高橋 川原 小島 坂本 京都 安藤 藤田 高木 富田 東京 ◎ 原田 德富 藍 熊本 川崎 中島 西島 長野 佐野 西島 富田 長野 松本 林口 松本 和歌山 丸山 松山 松本 沖繩 福田 吉村 千鶴 高山 山口 知</p>	<p>明治二十七年七月 小學師範科卒業(二人) * 大橋 かね 東京</p> <p>明治二十八年三月 高等師範科卒業(十七人) ◎ 伊東 喜久 兵庫 吉澤 岩間 せら 大阪 ◎ 池田 好 大阪 日向 小枝 吉 鶴 佐賀 日川 笠原 小穴 長野 西川 桑原 磐阿 高知 宮川 小池 原 阿 三重 松井 瀬川 川 都 岡山 ◎ 神門 鳥羽 まつみ 長野</p>	<p>明治二十九年三月 高等師範科卒業(十九人) 龍島 中島 敏 東京 楠島 中城 響 高知 柴田 波多野 徳 東京 ◎ 田宮 松村 きの 高知 ◎ 小泉 三田 光 東京 新野 武見 八重 富山 芳野 松島 八重 富山 丹羽 伊藤 藤 長崎 澤羽 安藤 ちやう 栃木 ◎ 伊藤 藤 佐賀 ◎ 小田 切浦 乃 山梨 中澤 神武 小田 乃 山梨 味岡 栗本 武 山梨 種村 佐藤 山 山梨 岡本 竹内 響 愛媛</p>
---	--	---

<p>明治二十五年三月 高等師範科卒業(十五人) 岩手 岩崎 久 滋賀 奥山 中川 まさ 東京 ◎ 茂木 浅石 代 岩手 ◎ 元吉 岡田 高知 元吉 岡田 高知 古市 奥野 鈴 石川 坂井 加納 しゆう 岐阜 坂野 高槻 鈴 石川 代鳥 長岡 三 三重 平川 西村 滋賀 染谷 中田 のち 東京 平野 深川 とし 岐阜 井口 藤田 あくり 秋田 井上 普喜 秋田 * 三角 錫 北海道</p>	<p>明治二十五年七月 小學師範科卒業(四人) 京都 新 湯 都 佐伯 高橋 ひざ 三重 佐島 和松 田 東京 貴鳥 和田 東京</p> <p>明治二十五年十一月 小學師範科卒業(一人) 板倉 鈴 群馬</p> <p>明治二十六年三月 高等師範科卒業(十三人) ◎ 藤川 河野 つか 東京 ◎ 鈴木 北澤 みね 長野 ◎ 高畑 島川 まき 三重 高畑 島川 まき 三重 森岡 鈴木 竹 新潟 安田 田中正 尾 滋賀 八木 寺田 まゆ 石川 八木 寺田 まゆ 石川 明石 中島 まゆ 愛知</p>	<p>明治二十六年七月 小學師範科卒業(五人) 長野 宮 城 ◎ 佐藤 勢 長野 ◎ 平松 富塚 とき 宮城 藤崎 原田 たよ 宮城 上戸米 村松 つね 宮城 小山 根本 くら の 宮城</p> <p>明治二十六年十月 高等師範科卒業(一人) 井上 はほ 和歌山</p> <p>明治二十六年七月 小學師範科卒業(三人) 小金 富士 京都 中澤 爲田 よね 京都 新渡戸 脇本 たが 山形</p>
--	---	---

小 溪 *	伊 庭 *	◎ 野 *	淺 野 *	樋 口	堀 田	柳 橋	松 枝	高 橋	宮 城	田 村	選科卒業(五人)										
清 末	北 村	貴 田	笠 原	川 上	大 田	大 會	小 川	江 崎	上 野	生 田	石 澤	淺 田	横 田	島 田	小 河	宇 野	今 村	熊 本			
ト メ	さ か	な ほ	マ 米	マ サ	江 江	福 馬	群 馬	山 形	長 野	愛 媛	東 京	秋 田	山 口	静 岡	高 知	千 葉	和 歌	熊 本			
大 分	和 歌	青 森	東 京	東 京	山 形	福 馬	群 馬	山 形	長 野	愛 媛	東 京	秋 田	山 口	静 岡	高 知	千 葉	和 歌	熊 本			
鈴 木	竹 下	内 田	香 川	◎ 池	法 田	菊 田	安 齋	室 齋	難 波	長 谷	杉 本	◎ 村 上									
山 口	山 本	守 屋	森 本	松 元	福 田	平 野	橋 本	速 水	野 村	生 江	直 江	永 井	多 賀	須 藤	薄 谷	清 水	柴 田	佐 藤	佐 藤	小 堀	
や う	登 し	エ 晴	チ 晴	芳 記	千 惠	龜 尾	す 子	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光	ら 光
三 重	熊 本	東 京	廣 島	鹿 兒	東 京	東 京	宮 城	山 口	東 京	東 京	宮 城	京 都	福 島	新 潟	福 島	千 葉	靜 岡	靜 岡	北 海	福 島	熊 本
小 笠	内 田	鈴 木	吉 村	村 田	八 田	辻 橋	高 橋	水 野	瀬 川	森 岡	松 宮	内 藤	岩 成	志 賀	文 科	明 治	三 十 七 年	三 月	文 科	卒 業	(二 十 七 人)
早 田	二 階	西 脇	内 藤	相 馬	篠 田	佐 久	佐 々	齋 藤	金 子	菊 谷	川 口	大 關	奥 田	大 立	石 川	井 川	池 内	飯 岡	足 立	阿 刀	宮 城
マ ツ	ト ク	リ カ	ま さ	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト	モ ト
福 島	福 島	阿 山	山 形	山 形	廣 島	滋 賀	福 井	宮 城	新 潟	和 歌	和 歌	青 森	愛 知	京 都	京 都	長 崎	鳥 取	秋 田	岡 山	宮 城	熊 本

小 林	秋 葉	上 總	橋 本	田 上	打 越	桐 榮	◎ 榮	高 橋	◎ 邊	松 澤	町 田	宮 本	中 山	宮 崎							
吉 田	油 井	松 村	本 多	古 谷	福 永	藤 井	林 玉	中 川	田 邊	高 橋	高 柳	須 藤	鈴 木	清 水	小 泉	小 池	向 野	國 柄	木 村	小 田	
ふ ぢ	ち か	と み	ひ さ	タ ク	ふ じ	キ ヨ	子 ヨ	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子	ヨ 子
奈 良	千 葉	大 阪	宮 城	山 口	兵 庫	福 島	靜 岡	福 島	滋 賀	東 京	山 梨	長 野	和 歌	東 京	島 根	新 潟	神 奈	奈 良	山 形	長 崎	
◎ 村	杉 田	高 田	山 田	平 沼	佐 藤	鈴 木	小 柳	富 田	◎ 野	◎ 澤	平 野	今 澤	◎ 村	◎ 越	渡 邊	理 科	卒 業	(十 九 人)			
和 知	山 本	牧 野	松 岡	半 澤	萩 原	長 谷	中 野	築 山	高 橋	田 中	木 村	最 所	佐 々	大 森	石 橋	一 瀬	赤 星				
テ ル	ル ツ	マ ツ	ハ ル	加 ル	セ ン	た め	ゆ め	ヤ チ	ヨ 子	貞 重	八 重	枝 重	ミ ノ	フ ミ	ツ ネ	志 郎	千 代				
千 葉	千 葉	新 潟	鳥 取	石 川	北 海	富 山	兵 庫	山 形	熊 本	大 阪	富 山	岡 山	岡 山	山 梨	福 井	秋 田	埼 玉	熊 本			
増 田	甲 斐	山 本	赤 堀	芳 賀	西 里	大 西	森 田	太 田	田 中	日 下	飯 田	長 尾	宮 田	椎 川	技 藝	科	卒 業	(十 九 人)			
横 山	吉 村	山 口	森 下	南 村	西 村	成 田	富 田	高 橋	武 内	田 中	篠 原	岸 本	加 藤	奥 寺	越 智	浦 野	阿 刀	宮 城			
つ や	は ら	フ ジ	な は	閑 静	き ね	ヒ サ	要 サ	ツ サ	フ サ	み つ	チ カ	鉄 ノ	カ ズ	キ ノ	キ ノ	キ ノ	キ ノ	キ ノ	キ ノ	キ ノ	キ ノ
兵 庫	福 井	佐 賀	熊 本	奈 良	愛 知	和 歌	富 山	東 京	香 川	福 岡	山 形	香 川	東 京	富 山	福 島	山 口	熊 本	宮 城			

藤野	上野	櫻井	北野	熊澤	山田	小桐	猿田	丹宗	寺田	高橋	平野	山中	堀合	木宮
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
村尾	細野	戸島	田中	田中	須磨	清水	小林	小山	黒山	久保	木村	梶浦	神谷	金井
セ	シ	ユ	キ	ツ	ナ	ノ	ハ	ト	ク	サ	シ	ス	セ	ソ
愛媛	三重	福島	石川	東京	大阪	長野	東京	茨城	鹿島	京都	石川	石川	島根	北海道

佐藤	小西	小此木	布施	杉田	清水	岩井	早川	神田	窪井	佐藤	関川	中井	藤井	進藤	石井
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
塘梅	辻野	高橋	鈴木	佐久間	後藤	古賀	久保田	河内	金子	片山	岡見	内合	落池	井上	矢部
ミ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ	ツ
佐賀	東京	東京	岩手	静岡	岐阜	宮城	山梨	鹿島	山口	熊本	新潟	熊本	山口	秋田	秋田

明治三十八年三月
文科卒業生(二十九人)

富田	渡邊	小川	小川	牧野	富野	山本	平澤	安藤	寺島	古屋	淺田	岩田	原田	土屋
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
萱島	川村	尾形	小川	宇佐美	石谷	阿部	渡邊	山邊	山中	三浦	村松	前田	前田	橋本
シ	レ	タ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ	ケ
大分	山形	山形	東京	栃木	新潟	千葉	岡山	秋田	東京	茨城	長野	山梨	滋賀	京都

理科卒業生(十七人)

相川	比山	金山	渡邊	河野	諸岡	久保	徳永	草野	中島	百澤	水島	河野	柏木	柴山	木村	山本
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
宮東	原村	田村	志保	小谷	君林	内塚	大村	植松	池上	栗屋	荒木	渡邊	脇田	吉岡	吉野	安野
ミ	マ	フ	ミ	ミ	タ	タ	サ	サ	ト	サ	ヒ	ナ	フ	メ	ノ	喜
長崎	大阪	富山	山形	兵庫	静岡	佐賀	大塚	福岡	福岡	青森	福島	長野	和歌山	兵庫	富山	秋田

◎山田	◎金野	◎惠比壽	◎厚見	◎石津	◎越智	◎赤間	◎根來	◎岩瀬	◎野尻	◎山本	◎立野	◎片岡	◎馬渡	◎藤岡
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
森宮	宮地	星野	西野	永岡	武井	高木	城藤	佐藤	澤田	大江	小野	井村	安藤	安東
タ	カ	ミ	ミ	マ	マ	ヒ	ヒ	キ	キ	キ	キ	キ	キ	キ
福岡	高知	山形	宮城	石川	山口	山梨	京都	愛知	宮城	大阪	福岡	静岡	岐阜	大分

技藝科卒業生(十九人)

竹山	野崎	丸山	栗原	秋原	杉本	森本	安藤	小磯	船木	高田
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
有馬	前田	福原	山根	長野	中野	高木	杉原	小野	清野	加藤
フ	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム	ム
鹿兒島	新潟	福島	鳥取	長野	石川	熊野	滋賀	埼玉	山形	徳島

家事専修科卒業生(十五人)

地理歴史専修科卒業生(二十六人)

中 村	小 山	樋 口	伊 佐	今 西	◎	河 口	木 幡	池 上	田 口	鹽 川	松 本	佐 田	古 戸	◎	田 島						
吉 田	矢 島	武 藤	平 川	林 川	*	富 岡	鶴 田	常 光	竹 内	竹 野	田 中	杉 山	鈴 木	須 下	須 藤	鳥 村	作 間	小 松	來 見		
イ ヲ	志 ヲ	ミ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	*	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	キ ヲ	
福 岡	和 歌	新 潟	熊 本	秋 田	*	山 形	大 阪	熊 本	青 森	大 阪	滋 賀	長 野	長 野	京 都	石 川	熊 本	富 山	宮 城	大 阪	徳 島	
原 施	布 原	小 島	岩 田	江 澤	*	山 本	岩 崎	田 崎	宮 内	牧 内	伊 藤	鈴 木	◎	益 田	渡 邊	高 橋	川 人	理 科	卒 業	(二十人)	
米 田	山 崎	山 崎	見 山	平 山	*	西 山	寺 内	高 尾	田 所	田 中	關 原	松 本	佐 木	黒 田	清 原	遠 藤	今 堀	石 川	小 豆	安 藝	
タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	*	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク	タ ク
新 潟	千 葉	和 歌	香 川	長 野	*	高 知	和 歌	千 葉	熊 本	愛 媛	熊 本	愛 媛	茨 城	佐 賀	島 根	佐 賀	和 歌	岐 阜	大 阪	徳 島	
横 山	岩 村	岩 村	福 野	齊 藤	*	布 能	土 井	◎	大 野	◎	大 野	◎	哇 森	水 野	津 野	江 田	北 爪	山 田	技 藝	卒 業	(二十四人)
村 田	福 野	野 村	田 村	千 頭	*	清 水	櫻 井	澤 井	澤 井	佐 伯	齊 藤	古 賀	草 賀	熊 澤	黒 澤	貴 志	大 久	大 内	大 川	入 間	
フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	*	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ	フ サ
富 山	石 川	京 都	新 潟	高 知	*	山 梨	富 山	滋 賀	富 山	長 野	宮 城	宮 城	島 根	山 口	北 海	石 川	徳 島	宮 城	山 形	宮 城	福 島

酒 井	常 川	池 田	井 村	内 田	鈴 木	土 方	田 淵	技 藝	科 卒 業	(二十人)	川 口	樺 井	隅 田	檜 崎	國 澤	淺 野	松 本			
田 中	鈴 木	齊 藤	佐 藤	國 友	神 崎	神 戸	井 上	伊 藤	荒 川	村 田	平 尾	錦 居	田 中	鈴 木	島 岡	佐 野	佐 藤	來 見	風 尾	
タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ	タ マ
福 岡	東 京	千 葉	愛 媛	宮 崎	福 崎	宮 崎	宮 崎	靜 岡	兵 庫	福 岡	大 阪	高 知	千 葉	山 口	奈 良	富 山	徳 島	和 歌	福 山	
菅 原	鈴 木	關 出	雲 出	瀧 澤	◎	柳 澤	柳 澤	國 語	體 操	專 修	科 卒 業	(二十一人)	石 川	◎	尾 村	佐 布	青 島	渡 邊	齊 藤	
錦 織	中 村	中 根	戸 田	關 尾	須 藤	相 良	河 田	太 平	河 田	石 川	山 毛	森 下	三 輪	尾 藤	原 藤	西 村	竹 下	高 松	高 松	
フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ	フ ウ
宮 城	福 島	福 島	廣 島	京 都	石 川	東 京	石 川	新 潟	東 京	山 梨	富 山	東 京	愛 媛	大 阪	熊 本	新 潟	熊 本	石 川	石 川	
山 本	須 藤	小 野	齋 藤	緒 方	馬 場	馬 場	馬 場	文 科	卒 業	(二十九人)	三 輪	岡 本	樫 村	岡 崎	川 久	◎	今 井	林 本	坂 本	古 川
織 田	阿 木	小 川	江 端	上 田	石 川	飯 川	蘆 川	吉 田	吉 田	山 根	山 田	山 田	山 田	矢 村	森 山	皆 川	宮 崎	的 場	廣 田	
サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ	サ ダ
石 川	和 歌	宮 城	福 島	鳥 取	福 島	大 分	山 形	石 川	京 都	鳥 取	茨 城	岡 山	東 京	群 馬	東 京	香 川	和 歌	長 崎	長 崎	

鎮目	秋草	内藤	佐藤	山田	石川	中島	松木	吉川	宇田	原田	藤谷	小林	吉田	永岡	神田	常石	才田	三井	理科卒業(二十五人)
*	*														*				
服部	橋本	中島	鳥越	鶴田	辻高	滋賀	佐藤	桑門	北島	木谷	金田	大下	稻木	今里	市川	岩井	赤倉	有川	
きみ	恒子	龜喜	トク	ルイ	テツ	チツ	サツ	テツ	ナミ	クニ	キミ	イワ	ヒサ	チエ	ヨシ	安世	外喜	ヒサエ	
愛知	東京	知馬	群馬	静岡	北海道	千葉	佐賀	山梨	富山	三重	香川	山口	栃木	長崎	岡山	高知	石川	香川	
小西	小泉	久金	山田	松尾	片宗	金井	梅澤	瀧口	末永	和田									馬場
			*																
平野	野上	長澤	津田	高橋	酒見	坂井	齊藤	小柴	小林	金土	加藤	加藤	石附	五十嵐	松村	松村	堀口	中村	
山崎	ヤス	ケイ	福	ネ	ト	セ	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀	賀
和歌山	香川	新潟	富山	京都	福島	佐賀	静岡	岐阜	長野	群馬	東京	富山	富山	富山	富山	富山	富山	富山	富山
瀧谷	天野	菊池	手島	香川	早川	村合	樋永	後藤	渡邊										
*	*	*	*	*	*	*	*	*	*										
藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤	藤藤										
ミ	期	テ	ろ	ヤ	枝	カ	カ	カ	カ										
佐賀	兵庫	岩手	愛知	山口	神奈川	廣島	岡山	長崎	福岡	東京									

高野	市原	青砥	大竹	北原	曾根	池田	中山	梅原												
*																				
菅沼	鳥守	小池	北佐	今村	川上	岡田	奥山	遠藤	井黒	泉黒	伊藤	浅見								
ぞ	よ	サ	春	都	カ	千	榮	ミ	は	は	子	と								
群馬	静岡	神奈川	山形	東京	福島	長野	千葉	福島	滋賀	熊本	福岡	京都	岐阜							

高平	林	永井	○	德武	堀	高田	南	長谷川	村	寺	中	白	谷	太	中
黒澤	佐藤	末永	菅原	堤	鶴	中	成	平塚	水	松	柳	安	湯	横	山
みづ	文雅	徳式	ナ	ナ	ひ	ひ	順	貞	み	シ	ヨ	シ	み	あ	あ
宮	石	京	北	長	岡	石	京	宮	熊	大	兵	静	崎	岐	山
城	川	都	海	野	山	川	都	城	本	分	庫	岡	玉	阜	川
綿	上	金	西	○	須	三	緒	坂	澤	三	金	高	志	高	志
屋	野	子	永	川	藤	須	賀	坂	井	浦	子	見	高	志	志
今	ケ	ヨ	シ	シ	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池
ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト	ト
長	岡	京	鹿	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東	東
崎	山	京	島	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京	京
黒	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋	橋
田	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本
村	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉
手	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
ま	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い	い
つ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
三	群	熊	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
重	馬	本	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重	重

根	松	田	有	渥	重	岩	古	露	太	太	太	太	太	太	太
岸	岡	代	賀	美	松	崎	澤	木	田	田	田	田	田	田	田
齋	近	和	桂	太	内	魚	五	岩	秋	阿	野	須	倉	勝	大
藤	藤	ス	タ	タ	山	住	百	崎	田	部	々	田	田	村	石
美	ふ	ミ	マ	マ	竹	し	木	カ	マ	和	シ	ス	ミ	ハ	か
禾	み	カ	カ	カ	恵	げ	珠	ツ	ス	和	ス	ス	ス	ル	す
崎	富	山	新	長	岡	兵	福	大	徳	岡	廣	滋	新	東	静
玉	山	口	野	山	庫	庫	岡	阪	島	山	島	賀	湯	京	岡
加	柄	長	佐	○	佐	絹	小	理	澤	松	橋	川	田	折	○
藤	澤	井	藤	藤	藤	笠	高	科	山	本	川	村	中	笠	玉
角	須	清	清	小	太	岡	江	安	山	矢	安	門	三	松	中
薩	ノ	水	名	河	田	本	井	部	崎	島	田	野	宅	原	川
大	新	新	熊	新	長	高	富	大	愛	熊	山	大	和	福	北
阪	湯	湯	本	湯	崎	知	山	阪	媛	本	形	阪	歌	山	海
林	山	木	○	河	川	出	○	本	佐	遠	河	佐	大	鎮	千
田	谷	村	村	下	田	田	田	間	藤	州	村	木	概	目	葉
久	木	岸	大	板	石	伊	荒	山	三	平	花	中	中	恒	東
保	原	高	原	倉	井	藤	木	田	井	井	木	濱	城	藤	郷
田	高	原	原	倉	井	藤	木	田	井	井	木	濱	城	藤	郷
喜	ミ	イ	イ	タ	ナ	イ	モ	キ	キ	シ	ふ	マ	マ	し	る
代	チ	シ	シ	ケ	カ	チ	モ	ヨ	ヨ	ン	さ	さ	し	る	る
東	廣	宮	福	山	香	大	石	新	新	新	宮	愛	東	高	福
京	島	城	島	口	川	分	川	湯	湯	湯	城	知	京	知	島

明治四十四年三月
文科卒業(二十四人)

齋藤 岩崎 服部 額田 神田 富坂 白川 村田 森田 鈴澤 宮川 吉川 上兼 師岡 中村
伊知地 アケリ 鹿兒島
井淵 英媛
石井 茂玉
池上 茂野
小穴 いと
小田 りと
尾崎 芳野
岡本 いさ
小 林 章
小 林 章
坂井 トキ
田中 トキ
高橋 まり
竹下 まり
竹下 まり
東條 とし
中村 フサコ
長瀬 松代
原田 まつし
深井 彌生
群馬 野馬

理科卒業(二十人)

吉田 三宅ヨシ
水島 山内憲
豊島 吉井ハルエ
鰐部 板澤美
秋山 河内多
牧田 金山く
服部 栗林野
阿部 佐々木
上田 相良春
坂本 相喜江
清水 砂川つや
◎ 田中 茂山
藤村 近藤素
宮崎 堂坂大
松本 外山香
宮坂 名川鳥
上原 中谷は
神尾 長谷川
金子 藤吉
岩手 山形

技藝科卒業(二十二)

青山 馬場ひで
高井 松橋ちよ
中尾 丸茂たまじ
笠原 安藤マキ
平野 朝倉トク
林 伊藤ひで
小出 大谷松枝
◎ 巖本 松人
園 龜岡 小歌
吉田 北村 初子
中川 齋藤 初子
野村 高野 いくよ
水岡 近郷 登代
林 中村 和榮
三浦 南部 阿榮
渡邊 根岸 アサ
福岡 新湯

研究科修了(三人)

鈴木 八反田ふで 石川 愛知
池田 三輪まさの 岐川 阜
澤田 森田チヨ 香川 重
戸田 和田きよ 岡山 重
* 津田 福野
* 安川 長野
土橋 稲垣なり 静岡 岡
高橋 齋藤あさ 宮城 賀

文科卒業(一人)

伊藤 武山ぞよ 岐川 重
恒川 たりえ 三重 重
鶴木 ヨネ 徳島 重
野村 シゲ 富山 重
林 フミコ 富山 重
松村 もよ 富山 重
三上 ちよ 香川 重
喜田 村正子 香川 重
中村 茂木ゲン 東京 重
三村 力石の 長野 重
谷村 吉田菊枝 京都 重
永田 高澤やす 愛知 重
山田 木口ヒデア 根

明治四十四年十二月
保育實習科修了(一人)

桑原 キヨノ 愛媛 媛
白崎 竹尾 福井 媛
武井 てる 岐阜 梨
深尾 さだ 岐阜 梨
吉田 コマ 徳島 梨
進藤 桑原 媛
猪苗代 ちよ 宮城 媛
明治四十五年三月
文科卒業(二十八人)
竹尾 浅野 惟子 東京 京
川村 有竹はな 東京 京
千村 板倉 安良 千本 京
堀尾 上野 太郎 熊本 京
半田 奥村 タメ 福岡 岡
加賀山 岡田 貞 奈良 岡
筒井 河崎 ナツ 奈良 岡
吉永 佐津川 ふみ 静岡 岡
櫻井 藤枝 京都 都

